別記様式第２号（その１の１）

（用紙　日本産業規格Ａ４縦型）

基　本　計　画　書

基本計画									
事項	記入欄								備考
計画の区分	大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ 設置者	コクリツダイガクホウジントウカイコクリツダイガクキコウ 国立大学法人東海国立大学機構								
フリガナ 大学の名称	ギフダイガク 岐阜大学（Gifu University）								
大学本部の位置	岐阜県岐阜市柳戸１番１								
大学の目的	独創的かつ先進的研究の拠点として，知の創造と統合に努めるとともに，高度な教育を通してそれを継承発展させ，豊かな人間性と学識を養い，判断力と実行力及び構想力に富む人材の育成を行い，もって地域社会と人類の発展に貢献することを目的とする。								
新設学部等の目的	岐阜県は「医師不足と偏在」が地域課題の一つである。この解決に向けて，岐阜県との連携・協議により，地域枠推薦入試を導入し，奨学金制度を確立することで組織的に対策に取り組んできた。 これらの取り組みを継続することに関して，岐阜県との間で合意が調ったので，医師養成機関として地域の医師確保等に対応するため，医学部医学科の収容定員を変更するものである。								
新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地	
	年	人	年次 人	人			年　月 第　年次		
教育学部 (Faculty of Education)									
学校教育教員養成課程 (Training Course for School Teachers)	4	220	—	880	学士(教育学) (Bachelor of Education)	教育学・保育学関係	平成10年４月 第1年次	岐阜県岐阜市柳戸１番１	
地域科学部 (Faculty of Regional Studies)									
地域政策学科 (Department of Policy Studies)	4	50	第3年次 5	210	学士(地域科学) (Bachelor of Regional Stidies)	経済学関係 又は 社会学・社会福祉学関係	平成18年4月 第1年次	岐阜県岐阜市柳戸１番１	
地域文化学科 (Department of Cultural Studies)	4	50	第3年次 5	210	学士(地域科学) (Bachelor of Regional Stidies)	経済学関係 又は 社会学・社会福祉学関係	平成18年4月 第1年次	同上	
医学部 (School of Medicine)									
医学科(6年制) (Medical Course)	6	110 (85)	—	660 (510)	学士(医学) (Bachelor of Medicine)	医学関係	令和8年4月 第1年次	岐阜県岐阜市柳戸１番１	
看護学科 (Nursing Course)	4	80	—	320	学士(看護学) (Bachelor of Nursing)	保健衛生学関係	平成12年4月 第1年次	同上	
工学部 (Faculty of Engineering)									
社会基盤工学科 (Department of Civil Engineering)	4	68 【8】	第3年次 10	292 【32】	学士(工学) (Bachelor of Engineering)	工学関係	平成14年4月 第1年次	岐阜県岐阜市柳戸１番１	
機械工学科 (Department of Mechanical Engineering)	4	134 【4】	第3年次 10	556 【16】	学士(工学) (Bachelor of Engineering)	工学関係	平成25年4月 第1年次	同上	

医学部医学科の今回の25名の入学定員の増員は，令和9年度のみの臨時定員増である。
また、医学部医学科の令和8年度における収容定員は660名である。

(人)	入学定員	収容定員
令和８年度	110	660
令和９年度	110	660
令和10年度	85	635
令和11年度	85	610
令和12年度	85	585
令和13年度	85	560
令和14年度	85	535
令和15年度	85	510

【】は社会システム経営学環（学部等連係課程実施基本組織等）への拠出数（内数）

新設学部等の概要	化学・生命工学科 (Department of Chemistry and Biomolecular Science)	4	154 【4】	第3年次 2	620 【16】	学士(工学) (Bachelor of Engineering)	工学関係	平成25年4月 第1年次	同上	
	電気電子・情報工学科 (Department of Electrical, Electronic and Computer Engineering)	4	194 【4】	第3年次 8	792 【16】	学士(工学) (Bachelor of Engineering)	工学関係	平成25年4月 第1年次	同上	
	応用生物科学部 (Faculty of Applied Biological Sciences)									
	応用生命科学課程 (Course of Applied Life Science)	4	0	第3年次 0	0	学士(応用生物科学) (Bachelor of Applied Biological Sciences)	農学関係	平成23年4月 第1年次	岐阜県岐阜市柳戸１番１	【】は社会システム経営学環（学部等連係課程実施基本組織等）への拠出数（内数）
	生産環境科学課程 (Course of Agricultural and Environmental Science)	4	0	第3年次 0	0	学士(応用生物科学) (Bachelor of Applied Biological Sciences)	農学関係	平成16年4月 第1年次	同上	
	応用生命化学科 (Department of Applied Bioscience and Chemistry)	4	58 【3】	3年次 3	238 【12】	学士(応用生物科学) (Bachelor of Applied Biological Sciences)	農学関係	令和7年4月 第1年次 令和9年4月 第3年次	岐阜県岐阜市柳戸１番１	
	食農生命科学科 (Department of Food and Agricultural Science)	4	59 【4】	3年次 4	244 【16】	学士(応用生物科学) (Bachelor of Applied Biological Sciences)	農学関係	令和7年4月 第1年次 令和9年4月 第3年次	同上	
	生物圏環境学科 (Department of Biosphere and Environmental Sciences)	4	53 【3】	3年次 3	218 【12】	学士(応用生物科学) (Bachelor of Applied Biological Sciences)	農学関係	令和7年4月 第1年次 令和9年4月 第3年次	同上	
	共同獣医学科（６年制) (Joint Department of Veterinary Medicine)	6	30	—	180	学士(獣医学) (Veterinary Medicine)	獣医学関係	平成25年4月 第1年次	同上	
	社会システム経営学環 (School of Social System Management)	4	【30】	—	【120】	学士（経営学） (Bachelor of Management)	経済学関係	令和3年4月 第1年次	岐阜県岐阜市柳戸１番１	学部等連係課程実施基本組織等のため、工学部、応用生物科学部の定員を活用
	計		1,260 (1,235)	3年次 50	5,420 (5,270)					

同一設置者内における変更状況（定員の移行，名称の変更等）	(岐阜大学) ・医学系研究科 看護学専攻博士後期課程 （ 3）（令和8年3月意見伺い） 看護学専攻修士課程 → 看護学専攻博士前期課程（令和8年3月意見伺い） (名古屋大学) ・医学部 医学科〔定員増〕 （ 8）（令和8年9月意見伺い）	

教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数	
		講義	演習	実験・実習	計		
		－ 科目	－ 科目	－ 科目	－ 科目	－ 単位	

学部等の名称		基幹教員					助手	基幹教員以外の教員（助手を除く）	
		教授	准教授	講師	助教	計			
新	教育学部　学校教育教員養成課程	43 (43)	30 (30)	0 (0)	6 (6)	79 (79)	0 (0)	3 (3)	

a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	43 (43)	30 (30)	0 (0)	6 (6)	79 (79)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　10人
b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
小計（ａ～ｂ）	43 (43)	30 (30)	0 (0)	6 (6)	79 (79)			
c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ，ｂ又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計（ａ～ｄ）	43 (43)	30 (30)	0 (0)	6 (6)	79 (79)			
地域科学部　地域政策学科	8 (8)	6 (6)	0 (0)	3 (3)	17 (17)	0 (0)	0 (0)	
a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	8 (8)	6 (6)	0 (0)	3 (3)	17 (17)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　8人
b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
小計（ａ～ｂ）	8 (8)	6 (6)	0 (0)	3 (3)	17 (17)			
c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ，ｂ又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計（ａ～ｄ）	8 (8)	6 (6)	0 (0)	3 (3)	17 (17)			
地域科学部　地域文化学科	7 (7)	4 (4)	1 (1)	5 (5)	17 (17)	0 (0)	0 (0)	
a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	7 (7)	4 (4)	1 (1)	5 (5)	17 (17)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　8人
b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
小計（ａ～ｂ）	7 (7)	4 (4)	1 (1)	5 (5)	17 (17)			
c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ，ｂ又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計（ａ～ｄ）	7 (7)	4 (4)	1 (1)	5 (5)	17 (17)			
医学部　医学科	40 (40)	36 (36)	33 (33)	103 (103)	212 (212)	0 (0)	68 (68)	
a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	40 (40)	36 (36)	33 (33)	103 (103)	212 (212)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　105人
b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
小計（ａ～ｂ）	40 (40)	36 (36)	33 (33)	103 (103)	212 (212)			
c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ，ｂ又はcに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
計（ａ～ｄ）	40 (40)	36 (36)	33 (33)	103 (103)	212 (212)			
医学部　看護学科	7 (7)	8 (8)	0 (0)	11 (11)	26 (26)	1 (1)	0 (0)	
a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	7 (7)	8 (8)	0 (0)	11 (11)	26 (26)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　9人
b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
小計（ａ～ｂ）	7 (7)	8 (8)	0 (0)	11 (11)	26 (26)			
c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当す	0	0	0	0	0			

		る者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)		
		ｄ．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ，ｂ又はｃに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
		計（ａ～ｄ）	7 (7)	8 (8)	0 (0)	11 (11)	26 (26)		
	工学部　社会基盤工学科		11 (11)	6 (6)	0 (0)	2 (2)	19 (19)	0 (0)	4 (4)
		ａ．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	11 (11)	6 (6)	0 (0)	2 (2)	19 (19)		大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　6人
		ｂ．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
		小計（ａ～ｂ）	11 (11)	6 (6)	0 (0)	2 (2)	19 (19)		
		ｃ．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
		ｄ．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ，ｂ又はｃに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
		計（ａ～ｄ）	11 (11)	6 (6)	0 (0)	2 (2)	19 (19)		
	工学部　機械工学科		20 (20)	14 (14)	0 (0)	6 (6)	40 (40)	0 (0)	3 (3)
		ａ．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	20 (20)	14 (14)	0 (0)	6 (6)	40 (40)		大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　8人
		ｂ．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
		小計（ａ～ｂ）	20 (20)	14 (14)	0 (0)	6 (6)	40 (40)		
		ｃ．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
設		ｄ．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ，ｂ又はｃに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
		計（ａ～ｄ）	20 (20)	14 (14)	0 (0)	6 (6)	40 (40)		
	工学部　化学・生命工学科		21 (21)	17 (17)	0 (0)	10 (10)	48 (48)	0 (0)	4 (4)
		ａ．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	21 (21)	17 (17)	0 (0)	10 (10)	48 (48)		大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　9人
		ｂ．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
		小計（ａ～ｂ）	21 (21)	17 (17)	0 (0)	10 (10)	48 (48)		
		ｃ．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
		ｄ．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ，ｂ又はｃに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
		計（ａ～ｄ）	21 (21)	17 (17)	0 (0)	10 (10)	48 (48)		
	工学部　電気電子・情報工学科		25 (25)	20 (20)	0 (0)	9 (9)	54 (54)	0 (0)	3 (3)
		ａ．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	25 (25)	20 (20)	0 (0)	9 (9)	54 (54)		大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　9人
		ｂ．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
		小計（ａ～ｂ）	25 (25)	20 (20)	0 (0)	9 (9)	54 (54)		
		ｃ．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
		ｄ．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ，ｂ又はｃに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)		
		計（ａ～ｄ）	25 (25)	20 (20)	0 (0)	9 (9)	54 (54)		
	応用生物科学部　応用生命化学科		13 (13)	7 (7)	0 (0)	1 (1)	21 (21)	0 (0)	29 (29)
		ａ．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事	13	7	0	1	21		大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　6人

	する者であって，主要授業科目を担当するもの	(13)	(7)	(0)	(1)	(21)			
	b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（ａ～ｂ）	13 (13)	7 (7)	0 (0)	1 (1)	21 (21)			
	c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ，ｂ又はｃに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（ａ～ｄ）	13 (13)	7 (7)	0 (0)	1 (1)	21 (21)			
	応用生物科学部　食農生命科学科	10 (10)	8 (8)	0 (0)	4 (4)	22 (22)	0 (0)	34 (34)	
	a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	10 (10)	8 (8)	0 (0)	4 (4)	22 (22)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　６人
	b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（ａ～ｂ）	10 (10)	8 (8)	0 (0)	4 (4)	22 (22)			
	c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（ａ～ｄ）	10 (10)	8 (8)	0 (0)	4 (4)	22 (22)			
	応用生物科学部　生物圏環境学科	7 (7)	9 (9)	0 (0)	2 (2)	18 (18)	0 (0)	28 (28)	
	a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	7 (7)	9 (9)	0 (0)	2 (2)	18 (18)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　６人
	b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（ａ～ｂ）	7 (7)	9 (9)	0 (0)	2 (2)	18 (18)			
	c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（ａ～ｄ）	7 (7)	9 (9)	0 (0)	2 (2)	18 (18)			
	応用生物科学部　共同獣医学科	14 (14)	14 (14)	0 (0)	5 (5)	33 (33)	0 (0)	41 (41)	
	a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	14 (14)	14 (14)	0 (0)	5 (5)	33 (33)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　10人
	b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（ａ～ｂ）	14 (14)	14 (14)	0 (0)	5 (5)	33 (33)			
	c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（ａ～ｄ）	14 (14)	14 (14)	0 (0)	5 (5)	33 (33)			
	社会システム経営学環	7 (7)	6 (6)	0 (0)	1 (1)	14 (14)	0 (0)	2 (2)	
	a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，主要授業科目を担当するもの	7 (7)	6 (6)	0 (0)	1 (1)	14 (14)			大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数　11人
	b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	小計（ａ～ｂ）	7 (7)	6 (6)	0 (0)	1 (1)	14 (14)			
	c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
	計（ａ～ｄ）	7 (7)	6 (6)	0 (0)	1 (1)	14 (14)			
分	計	233 (233)	185 (185)	34 (34)	168 (168)	620 (620)	1 (1)	— (—)	
既	なし	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
	a．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事	—	—	—	—	—			

設	する者であって，主要授業科目を担当するもの	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)		
	b．基幹教員のうち，専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａに該当する者を除く）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)		
	小計（ａ～ｂ）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)		
	c．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ又はｂに該当する者を除く）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)		
	d．基幹教員のうち，専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し，かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって，年間８単位以上の授業科目を担当するもの（ａ，ｂ又はcに該当する者を除く）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)		
	計（ａ～ｄ）	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)		
分	計	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)
合計		233 (233)	185 (185)	34 (34)	168 (168)	620 (620)	1 (1)	－ (－)

職種	専属	その他	計
事務職員	360人 (360)	360人 (360)	720人 (720)
技術職員	1287 (1287)	226 (226)	1513 (1513)
図書館職員	5 (5)	0 0	5 (5)
その他の職員	0 0	100 (100)	100 (100)
指導補助者	0 0	0 0	0 0
計	1652 (1652)	686 (686)	2338 (2338)

校地等	区分	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	
	校舎敷地	368,279㎡	0㎡	0㎡	368,279㎡	その他の内 附属病院　63.614㎡
	その他	6,197,282㎡	11,712㎡	0㎡	6,208,994㎡	
	合計	6,565,561㎡	11,712㎡	0㎡	6,577,273㎡	

校舎	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	
	198,263㎡ (198,263㎡)	0㎡ (0㎡)	0㎡ (0㎡)	198,263㎡ (198,263㎡)	別途附属病院 74,347㎡

教室・教員研究室	教室	816室	教員研究室	100	大学全体

図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	電子図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	機械・器具 点	標本 点
	大学全体	942,028〔324,269〕 (942,028〔324,269〕)	32,835〔23,299〕 (32,835〔23,299〕)	24,464〔11,833〕 (24,464〔11,833〕)	7,790〔6,167〕 (7,790〔6,167〕)	13,746 (13,746)	2,217 (2,217)
	計	942,028〔324,269〕 (942,028〔324,269〕)	32,835〔23,299〕 (32,835〔23,299〕)	24,464〔11,833〕 (24,464〔11,833〕)	7,790〔6,167〕 (7,790〔6,167〕)	13,746 (13,746)	2,217 (2,217)

スポーツ施設等	スポーツ施設	講堂	厚生補導施設	
	4,255㎡	625㎡	17,065㎡	大学全体

経費の見積り及び維持方法の概要	区分	開設前年度	第１年次	第２年次	第３年次	第４年次	第５年次	第６年次	
	経費の見積り 教員１人当り研究費等		—	—	—	—	—	—	
	経費の見積り 共同研究費等		—	—	—	—	—	—	
	経費の見積り 図書購入費	—	—	—	—	—	—	—	国費による
	経費の見積り 設備購入費	—	—	—	—	—	—	—	
	学生１人当り納付金		第１年次	第２年次	第３年次	第４年次	第５年次	第６年次	
			— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	— 千円	
	学生納付金以外の維持方法の概要		該当なし						

大学等の名称　岐阜大学

学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地	
	年	人	年次 人	人		倍			
教育学部						1.09 ≪1.06≫			
学校教育教員養成課程	4	220	-	880	学士（教育学）	1.09 ≪1.06≫	平成10年度	岐阜県岐阜市柳戸１番１	令和2年度入学定員増（20人） 令和3年度入学定員減（△30人）

地域科学部							1.07 ≪1.05≫			
地域政策学科	4	50	3年次 5	210	学士（地域科学）		1.28 ≪1.26≫	平成18年度	岐阜県岐阜市柳戸１番１	
地域文化学科	4	50	3年次 5	210	学士（地域科学）		0.87 ≪0.85≫	平成18年度	同上	
医学部							1.01 ≪0.99≫			
医学科	6	110	-	660	学士（医学）		1.01 ≪0.98≫	昭和39年度	岐阜県岐阜市柳戸１番１	
看護学科	4	80	-	320	学士（看護学）		1.02 ≪1.00≫	平成12年度	同上	
工学部							1.04 ≪1.01≫			【　】は社会システム経営学環（学部等連係課程実施基本組織等）への拠出数（内数）
社会基盤工学科	4	68 【8】	3年次 10	292 【32】	学士（工学）		1.05 ≪1.04≫	平成14年度	岐阜県岐阜市柳戸１番１	令和3年度入学定員増（8人） 令和3年度3年次編入学定員増（10人）
機械工学科	4	134 【4】	3年次 10	556 【16】	学士（工学）		1.07 ≪1.04≫	平成25年度	同上	令和3年度入学定員増（4人） 令和3年度3年次編入学定員増（10人）
化学・生命工学科	4	154 【4】	3年次 2	620 【16】	学士（工学）		1.02 ≪0.98≫	平成25年度	同上	令和3年度入学定員増（4人） 令和3年度3年次編入学定員増（2人）
電気電子・情報工学科	4	194 【4】	3年次 8	752 【16】	学士（工学）		1.04 ≪1.00≫	平成25年度	同上	令和3年度入学定員増（4人） 令和3年度3年次編入学定員増（8人） 令和7年度入学定員増（20人）
応用生物科学部							1.05 ≪1.03≫			【　】は社会システム経営学環（学部等連係課程実施基本組織等）への拠出数（内数）
応用生命科学課程	4	-	-	-	学士（応用生物科学）		-	平成23年度	岐阜県岐阜市柳戸１番１	令和7年度より学生募集停止
生産環境科学課程	4	-	-	-	学士（応用生物科学）		-	平成16年度	同上	令和7年度より学生募集停止
応用生命化学科	4	58 【3】	3年次 3	116 【6】	学士（応用生物科学）		1.04 ≪1.04≫	令和7年度	同上	
食農生命科学科	4	59 【4】	3年次 4	118 【8】	学士（応用生物科学）		1.06 ≪1.06≫	令和7年度	同上	
生物圏環境学科	4	53 【3】	3年次 3	106 【6】	学士（応用生物科学）		1.02 ≪1.02≫	令和7年度	同上	
共同獣医学科	6	30	-	180	学士（獣医学）		1.07 ≪1.07≫	平成25年度	同上	
社会システム経営学環	4	【30】	-	【120】	学士（経営学）		1.05 ≪1.00≫	令和3年度	岐阜県岐阜市柳戸１番１	学部等連係課程実施基本組織等のため、工学部、応用生物科学部の定員を活用
教育学研究科							1.04 ≪1.01≫			
教職実践開発専攻 （専門職学位課程）	2	40	-	80	教職修士（専門職）		1.01 ≪0.97≫	令和4年度	同上	
教育臨床心理学専攻 （修士課程）	2	5	-	10	修士（教育学）		1.30 ≪1.30≫	令和4年度	同上	
地域科学研究科							0.67 ≪0.62≫			【　】は社会システム経営学院（研究科等連係課程実施基本組織等）への拠出数（内数）

既設大学等の状況	地域政策専攻										
	（修士課程）	2	13 【1】	-	26 【2】	修士（地域科学）	0.12 ≪0.04≫	平成13年度	岐阜県岐阜市柳戸１番１	令和7年度入学定員増（1人）	
	地域文化専攻										
	（修士課程）	2	8	-	16	修士（地域科学）	1.50 ≪1.50≫	平成13年度	同上		
	医学系研究科						1.29 ≪1.06≫				
	医科学専攻										
	（博士課程）	4	47	-	188	博士（医学）	1.29 ≪1.07≫	平成14年度	岐阜県岐阜市柳戸１番１		
	看護学専攻										
	（修士課程）	2	8	-	16	修士（看護学）	1.43 ≪0.93≫	平成17年度	同上		
	医療者教育学専攻										
	（修士課程）	2	6	-	12	修士（医療者教育学）	1.16 ≪1.08≫	令和2年度	同上		
	工学研究科						1.48 ≪1.18≫				
	電子情報システム工学専攻										
	（博士課程）	3	-	-	-	博士（工学）	-	平成3年度	同上	平成31年度より学生募集停止	
	工学専攻										
	（博士課程）	3	23	-	69	博士（工学）	1.49 ≪1.20≫	平成31年度	同上		
	岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携統合機械工学専攻										
	（博士課程）	3	2	-	6	博士（学術）	1.00 ≪0.83≫	平成31年度	同上		
	岐阜大学・マレーシア国民大学国際連携材料科学工学専攻										
	（博士課程）	3	2	-	6	博士（学術）	1.83 ≪1.33≫	平成31年度	同上		
	自然科学技術研究科						1.34 ≪1.31≫			【　】は社会システム経営学院（研究科等連係課程実施基本組織等）への拠出数（内数）	
	生命科学・化学専攻										
	（修士課程）	2	74	-	148	修士（工学または応用生物科学）	1.45 ≪1.42≫	平成29年度	岐阜県岐阜市柳戸１番１		
	生物生産環境科学専攻										
	（修士課程）	2	44 【2】	-	86 【4】	修士（応用生物科学）	1.42 ≪1.35≫	平成29年度	同上	令和7年度入学定員増（2人）	
	環境社会基盤工学専攻										
	（修士課程）	2	32 【3】	-	61 【6】	修士（工学）	1.48 ≪1.43≫	平成29年度	同上	令和7年度入学定員増（3人）	
	物質・ものづくり工学専攻										
	（修士課程）	2	67	-	134	修士（工学）	1.51 ≪1.51≫	平成29年度	同上		
	知能理工学専攻										
	（修士課程）	2	91	-	182	修士（工学）	1.29 ≪1.26≫	平成29年度	同上	令和7年度入学定員増（10人）	

エネルギー工学専攻									
（修士課程）	2	72	-	144	修士（工学）	1.10 ≪1.10≫	平成29年度	同上	
岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻									
（修士課程）	2	10	-	20	修士（食品科学技術）	0.75 ≪0.50≫	平成31年度	同上	
共同獣医学研究科						1.41 ≪1.20≫			
共同獣医学専攻									
（博士課程）	4	6	-	24	博士（獣医学）	1.41 ≪1.20≫	平成31年度	岐阜県岐阜市柳戸１番１	
連合農学研究科						1.76 ≪1.40≫			
生物生産科学専攻									
（博士課程）	3	7	-	21	博士（農学）	1.47 ≪1.28≫	平成3年度	岐阜県岐阜市柳戸１番１	
生物環境科学専攻									
（博士課程）	3	5	-	15	博士（農学）	1.80 ≪1.40≫	平成3年度	同上	
生物資源科学専攻									
（博士課程）	3	6	-	18	博士（農学）	2.44 ≪1.94≫	平成3年度	同上	
岐阜大学・インド工科大学グワハティ校国際連携食品科学技術専攻									
（博士課程）	3	2	-	6	博士（学術）	0.66 ≪0.16≫	平成31年度	同上	
連合獣医学研究科						-			
獣医学専攻									
（博士課程）	4	-	-	-	博士（獣医学）	-	平成2年度	岐阜県岐阜市柳戸１番１	平成31年度より学生募集停止
連合創薬医療情報研究科						1.61 ≪1.33≫			
創薬科学専攻									
（博士課程）	3	3	-	9	博士（工学または薬科学）	2.11 ≪1.77≫	平成19年度	岐阜県岐阜市柳戸１番１	
医療情報学専攻									
（博士課程）	3	3	-	9	博士（医科学または薬科学）	1.11 ≪0.88≫	平成19年度	同上	
社会システム経営学院	2	【6】	-	【12】	修士（経営学）	1.08 ≪1.08≫	令和7年度	岐阜県岐阜市柳戸１番１	研究科等連係課程実施基本組織等のため、地域科学研究科、自然科学技術研究科の定員を活用

大学等の名称	名古屋大学							
学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地
	年	人	年次人	人		倍		
文学部	4	125	3年次10	520	学士（文学）	1.09 ≪1.05≫	昭和24年度	愛知県名古屋市千種区不老町
人文学科	4	125	3年次10	520	学士（文学）	1.09 ≪1.05≫	平成8年度	同上
教育学部	4	65	3年次10	280	学士（教育学）	1.08 ≪1.05≫	昭和24年度	愛知県名古屋市千種区不老町

人間発達科学科	4	65	3年次 10	280	学士（教育学）	1.08 ≪1.05≫	平成9年 度	同上	
法学部	4	150	3年次 10	620	学士（法学）	1.10 ≪1.06≫	昭和24年 度	愛知県名古屋市千種区不老町	
法律・政治学科	4	150	3年次 10	620	学士（法学）	1.10 ≪1.06≫	平成9年 度	同上	
経済学部	4	205	3年次 10	840	学士（経済学）	1.09 ≪1.05≫	昭和24年 度	愛知県名古屋市千種区不老町	
経済学科	4	140	—	560	学士（経済学）	1.09 ≪1.04≫	昭和24年 度	同上	
経営学科	4	65	—	260	学士（経済学）	1.07 ≪1.05≫	昭和24年 度	同上	
情報学部	4	149	3年次 12	592	学士（情報学）	1.09 ≪1.05≫	平成29年 度	愛知県名古屋市千種区不老町	**令和7年度入学定員増**(14人)
自然情報学科	4	44	3年次 4	172	学士（情報学）	1.08 ≪1.06≫	平成29年 度	同上	**令和7年度入学定員増**(6人)
人間・社会情報学科	4	38	3年次 4	160	学士（情報学）	1.08 ≪1.01≫	平成29年 度	同上	
コンピュータ科学科	4	67	3年次 4	260	学士（情報学）	1.11 ≪1.05≫	平成29年 度	同上	**令和7年度入学定員増**(8人)
理学部	4	270	—	1,080	学士（理学）	1.10 ≪1.06≫	昭和24年 度	愛知県名古屋市千種区不老町	
数理学科	4	55	—	220	学士（理学）	1.05 ≪1.02≫	平成7年 度	同上	
物理学科	4	90	—	360	学士（理学）	1.06 ≪1.03≫	昭和24年 度	同上	
化学科	4	50	—	200	学士（理学）	1.12 ≪1.10≫	昭和24年 度	同上	
生命理学科	4	50	—	200	学士（理学）	1.22 ≪1.14≫	平成8年 度	同上	
地球惑星科学科	4	25	—	100	学士（理学）	1.07 ≪1.02≫	平成4年 度	同上	
医学部	4・6	308	2年次 4	1,464	学士（医学） 学士（看護学） 学士（保健学） 学士（ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ学）	1.03 ≪1.02≫	昭和24年 度	—	
医学科	6	108	2年次 4	664	学士（医学）	1.03 ≪1.03≫	昭和24年 度	愛知県名古屋市昭和区鶴舞町65	令和4年度編入学定員変更（3年次5名→2年次4名）
保健学科	4	200	—	800	学士（看護学） 学士（保健学） 学士（ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ学）	1.03 ≪1.01≫	平成9年 度	愛知県名古屋市東区大幸南1-1-20	
工学部	4	680	—	2,760	学士（工学）	1.05 ≪1.02≫	昭和24年 度	愛知県名古屋市千種区不老町	**令和7年度入学定員増**(20人)
化学生命工学科	4	99	—	396	学士（工学）	1.04 ≪1.03≫	平成29年 度	同上	
物理工学科	4	83	—	332	学士（工学）	1.06 ≪1.03≫	平成29年 度	同上	
マテリアル工学科	4	110	—	440	学士（工学）	1.06 ≪1.01≫	平成29年 度	同上	
電気電子情報工学科	4	128	—	492	学士（工学）	1.05 ≪1.03≫	平成29年 度	同上	**令和7年度入学定員増**(10人)
機械・航空宇宙工学科	4	160	—	620	学士（工学）	1.05 ≪1.03≫	平成29年 度	同上	**令和7年度入学定員増**(10人)
エネルギー理工学科	4	40	—	160	学士（工学）	1.06 ≪1.03≫	平成29年 度	同上	
環境土木・建築学科	4	80	—	320	学士（工学）	1.06 ≪1.01≫	平成29年 度	同上	
農学部	4	170	—	680	学士（農学）	1.10 ≪1.06≫	昭和26年 度	愛知県名古屋市千種区不老町	
生物環境科学科	4	35	—	140	学士（農学）	1.05 ≪1.02≫	平成18年 度	同上	
資源生物科学科	4	55	—	220	学士（農学）	1.14 ≪1.09≫	平成18年 度	同上	
応用生命科学科	4	80	—	320	学士（農学）	1.09 ≪1.05≫	平成18年 度	同上	

	人文学研究科							平成29年度	愛知県名古屋市千種区不老町	
	人文学専攻							平成29年度	同上	
	（博士前期課程）	2	104	―	208	修士（文学）	0.96			
						修士（歴史学）				
						修士（学術）				
	（博士後期課程）	3	61	―	183	博士（文学）	1.21			
						博士（歴史学）				
						博士（学術）				
	教育発達科学研究科							昭和28年度（平成12年度名称変更）	愛知県名古屋市千種区不老町	
	教育科学専攻							平成12年度	同上	
	（博士前期課程）	2	32	―	64	修士（教育学）	1.32			
						修士（教育）				
	（博士後期課程）	3	16	―	48	博士（教育学）	2.43			
						博士（教育）				
	心理発達科学専攻							平成12年度	愛知県名古屋市千種区不老町	
	（博士前期課程）	2	22	―	44	修士（心理学）	0.86			
						修士（臨床心理学）				
	（博士後期課程）	3	15	―	45	博士（心理学）	1.55			
	法学研究科							昭和28年度	愛知県名古屋市千種区不老町	
	総合法政専攻							平成16年度	同上	
	（博士前期課程）	2	35	―	70	修士（法学）	0.92			
						修士（比較法学）				
						修士（現代法学）				
	（博士後期課程）	3	17	―	51	博士（法学）	0.98			
						博士（比較法学）				
						博士（現代法学）				
	実務法曹養成専攻					法務博士		平成16年度	同上	
	（専門職学位課程）	3	50	―	150	（専門職）	0.86			
	経済学研究科							昭和28年度	愛知県名古屋市千種区不老町	
	社会経済システム専攻							平成12年度	同上	
	（博士前期課程）	2	30	―	60	修士（経済学）	1.26			
	（博士後期課程）	3	15	―	45	博士（経済学）	1.15			
	産業経営システム専攻							平成12年度	同上	
	（博士前期課程）	2	14	―	28	修士（経済学）	0.96			
	（博士後期課程）	3	7	―	21	博士（経済学）	0.61			
	情報学研究科							平成29年度	愛知県名古屋市千種区不老町	令和7年度入学定員増（20人）
	数理情報学専攻							平成29年度	同上	
	（博士前期課程）	2	14	―	28	修士（情報学）	1.28			
						修士（学術）				

	（博士後期課程）	3	4	—	12	博士（情報学） 博士（学術）	1.58			
	複雑系科学専攻							平成29年度	同上	
	（博士前期課程）	2	44	—	88	修士（情報学） 修士（学術）	1.32			令和7年度入学定員増(8人)
	（博士後期課程）	3	8	—	24	博士（情報学） 博士（学術）	1.08			
	社会情報学専攻							平成29年度	同上	
	（博士前期課程）	2	18	—	36	修士（情報学） 修士（学術）	1.00			
	（博士後期課程）	3	5	—	15	博士（情報学） 博士（学術）	1.13			
	心理・認知科学専攻							平成29年度	同上	
	（博士前期課程）	2	15	—	30	修士（情報学） 修士（学術）	0.70			
	（博士後期課程）	3	7	—	21	博士（情報学） 博士（学術）	0.95			
	情報システム学専攻							平成29年度	愛知県名古屋市千種区不老町	
	（博士前期課程）	2	33	—	66	修士（情報学） 修士（学術）	1.12			令和7年度入学定員増(1人)
	（博士後期課程）	3	9	—	27	博士（情報学） 博士（学術）	0.51			
	知能システム学専攻							平成29年度	同上	
	（博士前期課程）	2	40	—	80	修士（情報学） 修士（学術）	1.22			令和7年度入学定員増(11人)
	（博士後期課程）	3	10	—	30	博士（情報学） 博士（学術）	2.76			
	理学研究科							昭和28年度	愛知県名古屋市千種区不老町	
	素粒子宇宙物理学専攻							平成7年度	同上	令和4年度より学生募集停止
	（博士前期課程）	2	—	—	—	修士（理学）	—			
	（博士後期課程）	3	—	—	—	博士（理学）	—			
	理学専攻							令和4年度	同上	令和4年度新設
	（博士前期課程）	2	188	—	376	修士（理学）	1.05			
	（博士後期課程）	3	70	—	210	博士（理学）	1.18			
	名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻							平成28年度	同上	
	（博士後期課程）	3	2	—	6	博士（理学）	0.16			
	医学系研究科							昭和30年度(平成14年度名称変更)	—	
	総合医学専攻							平成25年度	愛知県名古屋市昭和区鶴舞町65	
	（博士課程）	4	151	—	604	博士（医学）	1.13			
	名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻							平成27年度	同上	
	（博士課程）	4	4	—	16	博士（医学）	0.37			

	名古屋大学・ルンド大学国際連携総合医学専攻							平成29年度	同上		
	（博士課程）	4	4	—	16	博士（医学）	0.06				
	名古屋大学・フライブルク大学国際連携総合医学専攻							平成30年度	同上		
	（博士課程）	4	2	—	8	博士（医学）	0.00				
	医科学専攻							平成13年度	同上		
	（修士課程）	2	20	—	40	修士（医科学）	0.97				
	医療行政コース	1	10	—	10	修士（医療行政学）	1.00				
	総合保健学専攻							令和2年度	愛知県名古屋市東区大幸南1-1-20		
	（博士前期課程）	2	70	—	140	修士（看護学）	0.87				
						修士（医療技術学）					
						修士（ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ療法学）					
	（博士後期課程）	3	20	—	60	博士（看護学）	0.81				
						博士（医療技術学）					
						修士（ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ療法学）					
	ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ療法学専攻		—	—	—		—	平成14年度	同上	令和2年度より学生募集停止	
	（博士前期課程）	2	—	—	—	修士（ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ療法学）	—				
	（博士後期課程）	3	—	—	—	博士（ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ療法学）	—				
	工学研究科							昭和28年度	愛知県名古屋市千種区不老町		
	有機・高分子化学専攻							平成29年度	同上		
	（博士前期課程）	2	34	—	68	修士（工学）	0.98				
	（博士後期課程）	3	8	—	24	博士（工学）	1.12				
	応用物質化学専攻							平成29年度	同上		
	（博士前期課程）	2	34	—	68	修士（工学）	1.10				
	（博士後期課程）	3	8	—	24	博士（工学）	0.87				
	生命分子工学専攻							平成29年度	同上		
	（博士前期課程）	2	28	—	56	修士（工学）	1.03				
	（博士後期課程）	3	6	—	18	博士（工学）	0.77				
	応用物理学専攻							平成29年度	同上		
	（博士前期課程）	2	39	—	78	修士（工学）	1.02				
	（博士後期課程）	3	9	—	27	博士（工学）	0.66				
	物質科学専攻							平成29年度	同上		
	（博士前期課程）	2	39	—	78	修士（工学）	0.92				
	（博士後期課程）	3	9	—	27	博士（工学）	0.48				
	材料デザイン工学専攻							平成29年度	同上		
	（博士前期課程）	2	34	—	68	修士（工学）	1.10				
	（博士後期課程）	3	6	—	18	博士（工学）	0.88				
	物質プロセス工学専攻							平成29年度	同上		
	（博士前期課程）	2	35	—	70	修士（工学）	1.20				
	（博士後期課程）	3	8	—	24	博士（工学）	2.33				
	化学システム工学専攻							平成29年度	同上		
	（博士前期課程）	2	34	—	68	修士（工学）	1.01				

	（博士後期課程）	3	6	―	18	博士（工学）	1.83				
	電気工学専攻							平成29年度	同上		
	（博士前期課程）	2	34	―	68	修士（工学）	1.29				
	（博士後期課程）	3	9	―	27	博士（工学）	0.81				
	電子工学専攻							平成29年度	同上		
	（博士前期課程）	2	47	―	94	修士（工学）	1.19				
	（博士後期課程）	3	13	―	39	博士（工学）	0.82				
	情報・通信工学専攻							平成29年度	同上		
	（博士前期課程）	2	33	―	66	修士（工学）	1.18				
	（博士後期課程）	3	8	―	24	博士（工学）	1.20				
	機械システム工学専攻							平成29年度	同上		
	（博士前期課程）	2	66	―	132	修士（工学）	1.25				
	（博士後期課程）	3	14	―	42	博士（工学）	0.83				
	マイクロ・ナノ機械理工学専攻							平成29年度	同上		
	（博士前期課程）	2	36	―	72	修士（工学）	1.19				
	（博士後期課程）	3	8	―	24	博士（工学）	1.00				
	航空宇宙工学専攻							平成29年度	同上		
	（博士前期課程）	2	38	―	76	修士（工学）	1.57				
	（博士後期課程）	3	8	―	24	博士（工学）	1.45				
	エネルギー理工学専攻							平成29年度	同上		
	（博士前期課程）	2	18	―	36	修士（工学）	1.05				
	（博士後期課程）	3	5	―	15	博士（工学）	0.73				
	総合エネルギー工学専攻							平成29年度	同上		
	（博士前期課程）	2	18	―	36	修士（工学）	1.08				
	（博士後期課程）	3	4	―	12	博士（工学）	0.83				
	土木工学専攻							平成29年度	同上		
	（博士前期課程）	2	36	―	72	修士（工学）	1.04				
	（博士後期課程）	3	9	―	27	博士（工学）	1.33				
	名古屋大学・チュラロンコン大学国際連携サステイナブル材料工学専攻							令和4年度	同上	令和4年度新設	
	（博士後期課程）	3	5	―	15	博士（工学）	0.73				
生命農学研究科								昭和30年度(平成9年度名称変更)	愛知県名古屋市千種区不老町		
	森林・環境資源科学専攻							平成30年度	同上		
	（博士前期課程）	2	27	―	54	修士（農学）	1.31				
	（博士後期課程）	3	6	―	18	博士（農学）	2.22				
	植物生産科学専攻							平成30年度	同上		
	（博士前期課程）	2	30	―	60	修士（農学）	1.38				
	（博士後期課程）	3	9	―	27	博士（農学）	1.14				
	動物科学専攻							平成30年度	同上		
	（博士前期課程）	2	28	―	56	修士（農学）	1.05				
	（博士後期課程）	3	7	―	21	博士（農学）	1.23				
	応用生命科学専攻							平成30年度	同上		

	（博士前期課程）	2	66	—	132	修士（農学）	1.06			
	（博士後期課程）	3	16	—	48	博士（農学）	0.79			
	名古屋大学・カセサート大学国際連携生命農学専攻							平成30年度	同上	
	（博士後期課程）	3	2	—	6	博士（農学）	0.50			
	名古屋大学・西オーストラリア大学国際連携生命農学専攻							平成31年度	同上	
	（博士後期課程）	3	2	—	6	博士（農学）	0.33			
	国際開発研究科							平成3年度	愛知県名古屋市千種区不老町	
	国際開発専攻							平成3年度	同上	平成30年度より学生募集停止
	（博士前期課程）	2	—	—	—	修士（国際開発学）	—			
						修士（学術）				
	（博士後期課程）	3	—	—	—	博士（国際開発学）	—			
						博士（学術）				
	国際開発協力専攻							平成30年度	同上	
	（博士前期課程）	2	44	—	88	修士（国際開発学）	1.06			
						修士（学術）				
	（博士後期課程）	3	22	—	66	博士（国際開発学）	1.22			
						博士（学術）				
	多元数理科学研究科							平成7年度	愛知県名古屋市千種区不老町	
	多元数理科学専攻							平成7年度	同上	
	（博士前期課程）	2	47	—	94	修士（数理学）	1.22			
	（博士後期課程）	3	30	—	90	博士（数理学）	0.84			
	環境学研究科							平成13年度	愛知県名古屋市千種区不老町	
	地球環境科学専攻							平成13年度	同上	
	（博士前期課程）	2	53	—	106	修士（環境学）	1.01			
						修士（理学）				
	（博士後期課程）	3	24	—	72	博士（環境学）	1.00			
						博士（理学）				
	都市環境学専攻							平成13年度	同上	
	（博士前期課程）	2	47	—	94	修士（環境学）	1.39			
						修士（工学）				
						修士（建築学）				
	（博士後期課程）	3	21	—	63	博士（環境学）	0.85			
						博士（工学）				
						博士（建築学）				
	社会環境学専攻							平成13年度	同上	
	（博士前期課程）	2	27	—	54	修士（環境学）	0.96			
						修士（社会学）				
						修士（地理学）				
						修士（法学）				
						修士（経済学）				

	（博士後期課程）	3	13	―	39	博士（環境学） 博士（社会学） 博士（地理学） 博士（法学） 博士（経済学）	1.23			
	創薬科学研究科 基盤創薬学専攻							平成24年度	愛知県名古屋市千種区不老町 同上	
	（博士前期課程）	2	32	―	64	修士（創薬科学）	1.14	平成24年度		
	（博士後期課程）	3	10	―	30	博士（創薬科学）	1.13	平成26年度		

附属施設の概要	名　　称：教育学部附属小中学校 目　　的：小学校教育，中学校教育，研究及び教員養成 所 在 地：岐阜県岐阜市加納大手町74番地 設 置 年 月：令和2年4月 規模等（延面積）：13,531㎡ 名　　称：医学部附属病院 目　　的：診療，医学の教育及び研究 所 在 地：岐阜県岐阜市柳戸1番1 設 置 年 月：昭和42年6月 規模等（延面積）：74,874㎡ 名　　称：応用生物科学部附属岐阜フィールド科学教育研究センター 美濃加茂農場 目　　的：農学，獣医学の教育及び研究 所 在 地：岐阜県美濃加茂市牧野1918-1 設 置 年 月：平成16年4月 規模等（延面積）：建物　　1,690㎡ 土地　　95,831㎡ 名　　称：応用生物科学部附属岐阜フィールド科学教育研究センター 位山演習林 目　　的：農学の教育及び研究 所 在 地：岐阜県下呂市萩原町山之口 設 置 年 月：平成16年4月 規模等（延面積）：建物　　1,103㎡ 土地　6,424,445㎡ 名　　称：応用生物科学部附属動物病院 目　　的：診療，獣医学の教育及び研究 所 在 地：岐阜県岐阜市柳戸1番1 設 置 年 月：平成16年4月 規模等（延面積）：3,681㎡ 名　　称：教育推進・学生支援機構 目　　的：教育推進，学生支援 所 在 地：岐阜県岐阜市柳戸1番1 設 置 年 月：平成25年12月 規模等（延面積）：7,144㎡ 名　　称：グローカル推進機構 目　　的：国際協働教育推進,地域国際化推進,留学推進,国際企画 所 在 地：岐阜県岐阜市柳戸1番1 設 置 年 月：平成31年4月 規模等（延面積）：1,045㎡ 名　　称：学術研究・産学官連携推進本部 目　　的：研究推進，教育研究活動支援，産学連携・地域連携推進 所 在 地：岐阜県岐阜市柳戸1番1 設 置 年 月：令和2年4月 規模等（延面積）：11,062㎡ 名　　称：高等研究院 目　　的：研究支援 所 在 地：岐阜県岐阜市柳戸1番1 設 置 年 月：令和2年4月 規模等（延面積）：11,062㎡	

	名　　称 ： 地域連携推進本部 目　　的 ： 地域協働 所　在　地 ： 岐阜県岐阜市柳戸1番1 設 置 年 月 ： 令和7年4月 規模等（延面積） ： 336㎡ 名　　称 ： 環境社会共生体研究センター 目　　的 ： 環境問題、気候変動的応等への研究支援 所　在　地 ： 岐阜県岐阜市柳戸1番1 （高山試験地　岐阜県高山市岩井町919の47） 設 置 年 月 ： 令和6年4月 規模等（延面積） ： 1,890㎡ 名　　称 ： 保健管理センター 目　　的 ： 学生及び教職員の健康管理 所　在　地 ： 岐阜県岐阜市柳戸1番1 設 置 年 月 ： 昭和49年4月 規模等（延面積） ： 525㎡ 名　　称 ： 医学教育開発研究センター 目　　的 ： 医学教育に関する研修，調査分析等 所　在　地 ： 岐阜県岐阜市柳戸1番1 設 置 年 月 ： 平成13年4月 規模等（延面積） ： 535㎡ 名　　称 ： 糖鎖生命コア研究所 目　　的 ： 糖鎖に係る先端研究 所　在　地 ： 岐阜県岐阜市柳戸1番1 設 置 年 月 ： 令和3年1月 規模等（延面積） ： 4,296㎡	

（注）
1　共同学科の認可の申請及び届出の場合，「計画の区分」，「新設学部等の目的」，「新設学部等の概要」，「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
2　「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあっては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあっては「短期大学設置基準別表第一イ」，専門職短期大学にあっては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
3「既設分」については，共同学科等に係る数を除いたものとすること。
4　私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「教室・教員研究室」，「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
5　大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は，「教育課程」，「校地等」，「校舎」，「教室・教員研究室」，「図書・設備」，「スポーツ施設等」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず，斜線を引くこと。
6　「教育課程」の欄の「実験・実習」には，実技も含むこと。
7　空欄には，「－」又は「該当なし」と記入すること。

国立大学法人東海国立大学機構　設置申請に関わる組織の移行表（岐阜大学）

令和8年度	入学定員	編入学定員	収容定員	令和9年度	入学定員	編入学定員	収容定員	変更の事由
岐阜大学				岐阜大学				
教育学部				教育学部				
学校教育教員養成課程	220	―	880	学校教育教員養成課程	220	―	880	
地域科学部		3年次		地域科学部		3年次		
地域政策学科	50	5	210	地域政策学科	50	5	210	
地域文化学科	50	5	210	地域文化学科	50	5	210	
医学部		3年次		医学部		3年次		
医学科（６年制）	110	―	535	医学科（６年制）	110	―	535	臨時定員変更（25）（意見伺い）
看護学科	80	―	320	看護学科	80	―	320	
工学部		3年次		工学部		3年次		
社会基盤工学科	68	10	292	社会基盤工学科	68	10	292	【8】※1
機械工学科	134	10	556	機械工学科	134	10	556	【4】※1
化学・生命工学科	154	2	620	化学・生命工学科	154	2	620	【4】※1
電気電子・情報工学科	194	8	792	電気電子・情報工学科	194	8	792	【4】※1
応用生物科学部		3年次		応用生物科学部		3年次		
応用生命化学科	58	3	238	応用生命化学科	58	3	238	【3】※1
食農生命科学科	59	4	244	食農生命科学科	59	4	244	【4】※1
生物圏環境学科	53	3	218	生物圏環境学科	53	3	218	【3】※1
共同獣医学科（６年制）	30	―	180	共同獣医学科（６年制）	30	―	180	
社会システム経営学環	【30】	-	【120】	社会システム経営学環	【30】	-	【120】	
計	1,260	3年次 50	5,295	計	1,260	3年次 50	5,295	
岐阜大学大学院				岐阜大学大学院				
教育学研究科				教育学研究科				
教職実践開発専攻（P）	40	―	80	教職実践開発専攻（P）	40	―	80	
教育臨床心理学専攻（M）	5	―	10	教育臨床心理学専攻（M）	5	―	10	
地域科学研究科				地域科学研究科				
地域政策専攻（M）	13	―	26	地域政策専攻（M）	13	―	26	【1】※2
地域文化専攻（M）	8	―	16	地域文化専攻（M）	8	―	16	
医学系研究科				医学系研究科				
医科学専攻（４年制D）	47	―	188	医科学専攻（４年制D）	47	―	188	
看護学専攻（M）	8	―	16	看護学専攻（M）	8	―	16	
				看護学専攻（D）	3	―	9	課程の変更（3）（意見伺い）
医療者教育学専攻（M）	6	―	12	医療者教育学専攻（M）	6	―	12	
工学研究科				工学研究科				
工学専攻（D）	23	―	69	工学専攻（D）	23	―	69	
岐阜大学･インド工科大学グワハティ校				岐阜大学･インド工科大学グワハティ校				
国際連携統合機械工学専攻（D）	2	―	6	国際連携統合機械工学専攻（D）	2	―	6	
岐阜大学･マレーシア国民大学				岐阜大学･マレーシア国民大学				
国際連携材料科学工学専攻（D）	2	―	6	国際連携材料科学工学専攻（D）	2	―	6	
自然科学技術研究科				自然科学技術研究科				
生命科学・化学専攻（M）	74	―	148	生命科学・化学専攻（M）	74	―	148	
生物生産環境科学専攻（M）	44	―	88	生物生産環境科学専攻（M）	44	―	88	【2】※2
環境社会基盤工学専攻（M）	32	―	64	環境社会基盤工学専攻（M）	32	―	64	【3】※2
物質・ものづくり工学専攻（M）	67	―	134	物質・ものづくり工学専攻（M）	67	―	134	
知能理工学専攻（M）	91	―	182	知能理工学専攻（M）	91	―	182	
エネルギー工学専攻（M）	72	―	144	エネルギー工学専攻（M）	72	―	144	
岐阜大学･インド工科大学グワハティ校				岐阜大学･インド工科大学グワハティ校				
国際連携食品科学技術専攻（M）	10	―	20	国際連携食品科学技術専攻（M）	10	―	20	
共同獣医学研究科				共同獣医学研究科				
共同獣医学専攻（４年制D）	6	―	24	共同獣医学専攻（４年制D）	6	―	24	
連合農学研究科				連合農学研究科				
生物生産科学専攻（D）	7	―	21	生物生産科学専攻（D）	7	―	21	
生物環境科学専攻（D）	5	―	15	生物環境科学専攻（D）	5	―	15	
生物資源科学専攻（D）	6	―	18	生物資源科学専攻（D）	6	―	18	
岐阜大学･インド工科大学グワハティ校				岐阜大学･インド工科大学グワハティ校				
国際連携食品科学技術専攻（D）	2	―	6	国際連携食品科学技術専攻（D）	2	―	6	
連合創薬医療情報研究科				連合創薬医療情報研究科				
創薬科学専攻（D）	3	―	9	創薬科学専攻（D）	3	―	9	
医療情報学専攻（D）	3	―	9	医療情報学専攻（D）	3	―	9	
社会システム経営学院（M）	【6】	―	【12】	社会システム経営学院（M）	【6】	―	【12】	
計	576	―	1,311	計	579	―	1,320	

※1　【　】内は社会システム経営学環に関する連係協力学部定員内訳
※2　【　】内は社会システム経営学院に関する連係協力研究科定員内訳

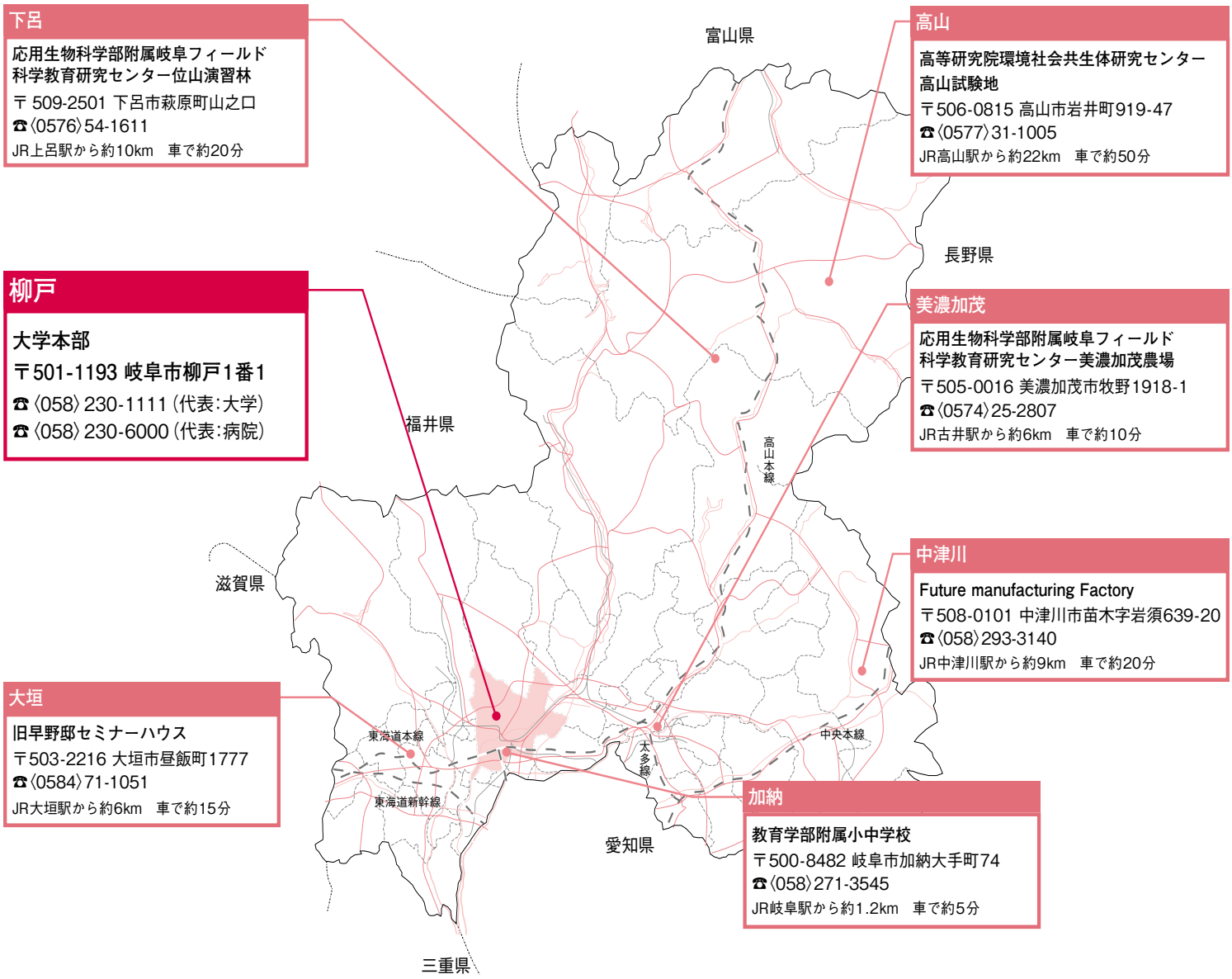
国立大学法人東海国立大学機構　設置申請に関わる組織の移行表（名古屋大学）

令和8年度	入学定員	編入学定員	収容定員	令和9年度	入学定員	編入学定員	収容定員	変更の事由
名古屋大学				名古屋大学				
文学部		3年次		文学部		3年次		
人文学科	125	10	520	人文学科	125	10	520	
教育学部		3年次		教育学部		3年次		
人間発達科学科	65	10	280	人間発達科学科	65	10	280	
法学部		3年次		法学部		3年次		
法律・政治学科	150	10	620	法律・政治学科	150	10	620	
経済学部		3年次		経済学部		3年次		
経済学科	140	—	560	経済学科	140	—	560	
経営学科	65	—	260	経営学科	65	—	260	
学部共通	—	10	20	学部共通	—	10	20	
情報学部		3年次		情報学部		3年次		
自然情報学科	44	4	184	自然情報学科	44	4	184	
人間・社会情報学科	38	4	160	人間・社会情報学科	38	4	160	
コンピュータ科学科	67	4	276	コンピュータ科学科	67	4	276	
理学部				理学部				
数理学科	55	—	220	数理学科	55	—	220	
物理学科	90	—	360	物理学科	90	—	360	
化学科	50	—	200	化学科	50	—	200	
生命理学科	50	—	200	生命理学科	50	—	200	
地球惑星科学科	25	—	100	地球惑星科学科	25	—	100	
医学部		2年次		医学部		2年次		
医学科（6年制）	108	4	628	医学科（6年制）	108	4	628	臨時定員変更(8)(意見伺い)
保健学科	200	—	800	保健学科	200	—	800	
工学部				工学部				
化学生命工学科	99	—	396	化学生命工学科	99	—	396	
物理工学科	83	—	332	物理工学科	83	—	332	
マテリアル工学科	110	—	440	マテリアル工学科	110	—	440	
電気電子情報工学科	128	—	512	電気電子情報工学科	128	—	512	
機械・航空宇宙工学科	160	—	640	機械・航空宇宙工学科	160	—	640	
エネルギー理工学科	40	—	160	エネルギー理工学科	40	—	160	
環境土木・建築学科	80	—	320	環境土木・建築学科	80	—	320	
農学部				農学部				
生物環境科学科	35	—	140	生物環境科学科	35	—	140	
資源生物科学科	55	—	220	資源生物科学科	55	—	220	
応用生命科学科	80	—	320	応用生命科学科	80	—	320	
合　計	2,142	56	8,868	合　計	2,142	56	8,868	
名古屋大学大学院				名古屋大学大学院				
人文学研究科				人文学研究科				
人文学専攻（M）	104	—	208	人文学専攻（M）	104	—	208	
人文学専攻（D）	61	—	183	人文学専攻（D）	61	—	183	
教育発達科学研究科				教育発達科学研究科				
教育科学専攻（M）	32	—	64	教育科学専攻（M）	32	—	64	
教育科学専攻（D）	16	—	48	教育科学専攻（D）	16	—	48	
心理発達科学専攻（M）	22	—	44	心理発達科学専攻（M）	22	—	44	
心理発達科学専攻（D）	15	—	45	心理発達科学専攻（D）	15	—	45	
法学研究科				法学研究科				
総合法政専攻（M）	35	—	70	総合法政専攻（M）	35	—	70	
総合法政専攻（D）	17	—	51	総合法政専攻（D）	17	—	51	
実務法曹養成専攻（専門職学位課程）	50	—	150	実務法曹養成専攻（専門職学位課程）	50	—	150	
経済学研究科				経済学研究科				
社会経済システム専攻（M）	30	—	60	社会経済システム専攻（M）	30	—	60	
社会経済システム専攻（D）	15	—	45	社会経済システム専攻（D）	15	—	45	
産業経営システム専攻（M）	14	—	28	産業経営システム専攻（M）	14	—	28	
産業経営システム専攻（D）	7	—	21	産業経営システム専攻（D）	7	—	21	
情報学研究科				情報学研究科				
数理情報学専攻（M）	14	—	28	数理情報学専攻（M）	14	—	28	
数理情報学専攻（D）	4	—	12	数理情報学専攻（D）	4	—	12	
複雑系科学専攻（M）	44	—	88	複雑系科学専攻（M）	44	—	88	
複雑系科学専攻（D）	8	—	24	複雑系科学専攻（D）	8	—	24	
社会情報学専攻（M）	18	—	36	社会情報学専攻（M）	18	—	36	
社会情報学専攻（D）	5	—	15	社会情報学専攻（D）	5	—	15	
心理・認知科学専攻（M）	15	—	30	心理・認知科学専攻（M）	15	—	30	
心理・認知科学専攻（D）	7	—	21	心理・認知科学専攻（D）	7	—	21	
情報システム学専攻（M）	33	—	66	情報システム学専攻（M）	33	—	66	
情報システム学専攻（D）	9	—	27	情報システム学専攻（D）	9	—	27	
知能システム学専攻（M）	40	—	80	知能システム学専攻（M）	40	—	80	
知能システム学専攻（D）	10	—	30	知能システム学専攻（D）	10	—	30	
理学研究科				理学研究科				
理学専攻（M）	188	—	376	理学専攻（M）	188	—	376	
理学専攻（D）	70	—	210	理学専攻（D）	70	—	210	
名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻（D）	2	—	6	名古屋大学・エディンバラ大学国際連携理学専攻（D）	2	—	6	

国立大学法人東海国立大学機構　設置申請に関わる組織の移行表（名古屋大学）

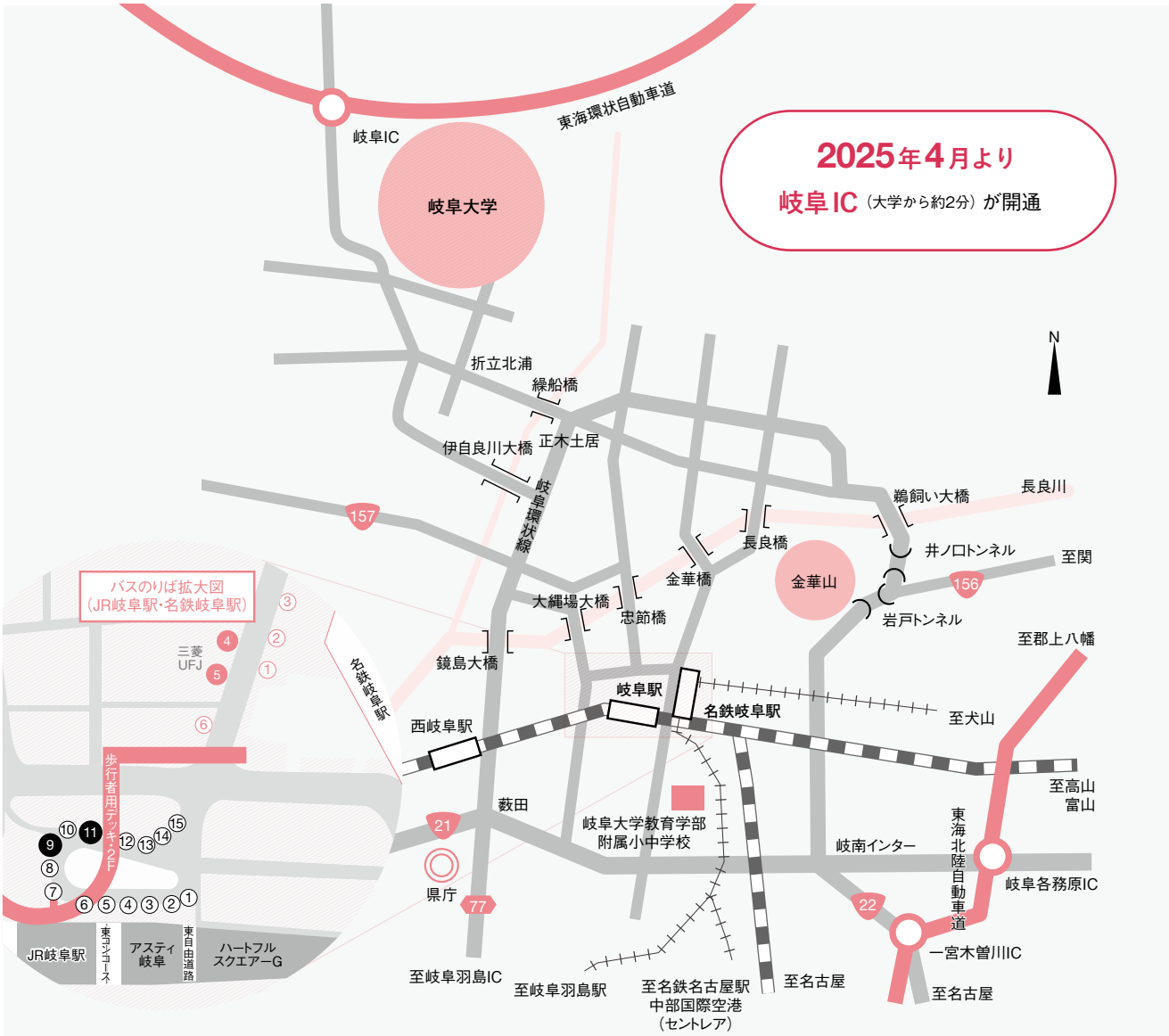
令和8年度	入学定員	編入学定員	収容定員	令和9年度	入学定員	編入学定員	収容定員	変更の事由
医学系研究科				医学系研究科				
総合医学専攻(D)	151	—	604	総合医学専攻(D)	151	—	604	
名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻(D)	4	—	16	名古屋大学・アデレード大学国際連携総合医学専攻(D)	4	—	16	
名古屋大学・ルンド大学国際連携総合医学専攻(D)	4	—	16	名古屋大学・ルンド大学国際連携総合医学専攻(D)	4	—	16	
名古屋大学・フライブルク大学国際連携総合医学専攻(D)	2	—	8	名古屋大学・フライブルク大学国際連携総合医学専攻(D)	2	—	8	
医科学専攻(修士課程)	20	—	40	医科学専攻(修士課程)	20	—	40	
医科学専攻医療行政コース	10	—	10	医科学専攻医療行政コース	10	—	10	
総合保健学専攻(M)	70	—	140	総合保健学専攻(M)	70	—	140	
総合保健学専攻(D)	20	—	60	総合保健学専攻(D)	20	—	60	
工学研究科				工学研究科				
有機・高分子化学専攻(M)	34	—	68	有機・高分子化学専攻(M)	34	—	68	
有機・高分子化学専攻(D)	8	—	24	有機・高分子化学専攻(D)	8	—	24	
応用物質化学専攻(M)	34	—	68	応用物質化学専攻(M)	34	—	68	
応用物質化学専攻(D)	8	—	24	応用物質化学専攻(D)	8	—	24	
生命分子工学専攻(M)	28	—	56	生命分子工学専攻(M)	28	—	56	
生命分子工学専攻(D)	6	—	18	生命分子工学専攻(D)	6	—	18	
応用物理学専攻(M)	39	—	78	応用物理学専攻(M)	39	—	78	
応用物理学専攻(D)	9	—	27	応用物理学専攻(D)	9	—	27	
物質科学専攻(M)	39	—	78	物質科学専攻(M)	39	—	78	
物質科学専攻(D)	9	—	27	物質科学専攻(D)	9	—	27	
材料デザイン工学専攻(M)	34	—	68	材料デザイン工学専攻(M)	34	—	68	
材料デザイン工学専攻(D)	6	—	18	材料デザイン工学専攻(D)	6	—	18	
物質プロセス工学専攻(M)	35	—	70	物質プロセス工学専攻(M)	35	—	70	
物質プロセス工学専攻(D)	8	—	24	物質プロセス工学専攻(D)	8	—	24	
化学システム工学専攻(M)	34	—	68	化学システム工学専攻(M)	34	—	68	
化学システム工学専攻(D)	6	—	18	化学システム工学専攻(D)	6	—	18	
電気工学専攻(M)	34	—	68	電気工学専攻(M)	34	—	68	
電気工学専攻(D)	9	—	27	電気工学専攻(D)	9	—	27	
電子工学専攻(M)	47	—	94	電子工学専攻(M)	47	—	94	
電子工学専攻(D)	13	—	39	電子工学専攻(D)	13	—	39	
情報・通信工学専攻(M)	33	—	66	情報・通信工学専攻(M)	33	—	66	
情報・通信工学専攻(D)	8	—	24	情報・通信工学専攻(D)	8	—	24	
機械システム工学専攻(M)	66	—	132	機械システム工学専攻(M)	66	—	132	
機械システム工学専攻(D)	14	—	42	機械システム工学専攻(D)	14	—	42	
マイクロ・ナノ機械理工学専攻(M)	36	—	72	マイクロ・ナノ機械理工学専攻(M)	36	—	72	
マイクロ・ナノ機械理工学専攻(D)	8	—	24	マイクロ・ナノ機械理工学専攻(D)	8	—	24	
航空宇宙工学専攻(M)	38	—	76	航空宇宙工学専攻(M)	38	—	76	
航空宇宙工学専攻(D)	8	—	24	航空宇宙工学専攻(D)	8	—	24	
エネルギー理工学専攻(M)	18	—	36	エネルギー理工学専攻(M)	18	—	36	
エネルギー理工学専攻(D)	5	—	15	エネルギー理工学専攻(D)	5	—	15	
総合エネルギー工学専攻(M)	18	—	36	総合エネルギー工学専攻(M)	18	—	36	
総合エネルギー工学専攻(D)	4	—	12	総合エネルギー工学専攻(D)	4	—	12	
土木工学専攻(M)	36	—	72	土木工学専攻(M)	36	—	72	
土木工学専攻(D)	9	—	27	土木工学専攻(D)	9	—	27	
名古屋大学・チュラロンコン大学国際連携サステイナブル材料工学専攻(D)	5	—	15	名古屋大学・チュラロンコン大学国際連携サステイナブル材料工学専攻(D)	5	—	15	
生命農学研究科				生命農学研究科				
森林・資材科学専攻(M)	27	—	54	森林・資材科学専攻(M)	27	—	54	
森林・資材科学専攻(D)	6	—	18	森林・資材科学専攻(D)	6	—	18	
植物生産科学専攻(M)	30	—	60	植物生産科学専攻(M)	30	—	60	
植物生産科学専攻(D)	9	—	27	植物生産科学専攻(D)	9	—	27	
動物科学専攻(M)	28	—	56	動物科学専攻(M)	28	—	56	
動物科学専攻(D)	7	—	21	動物科学専攻(D)	7	—	21	
応用生命科学専攻(M)	66	—	132	応用生命科学専攻(M)	66	—	132	
応用生命科学専攻(D)	16	—	48	応用生命科学専攻(D)	16	—	48	
名古屋大学・カセサート大学国際連携生命農学専攻(D)	2	—	6	名古屋大学・カセサート大学国際連携生命農学専攻(D)	2	—	6	
名古屋大学・西オーストラリア大学国際連携生命農学専攻	2	—	6	名古屋大学・西オーストラリア大学国際連携生命農学専攻	2	—	6	
国際開発研究科				国際開発研究科				
国際開発協力専攻(M)	44	—	88	国際開発協力専攻(M)	44	—	88	
国際開発協力専攻(D)	22	—	66	国際開発協力専攻(D)	22	—	66	
多元数理科学研究科				多元数理科学研究科				
多元数理科学専攻(M)	47	—	94	多元数理科学専攻(M)	47	—	94	
多元数理科学専攻(D)	30	—	90	多元数理科学専攻(D)	30	—	90	
環境学研究科				環境学研究科				
地球環境科学専攻(M)	53	—	106	地球環境科学専攻(M)	53	—	106	
地球環境科学専攻(D)	24	—	72	地球環境科学専攻(D)	24	—	72	
都市環境学専攻(M)	47	—	94	都市環境学専攻(M)	47	—	94	
都市環境学専攻(D)	21	—	63	都市環境学専攻(D)	21	—	63	
社会環境学専攻(M)	27	—	54	社会環境学専攻(M)	27	—	54	
社会環境学専攻(D)	13	—	39	社会環境学専攻(D)	13	—	39	
創薬科学研究科				創薬科学研究科				
基盤創薬学専攻(M)	32	—	64	基盤創薬学専攻(M)	32	—	64	
基盤創薬学専攻(D)	10	—	30	基盤創薬学専攻(D)	10	—	30	
合計	2,475	—	5,883	合計	2,475	—	5,883	

都道府県内における位置関係の図面



ー図面2ー

最寄り駅からの距離、交通機関及び所要時間がわかる図面



バスのりば案内

JR 岐阜駅北口・バスターミナルのりば				
のりば	路線名	系統	行先	所要時間
JR 岐阜 -9	岐阜大学·病院線	C70	岐阜大学病院	約30分
JR 岐阜 -9	岐阜大学·病院線	C71	岐阜大学病院	清流ライナー 約25分
JR 岐阜 -9	岐阜大学·病院線	C72	岐阜大学病院	直行 約30分
JR 岐阜 -11	岐南町線（長良橋経由）	N37	岐阜大学病院	約35分

名鉄岐阜のりば				
のりば	路線名	系統	行先	所要時間
名鉄岐阜 -5	岐阜大学·病院線	C70	岐阜大学病院	約30分
名鉄岐阜 -4	岐南町線（長良橋経由）	N37	岐阜大学病院	約35分

- バスはすべて「岐阜大学」に停車。バス系統 C は，忠節橋経由
- 直行便は，学休日，土・日曜日運休
- 清流ライナーは，岐阜大学まで３つの停留所のみ停車する 130 名乗車可能の連節バス

岐阜大学へのアクセス

自家用車

【東海環状自動車道】
・岐阜 IC から約２分（約１km）
【名神高速】
◦一宮 IC から国道22号を北進し，岐阜市街経由で，約50分（約25km）
【東海北陸自動車道】
◦岐阜各務原 IC から国道21号を西進し，岐阜環状線経由で，約40分（約20km）

バス·タクシー

【JR 岐阜駅／名鉄岐阜駅から】
◦岐阜大学まで約 7 km，バスで約30分，タクシーで約20分

鉄道

【JR 名古屋駅／名鉄名古屋駅／近鉄名古屋駅から】
◦JR 岐阜駅まで，東海道本線（新快速）で約20分
◦名鉄岐阜駅まで，名鉄名古屋本線（特急）で約30分
【岐阜羽島駅（新幹線）から】
◦新羽島駅（岐阜羽島駅隣り）から名鉄岐阜駅まで，約30分
◦タクシー利用の場合は，岐阜大学まで約40分
【中部国際空港から】
◦名鉄岐阜駅まで，名鉄（空港特急·ミュースカイ）で約60分

校舎、運動場等の配置図

（柳戸地区）



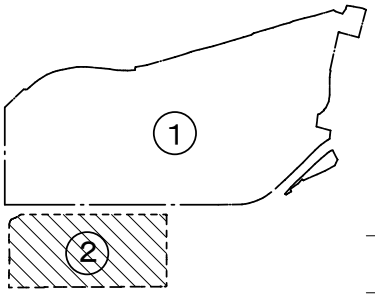
建物配置図

2026年5月1日現在

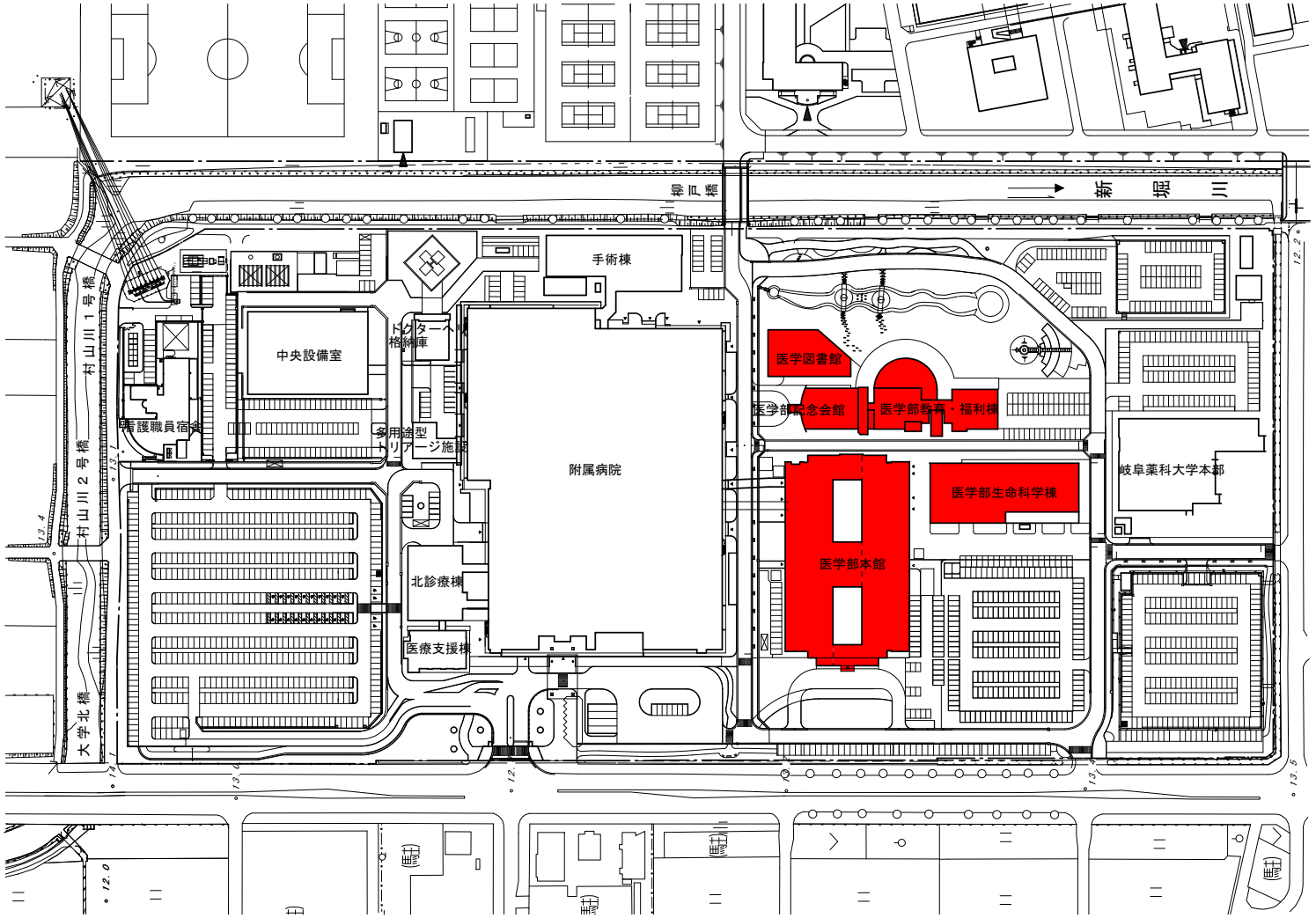
1	大学本部
2	教育学部
3	美術・技術棟
4	音楽棟
5	保健体育棟
6	附属特別支援教育センター
7	地域科学部
8	医学系研究科・医学部
9	医学部生命科学棟
10	医学部教育・福利棟
11	医学部記念会館
12	医学図書館
13	医学部看護学科
14	医学教育開発研究センター
15	附属地域医療医学センター
16	附属量子医学イノベーションリサーチセンター
17	医学部附属病院
18	工学部
19	機械系第１実験棟
20	機械系第２実験棟
21	機械系第３実験棟
22	化学実験・実習施設棟
23	防災工学実験棟
24	土木系実験棟
25	高電圧実験棟
26	機械工場
27	ものづくり技術教育支援センター
28	附属インフラマネジメント技術研究センター
29	応用生物科学部
30	農場管理棟
31	附属岐阜フィールド科学教育研究センター
32	附属動物病院
33	附属野生動物管理学研究センター
34	附属共同獣医学教育開発推進センター
35	附属家畜衛生地域連携教育研究センター
36	社会システム経営学環
37	大学院連合農学研究科
38	大学院連合獣医学研究科
39	糖鎖生命コア研究所
40	図書館
41	総合研究棟Ⅰ
42	総合研究棟Ⅱ
43	教育推進・学生支援機構
44	全学共通教育講義棟
45	学術研究・産学官連携推進本部
46	高等研究院
47	地方創生エネルギーシステム研究センター
48	地域連携スマート金型技術研究センター
49	Gu コンポジット研究センター
50	地域減災研究センター
51	微生物遺伝資源保存センター
52	スマート金型開発拠点棟
53	航空宇宙生産技術開発センター
54	環境社会共生体研究センター
55	One Medicine トランスレーショナルリサーチセンター
56	科学研究基盤センター（ゲノム研究分野）
57	科学研究基盤センター（嫌気性菌研究分野）
58	科学研究基盤センター（動物実験分野）
59	科学研究基盤センター（機器分析分野）
60	科学研究基盤センター（RI 実験分野）
61	岐阜県食品科学研究所（3階岐阜大学産学連携活動エリア）
62	研究ラボ（研究推進部）
63	インフラミュージアム
64	情報連携推進本部（情報館）
65	グローカル推進機構
66	日本語・日本文化教育センター
67	教育学部附属学習協創開発研究センター
68	地域連携推進本部（地域協学センター）
69	保健管理センター
70	大学会館
71	国際交流会館
72	柳戸会館
73	黒野寮
74	保育園ほほえみ
75	講堂
76	体育館
77	武道館
78	第二体育館
79	第二食堂
80	岐阜薬科大学校舎
81	岐阜健康長寿・創薬推進機構（7 階）
82	大学院連合創薬医療情報研究科（8 階）
83	ぎふ防災・減災センター
84	陸上競技場
85	野球場
86	サッカー場
87	ラグビー場
88	テニスコート
89	バスケットボールコート
90	バレーボールコート
91	ハンドボールコート
92	プール
93	弓道場
94	アーチェリー場
95	馬場
96	コンビニエンスストア
97	OKB 岐阜大学プラザ

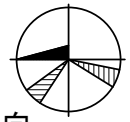


医学部地区配置図



キープラン





夏季主風向

冬季主風向

0　50　100　200M

S＝1：3，000

１．岐阜大学学則 全文（案）

○岐阜大学学則

（平成 19 年 4 月 1 日岐阜大学規則第 50 号）

改正　平成 19 年 12 月 26 日　平成 20 年 4 月 1 日
平成 20 年 11 月 20 日　平成 21 年 4 月 1 日
平成 22 年 4 月 1 日　平成 22 年 7 月 1 日
平成 23 年 4 月 1 日　平成 24 年 4 月 1 日
平成 24 年 8 月 1 日　平成 25 年 4 月 1 日
平成 25 年 12 月 1 日　平成 26 年 4 月 1 日
平成 27 年 4 月 1 日　平成 27 年 4 月 1 日
平成 29 年 4 月 1 日　平成 29 年 4 月 27 日
平成 30 年 4 月 1 日　平成 31 年 4 月 1 日岐阜大学規則第 7 号
令和 2 年 3 月 31 日規則第 6 号　令和 3 年 3 月 23 日　岐大学則第 1 号
令和 4 年 3 月 21 日　岐大学則第 1 号　令和 5 年 3 月 30 日　岐大学則第 1 号
令和 6 年 3 月 29 日　岐大学則第 1 号　令和 7 年 3 月 31 日　岐大学則第 1 号
令和 8 年 3 月 30 日　岐大学則第 1 号

目次

第 1 章　総則（第 1 条・第 2 条）
第 2 章　教育研究上の基本組織（第 3 条－第 14 条の 3）
第 3 章　学部等教育
第 1 節　教育組織，修業年限及び在学期間等（第 15 条－第 18 条）
第 2 節　学年，学期及び休業日（第 19 条－第 21 条）
第 3 節　入学（第 22 条－第 30 条）
第 4 節　教育課程及び履修方法等（第 31 条－第 50 条）
第 5 節　休学，復学，転部，転学，退学及び除籍（第 51 条－第 59 条）
第 6 節　卒業の認定及び学士の学位授与（第 60 条・第 61 条）
第 7 節　教員免許状（第 62 条）
第 8 節　賞罰（第 63 条・第 64 条）
第 4 章　大学院教育（第 65 条）
第 5 章　研究生，科目等履修生，聴講生，特別聴講学生等（第 66 条－第 72 条）
第 6 章　学生支援（第 73 条－第 77 条）
第 7 章　検定料，入学料，授業料及び寄宿料等（第 78 条・第 79 条）
第 8 章　雑則（第 80 条）
附則

第 1 章　総則

（趣旨）

第 1 条　この学則は，国立大学法人東海国立大学機構が設置する岐阜大学（以下「本学」という。）の教育課程に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条　本学は，地域における学術の中心として，深く専門の学芸を教授研究し，学術文化の発展と交流を担うとともに，広く知識を授け，優れた知的・道徳的・応用的能力を持ち，自立した専門的能力を有する人材の育成を行い，もって学術文化の向上と豊かで安全な人間社会の発展に貢献することを目的とする。

第 2 章　教育研究上の基本組織

（学部及び学科・課程）

第 3 条　本学に，次の学部を置き，学部に次の学科・課程を置く。

教育学部	学校教育教員養成課程
地域科学部	地域政策学科
	地域文化学科
医学部	医学科
	看護学科
工学部	社会基盤工学科
	機械工学科
	化学・生命工学科
	電気電子・情報工学科
応用生物科学部	応用生命化学科
	食農生命科学科
	生物圏環境学科
	共同獣医学科

2　前項の工学部電気電子・情報工学科に，電気電子コース，情報コース及び応用物理学コースを置く。

3　第 1 項の応用生物科学部共同獣医学科は，本学及び鳥取大学が共同して編成する共同教育課程とする。

（学環）

第 3 条の 2　本学に，大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 41 条に定める学部等連係課程実施基本組織として，社会システム経営学環（以下「学環」という。）を置く。

2　学環は，地域科学部，工学部及び応用生物科学部の連携及び協力によって教育を実施するものとする。

（教育研究上の目的の公表等）

第3条の3　前2条に定める，学部，学科若しくは課程又は学環にあっては，人材の養成に関する目的，その他の教育研究上の目的を定め公表するものとする。

（大学院）

第4条　本学に，大学院を置く。

2　大学院に関し必要な事項は，岐阜大学大学院学則（平成19年岐阜大学規則第51号。以下「大学院学則」という。）による。

（教員組織）

第5条　学部の学科(教育学部にあっては課程，応用生物科学部にあっては学科及び課程)，学環及び大学院の研究科の専攻に，教育研究上の目的を達成するための教員組織として，講座，学科目等を置く。

2　講座，学科目等に関し必要な事項は，「岐阜大学の講座，学科目，研究部門等に関する規程」（令和2年規程第110号）による。

第6条から第14条の3まで　削除

第3章　学部等教育

第1節　教育組織，修業年限及び在学期間等

（教育組織，入学定員及び収容定員）

第15条　学部及び学環（以下「学部等」という。）の教育組織，入学定員，3年次編入学定員及び収容定員は，次のとおりとする。

学部	学科又は課程	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
教育学部		人	人	人
	学校教育教員養成課程	220		880
地域科学部	地域政策学科	50	5	210
	地域文化学科	50	5	210
	計	100	10	420
医学部	医学科	85		510
	看護学科	80		320
	計	165		830
工学部	社会基盤工学科	68【8】	10	292【32】
	機械工学科	134【4】	10	556【16】
	化学・生命工学科	154【4】	2	620【16】
	電気電子・情報工学科	194【4】	8	792【16】
	電気電子コース	≪75≫		
	情報コース	≪90≫		
	応用物理コース	≪25≫		
	計	550	30	2,260
応用生物科学部	応用生命化学科	58【3】	3	238【12】
	食農生命科学科	59【4】	4	244【16】
	生物圏環境学科	53【3】	3	218【12】

	共同獣医学科	30		180
	(鳥取大学農学部共同獣医学科)	(35)		(210)
	計	200	10	880
社会システム経営学環		30		120

備考1　工学部における≪　≫は，コース定員を表し，学科の入学定員の内数とする。

備考2　応用生物科学部における(　)は，本学と共同獣医学科を設置している鳥取大学農学部共同獣医学科の入学定員及び収容定員であり，外数とする。

備考3　社会システム経営学環の入学定員及び収容定員は，工学部及び応用生物科学部の定員の内数とし，【　】は，各学科及び課程に係る内数を示す。

(修業年限)

第16条　学部等の修業年限は，4年とする。

2　医学部医学科及び応用生物科学部共同獣医学科の修業年限については，前項の規定にかかわらず，6年とする。

(修業年限の通算)

第17条　科目等履修生又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第105条の規定により本学が編成した特別の課程を履修する者として本学において一定の単位を修得した後に本学に入学する場合で，当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認められるときは，その単位数に応じて，相当期間を本学の修業年限の2分の1を超えない範囲で前条の修業年限に通算することができる。

2　前項の修業年限の通算は，学部等の長が行う。

(在学期間)

第18条　学部等の学生は8年を超えて在学することができない。

2　前項の規定にかかわらず，医学部医学科及び応用生物科学部共同獣医学科の学生は，12年を超えて在学することができない。ただし，医学部医学科の1年次及び2年次の2学年間における在学期間にあっては，4年を超えることができない。

3　第27条又は第28条の規定により入学した学生は，在学すべき年数の2倍に相当する年数を超えて在学することができない。

第2節　学年，学期及び休業日

(学年)

第19条　学年は，4月1日に始まり，翌年3月31日に終わる。

(学期)

第20条　学年は，次の2学期に分ける。ただし，医学部医学科については，別に定める。

前学期　4月1日から9月30日まで

後学期　10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第 21 条　本学の休業日は，次のとおりとする。

(1)　日曜日及び土曜日

(2)　国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日

(3)　創立記念日　6 月 1 日

(4)　春季休業　4 月 1 日から 4 月 10 日まで

(5)　夏季休業　8 月 1 日から 9 月 30 日まで(医学部医学科第 2 年次から第 6 年次までにあっては 7 月 10 日から 8 月 31 日まで)

(6)　冬季休業　12 月 23 日から翌年 1 月 10 日まで

2　学部等の長は，前項第 4 号から第 6 号までに規定する休業期間を必要に応じ変更することができる。

3　前 2 項の規定にかかわらず，学部等の長又は教育推進・学生支援機構長が必要であると認めたときは，休業日であっても授業を行うことができる。

第 3 節　入学

(入学の時期)

第 22 条　入学の時期は，学年の初めとする。ただし，再入学，編入学及び転入学並びに秋季入学については，第 19 条に規定する学年の途中においても，学期の区分に従い学生を入学させることができる。

(入学資格)

第 23 条　本学に入学することのできる者は，学校教育法その他の関係法令等の定めた入学資格に該当する者とする。

2　前項に定めるもののほか，入学資格(3 年次編入学を除く。)に関し必要な事項は，別に定める。

(入学願書の提出)

第 24 条　本学への入学を志願する者は，第 78 条に規定する検定料を添え，所定の期日までに入学願書を提出しなければならない。ただし，再入学，転入学並びに秋季入学を志願する者は，各学部等の指定する期日までに，入学願書を提出しなければならない。

2　前項に定めるもののほか，入学願書の提出に関し必要な事項は，別に定める。

(合格者の決定及び入学手続)

第 25 条　学長は，入学志願者について，別に定めるところにより選考の上，合格者を決定する。

2　前項の規定による合格者で本学に入学しようとする者は，第 78 条に規定する入学料を納付し所定の期日までに入学手続きをしなければならない。

(入学の許可)

第 26 条　学長は，前条第 2 項の規定により入学手続を経た者(第 79 条に規定する入学料の免除又は納付猶予の申請を行った者を含む。)に対し，入学を許可する。

（3 年次編入学）

第 27 条　第 15 条の表に掲げる 3 年次編入学定員で編入学できる者は，学校教育法その他の関係法令等の定めた入学資格に該当する者とする。

2　前項に定めるもののほか，入学資格に関し必要な事項は，別に定める。

（再入学，編入学及び転入学）

第 28 条　学長は，本学へ再入学，編入学又は転入学を志願する者があるときは，第 15 条に規定する学部等の収容定員等を勘案し，教育に支障のない場合に限り，選考の上，相当年次に入学を許可することができる。

2　前項に定めるもののほか，入学資格に関し必要な事項は，別に定める。

（既修得単位等の認定）

第 29 条　学部等の長は，第 27 条又は前条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及びその単位数の認定を行うことができるものとする。

（準用規定）

第 30 条　第 24 条，第 25 条及び第 26 条の規定は，第 27 条又は第 28 条の規定により入学する者にこれを準用する。

第 4 節　教育課程及び履修方法等

（教育体系等）

第 31 条　本学における教育体系は，教養教育及び専門教育とし，教養教育においては教養科目（応用生物科学部共同獣医学科にあっては一般教養科目という。以下同じ。）を，専門教育においては基礎科目及び専門科目（応用生物科学部共同獣医学科にあっては専門教育科目という。）を置く。

（教育課程の編成）

第 32 条　学部等及び学科又は課程の教育上の目的を達成するため，本学及び学部等の教育課程に関する編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシー）の下で必要な授業科目を開設し，体系的に教育課程を編成するものとする。

2　教育課程の編成に当たっては，学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに，幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い，豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮をしなければならない。

3　教育課程は，各授業科目を必修科目，選択科目及び自由科目に分け，これを各年次に配当して編成するものとする。

4　第 1 項から前項までに定めるもののほか，教育課程の編成に関し必要な事項は，別に定める。

（授業科目の開設主体）

第 33 条　前条に規定する授業科目のうち全学共通に履修させる教養科目（応用生物科学部共同獣医学科にあっては本学が開設する一般教養科目に限る。）は，全学共通教育科目と称し，教育推進・学生支援機構が全学体制の下で開設する。

2　学部等において履修させる授業科目は，それぞれの学部等が開設する。

（連携開設科目）

第 33 条の 2　前条の規定にかかわらず，大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 19 条の 2 に規定する連携開設科目を，本学が自ら開設したものとみなすことができる。

（外国人留学生等に係る日本語科目等）

第 34 条　外国人留学生に対しては，前条に規定するもののほか，全学共通教育科目として日本語科目及び日本事情に関する科目を置き，これらに関する授業科目を開設することができる。

2　前項の規定により開設する授業科目は，外国人留学生以外の学生で，外国において相当期間，中等教育(中学校，高等学校及び中等教育学校に相当する学校における教育をいう。)を受けた者に履修させることができる。

（単位の計算方法）

第 35 条　授業科目の単位数は，1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果，授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準により単位数を計算するものとする。

(1)　講義については，15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2)　演習については，30 時間の授業をもって 1 単位とする。

(3)　実験，実習及び実技については，45 時間の授業をもって 1 単位とする。

2　前項第 2 号及び第 3 号に規定する単位の計算方法について教育上特別の必要があると認められる場合は，各学部等又は教育推進・学生支援機構において，第 2 号の演習については 15 時間から 30 時間までの範囲で，第 3 号の実験，実習及び実技については 30 時間から 45 時間までの範囲で変更することができる。ただし，第 3 号中芸術等の分野における個人指導による実技の授業については，各学部等又は教育推進・学生支援機構において定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

3　前 2 項の規定にかかわらず，一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準は，講義時間を 3 倍，演習時間を 1.5 倍，実験及び実習時間を 1 倍して，合計時間が 45 時間の授業時間をもって 1 単位とする。

4　第 1 項の規定にかかわらず，卒業論文，卒業研究，卒業制作等の授業科目については，これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には，これらに必要な学修等を考慮して，各学部等において単位数を定めることができる。

（1 年間の授業期間）

第 36 条　1 年間の授業を行う期間は，定期試験等の期間を含め，35 週にわたることを原則とする。

（各授業科目の授業期間）

第 37 条　各授業科目の授業は，15 週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし，教育上特別の必要があると認められる場合は，これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

（授業及び履修の方法等）

第 38 条　授業は，講義，演習，実験，実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2　前項の授業は，文部科学大臣が別に定める（平成 13 年文部科学省告示第 51 号）ところにより，多様なメディアを高度に利用して，当該授業を行う教室等以外の場所で学生に履修させることができる。

3　第 1 項の授業の一部は，文部科学大臣が定める（平成 15 年文部科学省告示第 43 号）ところにより，本学の校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

4　第 44 条から第 49 条までの規定により修得できる単位又は修得したものとみなす単位の合計は，60 単位を超えることができない。

5　第 31 条から第 34 条及び第 43 条に定めるもののほか，授業科目の単位数及び履修方法に関し必要な事項は，別に定める。

（成績評価基準の明示）

第 39 条　各学部等及び教育推進・学生支援機構は，学修の成果に係る評価等の基準を定め，授業細目（シラバス）に記載し，学生に対して明確に提示しなくてはならない。

（教育内容等の改善のための組織的な研修等）

第 40 条　本学は，授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

（授業科目の成績）

第 41 条　授業科目を履修した者に対しては，原則として試験を行う。この場合，定期試験は，学期末又は学年末に行うものとする。

2　履修した授業科目の成績は，前項に規定する試験のほか，研究報告，随時行う試験，出席及び学修状況等により総合判定する。

3　授業科目の成績は，秀，優，良，可及び不可の 5 種の評語をもって表し，秀，優，良及び可を合格とする。ただし，必要と認める場合は，合格又は不合格の評語を用いることができる。

4　前項の成績評価に関し必要な事項は，別に定める。

（単位又は授業科目の修得の認定）

第 42 条　単位又は授業科目の修得の認定は，前条に規定する授業科目の成績の判定に基づくもののほか，認定に関し必要な事項は，各学部等において別に定める。

（連携開設科目に係る単位の認定）

第 42 条の 2　学生が履修した第 33 条の 2 に規定する連携開設科目について修得した単位を，本学における授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

2　第 60 条に規定する卒業要件として修得すべき単位数のうち，前項の規定により修得したものとみなすものとする単位数は，30 単位を超えないものとする。
3　前 2 項に定めるもののほか，連携開設科目に関し必要な事項は，別に定める。
（履修科目の登録の上限）
第 43 条　各学部等は，学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため，学生が 1 学期に履修科目として登録することができる単位数を定めるものとする。
（他の学部等の授業科目の履修等）
第 44 条　学生は，他の学部等の授業科目を履修し，又は聴講することができる。
2　前項の規定により学生が他の学部等の授業科目を履修し，又は聴講しようとするときは，当該授業科目を開設する学部等の長の許可を得なければならない。
3　前 2 項の規定による他の学部等の授業科目の履修及びその修得単位に関し必要な事項は，別に定める。
（大学院の授業科目の履修）
第 44 条の 2　学生は，本学大学院に進学を希望する場合で，かつ，所属学部等が教育上有益と認めるときは，当該研究科等の授業（大学院の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。）を履修することができる。
2　前項の研究科等の授業科目の履修には，所属する学部等の長及び当該研究科等の長の承認を受けなければならない。
3　前 2 項の規定による大学院の授業科目の履修及びその修得単位に関し必要な事項は，別に定める。
（他の大学等における授業科目の履修等）
第 45 条　学長は，教育上有益と認めるときは，他の大学又は短期大学(以下「他大学等」という。)との協議に基づき，学生に当該他大学等の授業科目を履修させることができる。
2　前項の規定により学生が他大学等の授業科目を履修しようとするときは，学長の許可を得なければならない。
3　前項の規定により他大学等において履修した授業科目について修得した単位は，60 単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。
4　他大学等において履修した期間は，本学の在学期間に算入する。
5　第 1 項から前項までに定めるもののほか，他大学等の授業科目の履修及びその履修した授業科目について修得した単位に関し必要な事項は，別に定める。
（大学以外の教育施設等における学修）
第 46 条　学部等の長は，教育上有益と認めるときは，学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修(平成 3 年文部省告示第 68 号)を，別に定めるところにより，本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。

2　前項の規定により与えることができる単位数は，前条第 3 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

（留学）

第 47 条　学長は，教育上有益と認めるときは，外国の大学又は短期大学（これに相当する教育研究機関を含む。以下「外国の大学等」という。）との協議に基づき，学生を当該外国の大学等に留学させることができる。

2　第 45 条第 2 項から第 4 項までの規定は，学生が外国の大学等に留学する場合にこれを準用する。

3　前 2 項に定めるもののほか，留学に関し必要な事項は，別に定める。

（外国の大学等が行う通信教育における授業科目の履修等）

第 48 条　学長は，教育上有益と認めるときは，学生に外国の大学等が行う通信教育における授業科目を我が国において履修させることができる。

2　第 45 条第 2 項から第 4 項までの規定は，学生が外国の大学等が行う通信教育における授業科目を履修する場合にこれを準用する。

3　前 2 項に定めるもののほか，外国の大学等が行う通信教育における授業科目の履修に関し必要な事項は，別に定める。

（入学前の既修得単位等の認定）

第 49 条　教育上有益と認めるときは，学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第 31 条第 1 項に定める科目等履修生として修得した単位及び同条第 2 項に定める特別の課程を履修する者として修得した単位を含む。）を，学部等の長は，本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2　教育上有益と認めるときは，学生が本学に入学する前に行った短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を，学部等の長は，本学に入学した後の本学における授業科目の履修とみなし，単位を与えることができる。

3　前 2 項の規定により修得したものとみなし，又は与えることのできる単位数は，編入学，転学等の場合を除き，本学において修得した単位以外のものについては，第 45 条第 3 項（第 47 条第 2 項及び第 48 条第 2 項において準用する場合を含む。）により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

4　前 3 項に定めるもののほか，入学前の既修得単位等の認定に関し必要な事項は，別に定める。

（長期にわたる教育課程の履修）

第 50 条　学生が職業を有している等の事情により，当該学生に係る修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは，その計画的な履修について，学長の許可を得なければならない。

2　前項に定めるもののほか，長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は，別に定める。

第 5 節　休学，復学，転部，転学，退学及び除籍

（休学）

第 51 条　学部等の長は，疾病その他特別の理由により引き続き 3 月以上修学することができない者から休学期間を定めた休学願が提出されたときは，休学を許可することができる。

2　学部等の長は，疾病のため修学することが適当でないと認められる者については，休学を命ずることができる。

（休学期間）

第 52 条　休学期間は，1 年以内とし，当該学年末までとする。ただし，特別の理由がある場合は，その期間を 1 年以内更新することができる。

2　休学期間は，通算して 3 年を超えることができない。

3　休学期間は，第 18 条に規定する在学期間に算入しない。

（復学）

第 53 条　学部等の長は，休学期間満了の者又は休学期間中にその理由が消滅した者について，その復学を許可することができる。

2　学部等の長は，第 51 条第 2 項の規定により休学を命じた者で，その理由が消滅した場合には，その復学を許可することができる。

（転部）

第 54 条　学生が他の学部等に転部しようとするときは，所属する学部等の長及び転部する学部等の長の許可を得なければならない。

2　第 29 条の規定は，前項の規定により転部する者にこれを準用する。

（転学）

第 55 条　本学から他の大学へ転学しようとする者は，学長の許可を得なければならない。

（退学）

第 56 条　退学しようとする者は，学長の許可を得なければならない。

（除籍）

第 57 条　学長は，学部等の長の申し出により，次の各号のいずれかに該当する者がある場合は，これを除籍する。

(1)　死亡した者

(2)　行方不明の者

2　学長は，入学料の免除若しくは納付の猶予を許可されなかった者又は半額免除を許可された者で，その納付すべき入学料を納付しない場合は，これを除籍する。

3　学長は，許可なく入学料(納付を猶予された場合に限る。)若しくは授業料を滞納し，又は延納期限を経過し，督促してもこれを納付しない者に対しては，除籍することができる。

(退学を命ずる場合)

第 58 条　学長は，次の各号のいずれかに該当する者がある場合は，退学を命ずることができる。

(1)　第 18 条に規定する在学期間を超えた者

(2)　第 52 条第 2 項に規定する休学期間を超えた者

(3)　疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者

(その他)

第 59 条　第 51 条から前条までに関し，必要な事項は別に定める。

第 6 節　卒業の認定及び学士の学位授与

(卒業の認定)

第 60 条　卒業の認定は，第 16 条に規定する修業年限以上在学し，別に定める授業科目を履修し，卒業要件として定める単位を修得した者について，学長が行う。

2　学長は，前項に規定するもののほか，学校教育法第 89 条に定めるところにより，学生(医学部医学科及び応用生物科学部共同獣医学科の学生を除く。)が本学に 3 年以上在学し，卒業の要件として定める単位を特に優秀な成績で修得したと認める場合には，その卒業を認めることができる。

3　前 2 項に規定する卒業の認定は，学年の終わり(秋季入学した者にあっては，第 16 条に規定する修業年限に達する学期の終わり)に行う。ただし，学年の終わりに行う卒業の認定を受けることができなかった者については，別に定める時期に認定をうけることができるものとする。

4　第 1 項から前項までに定めるもののほか，卒業の認定に関し必要な事項は，別に定める。

(学士の学位授与)

第 61 条　学長は，前条の規定により卒業の認定をした者には，岐阜大学学位規則に定めるところにより，学士の学位を授与する。

第 7 節　教員免許状

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 62 条　教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は，教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2　本学の学部等の学科又は課程において当該所要資格を取得できる課程の認定を受けた免許状の種類及び免許教科の種類は，別表のとおりとする。

第 8 節　賞罰

（表彰）

第 63 条　学生として表彰に価する行為があったときは，学長は，これを表彰する。

2　前項に規定する表彰に関し必要な事項は，別に定める。

（懲戒）

第 64 条　学長は，学生が本学の規則に違反し，又は学生としての本分に反する行為をしたときは，これを懲戒する。

2　前項に規定する懲戒の種類は，退学，停学及び訓告とする。

3　前項に規定する退学は，次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。

(1)　性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2)　正当の理由がなくて出席常でない者

(3)　本学の秩序を乱し，その他学生としての本分に反した者

4　第 2 項の規定による停学の期間が 3 月を超える場合は，第 16 条に規定する修業年限に算入しない。

5　懲戒に関し必要な事項は，第 1 項から前項までに定めるもののほか，学長が別に定める。

第 4 章　大学院教育

（大学院教育）

第 65 条　大学院に関し必要な事項は，大学院学則による。

第 5 章　研究生，科目等履修生，聴講生，特別聴講学生等

（研究生）

第 66 条　学長は，本学において特定の専門事項について研究することを志願する者については，研究生として入学を許可することができる。

（科目等履修生）

第 67 条　学長は，本学の学生以外の者で，一又は複数の授業科目の履修を志願する者については，学部等の教育に支障のない場合に限り，科目等履修生として入学を許可することができる。

（聴講生）

第 68 条　学長は，本学の学生以外の者で，一又は複数の授業科目の聴講を志願する者については，聴講生として入学を許可することができる。

（特別聴講学生）

第 69 条　他の大学(外国の大学を含む。)等に在籍する学生で本学の授業科目について履修することを希望するものについては，当該他の大学との協議に基づき，学長は，特別聴講学生として入学を許可することができる。

（短期特定課題受託研修生）

第 69 条の 2　他の大学（外国の大学を含む。）等に在籍する学生で本学において短期の研修を希望する者については，当該他の大学との協議に基づき，学長は，短期特定課題受託研修生として入学を許可することができる。

（外国人留学生）

第 70 条　学長は，外国人留学生として本学に入学を志願する者については，別に定めるところにより選考の上，外国人留学生として入学を許可することができる。

2　前項に規定する外国人留学生については，第 15 条に規定する収容定員の枠外とすることができる。

（内地留学生等）

第 71 条　学長は，産業教育内地留学生，科学教育研究室研究生，現職教育のため任命権者の命により大学に派遣される教職員，私学研修員，専修学校研修員，公立高等専門学校研修員，公立大学研修員，教職員支援機構研修員，受託研究員，獣医師受託研修生，外国人受託研修員及び中国医学研修生を志願する者については，その受入れを許可することができる。

（その他）

第 72 条　第 66 条から前条までに関し必要な事項は，別に定める。

第 6 章　学生支援

（学生支援）

第 73 条　本学は，学生の修学その他に関し，必要な助言指導を行う。

（保健管理）

第 74 条　学生は，毎年行う定期又は臨時の健康診断を受けなければならない。

第 75 条　学生は，前条に規定する健康診断のほか，学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）その他の法令に基づき，本学の指示する予防接種又はその他の検査を受けなければならない。

（学生支援施設）

第 76 条　本学に，学生寮，課外活動施設その他の学生支援に関する施設を置く。

（その他）

第 77 条　第 73 条から前条までに関し必要な事項は，別に定める。

第 7 章　検定料，入学料，授業料及び寄宿料等

（検定料，入学料，授業料等の額及び収納方法）

第 78 条　検定料，入学料，授業料及び寄宿料は，別に定める額を所定の期日までに納付しなければならない。

（入学料，授業料及び寄宿料の免除並びに納付の猶予）

第 79 条　入学料，授業料及び寄宿料については，免除又は納付猶予の申請を行うことができる。

2　前項に定めるもののほか，入学料，授業料及び寄宿料の免除及び納付猶予については，別に定める。

第 8 章　雑則

（雑則）

第 80 条　この学則に定めるもののほか必要な事項は，別に定める。

附　則

1　この学則は，平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

2　この学則施行の際現に工学部の夜間主コースに在学する学生がいる場合には，第 5 条の規定にかかわらず，当該学生が在学しなくなる日までの間，夜間主コースを置き，第 15 条の表中，工学部及び合計に係る収容定員については，同表の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員		
		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
工学部	社会基盤工学科	人	人	人
	昼間コース	240	240	240
	夜間主コース	15	10	5
	機械システム工学科			
	昼間コース	240	240	240
	夜間主コース	15	10	5
	応用化学科			
	昼間コース	220	220	220
	夜間主コース	15	10	5
	電気電子工学科			
	昼間コース	240	240	240
	夜間主コース	15	10	5
	生命工学科			
	昼間コース	240	240	240
	夜間主コース	15	10	5
	応用情報学科			
	昼間コース	280	280	280
	夜間主コース	15	10	5
	機能材料工学科			
	昼間コース	220	220	220
	夜間主コース	15	10	5
	人間情報システム工学科			
	昼間コース	200	200	200
	夜間主コース	15	10	5
	数理デザイン工学科			
	昼間コース	160	160	160

	(各学科共通)		60	60	60
	計	昼間コース	2,040	2,040	2,040
		夜間主コース	120	80	40
		共通	60	60	60
合計			5,290	5,250	5,210

附　則(平成 19 年 12 月 26 日)

この学則は，平成 19 年 12 月 26 日から施行する。

附　則(平成 20 年 4 月 1 日)

1　この学則は，平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2　改正後の学則第 15 条の表中，医学部の「医学科」及び「計」並びに「合計」に係る収容定員については，同表の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員				
		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
医学部		人	人	人	人	人
	医学科	490	500	510	520	530
	看護学科	340	340	340	340	340
	計	830	840	850	860	870
合計		5,260	5,230	5,200	5,210	5,220

3　第 15 条の表に規定する医学部医学科の収容定員は，平成 34 年度までとする。

附　則(平成 20 年 11 月 20 日)

この学則は，平成 20 年 11 月 20 日から施行する。

附　則(平成 21 年 4 月 1 日)

1　この学則は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2　改正後の学則第 15 条の表工学部の項中の機械システム工学科及び数理デザイン工学科並びに医学部の項中の医学科及び計並びに合計の項の収容定員欄については，同表の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員				
		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
工学部		人	人	人	人	人
	機械システム工学科	245	250	255	260	260
	数理デザイン工学科	155	150	145	140	140
		人	人	人	人	人

医学部	医学科	510	530	550	570	590
	看護学科	340	340	340	340	340
	計	850	870	890	910	930
合計		5,240	5,220	5,240	5,260	5,280

附　則(平成 22 年 4 月 1 日)

1　この学則は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2　改正後の学則第 15 条の表中，医学部の「医学科」及び「計」並びに「合計」に係る収容定員については，同表の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員				
		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
医学部		人	人	人	人	人
	医学科	537	564	591	618	635
	看護学科	340	340	340	340	340
	計	877	904	931	958	975
合計		5,227	5,254	5,281	5,308	5,325

3　平成 21 年度以前に入学した医学部看護学科及び工学部数理デザイン工学科の学生が取得できる教員免許状の種類は，改正後の岐阜大学学則第 62 条第 2 項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則(平成 22 年 7 月 1 日)

この学則は，平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附　則(平成 23 年 4 月 1 日)

1　この学則は，平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2　この学則施行の際現に教育学部の生涯教育課程又は応用生物科学部の食品生命科学課程に在籍する学生がいる場合には，第 3 条の規定にかかわらず，当該学生が在籍しなくなる日までの間，生涯教育課程又は食品生命科学課程を置き，第 15 条の表中，教育学部並びに応用生物科学部の「応用生命科学課程」，「食品生命科学課程」，「獣医学課程」及び「計」並びに「合計」に係る収容定員については，同表の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員				
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
教育学部		人	人	人	人	人
	学校教育教員養成課程	830	860	890	920	920
	特別支援学校教員養成課程	65	70	75	80	80

	生涯教育課程	105	70	35	0	0
	計	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
応用生物科学部		人	人	人	人	人
	応用生命科学課程	80	160	245	330	330
	食品生命科学課程	250	170	85	0	0
	獣医学課程	170	170	170	170	175
	計	830	830	830	830	835
合計		5,254	5,281	5,308	5,325	5,337

附　則(平成 24 年 4 月 1 日)

1　この学則は，平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 23 年度以前に入学した者については，改正後の第 48 条第 3 項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則(平成 24 年 8 月 1 日)

この学則は，平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附　則(平成 25 年 4 月 1 日)

1　この学則は，平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2　この学則施行の際現に工学部の社会基盤工学科，機械システム工学科，応用化学科，電気電子工学科，生命工学科，応用情報学科，機能材料工学科，人間情報システム工学科及び数理デザイン工学科又は応用生物科学部の獣医学課程に在籍する学生がいる場合には，第 3 条の規定にかかわらず，当該学生が在籍しなくなる日までの間，社会基盤工学科，機械システム工学科，応用化学科，電気電子工学科，生命工学科，応用情報学科，機能材料工学科，人間情報システム工学科及び数理デザイン工学科又は獣医学課程を置き，第 15 条の表中，工学部の「社会基盤工学科」，「機械工学科」，「化学・生命工学科」，「電気電子・情報工学科」及び「計」並びに応用生物科学部の「共同獣医学科」及び「計」並びに「合計」に係る収容定員については，同表の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員				
		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
工学部		人	人	人	人	人
	社会基盤工学科	60	120	180	240	240
	機械工学科	130	260	390	520	520
	化学・生命工学科	150	300	450	600	600
	電気電子・情報工学科	170	340	510	680	680
	(各学科共通)			30	60	60

	社会基盤工学科	180	120	60		
	機械システム工学科	195	130	65		
	応用化学科	165	110	55		
	電気電子工学科	180	120	60		
	生命工学科	180	120	60		
	応用情報学科	210	140	70		
	機能材料工学科	165	110	55		
	人間情報システム工学科	150	100	50		
	数理デザイン工学科	105	70	35		
	(各学科共通)	60	60	30		
	計	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
応用生物科学部		人	人	人	人	人
	共同獣医学科	30	60	90	120	150
	獣医学課程	145	115	90	60	30
	計	835	835	840	840	840
合計		5,313	5,330	5,342	5,342	5,342

3　平成 24 年度以前に医学部医学科に入学した学生については，改正後の岐阜大学学則第 18 条第 2 項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

4　平成 24 年度以前に入学した工学部社会基盤工学科，機械システム工学科，応用化学科，電気電子工学科，生命工学科，応用情報学科，機能材料工学科，人間情報システム工学科及び数理デザイン工学科並びに応用生物科学部獣医学課程の学生が取得できる教員免許状の種類は，改正後の岐阜大学学則第 62 条第 2 項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則(平成 25 年 12 月 1 日)

1　この学則は，平成 25 年 12 月 1 日から施行する。

2　平成 24 年規則第 1 号の附則第 2 項中「第 48 条第 3 項」を「第 41 条第 3 項」と読み替えるものとする。

附　則(平成 26 年 4 月 1 日)

この学則は，平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 27 年 4 月 1 日)

この学則は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 27 年 4 月 1 日)

1　この学則は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2　改正後の学則第 15 条の表中，医学部の「医学科」及び「計」並びに「合計」に係る「入学定員」及び「収容定員」については，同表の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

年度	入学定員			収容定員		
	医学科 看護学科	医学部 計	合計	医学科 看護学科	医学部 計	合計
平成 27 年度	110 80	190	1,240	645 340	985	5,345
平成 28 年度	110 80	190	1,240	648 340	988	5,348
平成 29 年度	110 80	190	1,240	651 340	991	5,351
平成 30 年度	95 80	175	1,225	639 340	979	5,339
平成 31 年度	95 80	175	1,225	627 340	967	5,327
平成 32 年度	85 80	165	1,215	605 340	945	5,305
平成 33 年度	85 80	165	1,215	580 340	920	5,280
平成 34 年度	85 80	165	1,215	555 340	895	5,255
平成 35 年度	85 80	165	1,215	530 340	870	5,230
平成 36 年度	85 80	165	1,215	520 340	860	5,220

附　則(平成 29 年 4 月 1 日)

1　この学則は，平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2　応用生物科学研究科は，改正後の岐阜大学学則第 4 条の規定にかかわらず，平成 29 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

附　則(平成 29 年 4 月 27 日)

この学則は，平成 29 年 4 月 27 日から施行し，平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附　則(平成 30 年 4 月 1 日)

1　この学則は，平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2　平成 29 年度以前に入学した教育学部学校教育教員養成課程及び特別支援学校教員養成課程の学生が取得できる教員免許状の種類及び免許教科・領域の種類は，改正後の岐阜大学学則第 62 条第 2 項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

3　岐阜大学学則等の一部を改正する学則(平成 27 年規則第 2 号)附則第 2 項の表中，平成 30 年度の項から平成 36 年度までの項を次のように改める。

年度	入学定員			収容定員		
	医学科 看護学科	医学部 計	合計	医学科 看護学科	医学部 計	合計
平成 30 年度	110 80	190	1,240	654 340	994	5,354
平成 31 年度	110 80	190	1,240	657 340	997	5,357
平成 32 年度	85 80	165	1,215	635 340	975	5,335
平成 33 年度	85 80	165	1,215	610 340	950	5,310
平成 34 年度	85 80	165	1,215	585 340	925	5,285
平成 35 年度	85 80	165	1,215	560 340	900	5,260
平成 36 年度	85 80	165	1,215	535 340	875	5,235

附　則(平成 31 年 4 月 1 日岐阜大学規則第 7 号)

1　この学則は，平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2　連合獣医学研究科は，改正後の岐阜大学学則（以下「新学則」という。）第 4 条及び第 5 条の規定にかかわらず，平成 31 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

3　平成 30 年度以前に入学した医学部看護学科の学生が取得できる教員免許状の種類は，新学則第 62 条第 2 項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則(令和 2 年 3 月 31 日規則第 6 号)

1　この学則は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

2　教育学部特別支援学校教員養成課程は，改正後の第 3 条の規定にかかわらず，令和 2 年 3 月 31 日に当該課程に在籍する者が在籍しなくなる日までの間，存続するものとする。

3　改正後の第 15 条の表中，教育学部の学校教員養成課程及び特別支援学校教員養成課程並びに医学部看護学科の「収容定員」は，同表の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学部	学科又は課程	収容定員		
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
教育学部	学校教育教員養成課程	940	960	980
	特別支援学校教員養成課程	60	40	20
医学部	看護学科	330		

4　令和元年度以前に入学した教育学部の学生が取得できる教員免許状の種類は，改正後の第 62 条第 2 項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

5　岐阜大学学則等の一部を改正する学則（平成 30 年規則第 5 号）附則第 3 項の表中，平成 32 年度以降の項を次のように改める。

年度	入学定員		収容定員	
	医学科 看護学科	医学部 計	医学科 看護学科	医学部 計
令和 2 年度	110 80	190	660 330	990
令和 3 年度	110 80	190	660 320	980
令和 4 年度	85 80	165	635 320	955
令和 5 年度	85 80	165	610 320	930
令和 6 年度	85 80	165	585 320	905
令和 7 年度	85 80	165	560 320	880
令和 8 年度	85 80	165	535 320	855

附　則(令和 3 年 3 月 23 日　岐大学則第 1 号)

1　この学則は，令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2　改正後の第 15 条の表中，教育学部，工学部，応用生物科学部及び社会システム経営学環の「収容定員」は，同表の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学部等	学科又は課程	収容定員		
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
教育学部		人	人	人
	学校教育教員養成課程	970	940	910
工学部	社会基盤工学科	258【8】	276【16】	284【24】
	機械工学科	534【4】	548【8】	552【12】
	化学・生命工学科	606【4】	612【8】	616【12】
	電気電子・情報工学科	692【4】	704【8】	708【12】
	各学科共通	30	0	0

	計	2,120	2,140	2,160
応用生物科学部	応用生命科学課程	335【5】	340【10】	345【15】
	生産環境科学課程	335【5】	340【10】	345【15】
	共同獣医学科	180	180	180
	計	850	860	870
社会システム経営学環		30	60	90
備考　社会システム経営学環の入学定員及び収容定員は，工学部及び応用生物科学部の定員の内数とし，【　】は，各学科及び課程に係る内数を示す。				

附　則(令和 4 年 3 月 21 日　岐大学則第 1 号)

1　この学則は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2　岐阜大学学則等の一部を改正する学則（令和 2 年 3 月 31 日規則第 6 号）附則第 5 項表中，令和 4 年度以降の項から令和 9 年度までの医学部医学科の収容定員は，次のとおりとする。

年度	入学定員		収容定員	
	医学科 看護学科	医学部 計	医学科 看護学科	医学部 計
令和 4 年度	110 80	190	660 320	980
令和 5 年度	85 80	165	635 320	955
令和 6 年度	85 80	165	610 320	930
令和 7 年度	85 80	165	585 320	905
令和 8 年度	85 80	165	560 320	880
令和 9 年度	85 80	165	535 320	855

附　則(令和 5 年 3 月 30 日　岐大学則第 1 号)

1　この学則は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2　岐阜大学学則等の一部を改正する学則（令和 4 年 3 月 21 日岐大学則第 1 号）附則第 2 項表中，令和 5 年度以降の項から令和 10 年度までの医学部医学科の収容定員は，次のとおりとする。

年度	入学定員		収容定員	
	医学科 看護学科	医学部 計	医学科 看護学科	医学部 計
令和 5 年度	110 80	190	660 320	980
令和 6 年度	85 80	165	635 320	955

令和 7 年度	85 80	165	610 320	930
令和 8 年度	85 80	165	585 320	905
令和 9 年度	85 80	165	560 320	880
令和 10 年度	85 80	165	535 320	855

附　則(令和 6 年 3 月 29 日　岐大学則第 1 号)

1　この学則は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2　令和 5 年度以前に入学した教育学部の学生が取得できる教員免許状の種類は，改正後の学則第 62 条第 2 項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

3　岐阜大学学則等の一部を改正する学則（令和 5 年 3 月 30 日岐大学則第 1 号）附則第 2 項表中，令和 6 年度以降の項から令和 11 年度までの医学部医学科の収容定員は，次のとおりとする。

年度	入学定員		収容定員	
	医学科 看護学科	医学部 計	医学科 看護学科	医学部 計
令和 6 年度	110 80	190	660 320	980
令和 7 年度	85 80	165	635 320	955
令和 8 年度	85 80	165	610 320	930
令和 9 年度	85 80	165	585 320	905
令和 10 年度	85 80	165	560 320	880
令和 11 年度	85 80	165	535 320	855

附　則(令和 7 年 3 月 31 日　岐大学則第 1 号)

1　この学則は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2　岐阜大学学則等の一部を改正する学則（令和 6 年 3 月 29 日岐大学則第 1 号）附則第 3 項表中，令和 7 年度以降の項から令和 12 年度までの医学部医学科の収容定員は，次のとおりとする。

年度	入学定員		収容定員	
	医学科 看護学科	医学部計	医学科 看護学科	医学部計
令和 7 年度	110 80	190	660 320	980

令和 8 年度	85 80	165	635 320	955
令和 9 年度	85 80	165	610 320	930
令和 10 年度	85 80	165	585 320	905
令和 11 年度	85 80	165	560 320	880
令和 12 年度	85 80	165	535 320	855

3　改正後の第 15 条の表中，電気電子・情報工学科の「収容定員」については，同表の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

年度	収容定員	
	電気電子・情報工学科	計
令和 7 年度	732	2,200
令和 8 年度	752	2,220
令和 9 年度	772	2,240
令和 10 年度	792	2,260

4　この学則施行の際現に応用生物科学部の応用生命科学課程，生産環境科学課程に在籍する学生がいる場合には，第 3 条の規定にかかわらず，当該学生が在籍しなくなる日までの間，応用生命科学課程，生産環境科学課程を置き，第 15 条の表中，応用生物科学部の「応用生命化学科」，「食農生命科学科」，「生物圏環境学科」及び「計」に係る収容定員については，同表の規定にかかわらず，次の表の年度区分による当該年度のとおりとする。

学部等	学科又は課程	収容定員			
		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
応用生物科学部	応用生命科学課程	265【15】	180【10】	90【5】	
	生産環境科学課程	265【15】	180【10】	90【5】	
	応用生命化学科	58【3】	116【6】	177【9】	238【12】
	食農生命科学科	59【4】	118【8】	181【12】	244【16】
	生物圏環境学科	53【3】	106【6】	162【9】	218【12】
	共同獣医学科	180	180	180	180
	計	880	880	880	880
備考　【】は，社会システム経営学環の入学定員とし、応用生物科学部の定員の内数とする。					

5　令和 6 年度以前に入学した応用生物科学部の応用生命科学課程，生産環境科学課程の学生が取得できる教員免許状の種類は，改正後の岐阜大学学則第 62 条第 2 項の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附　則(令和 8 年 3 月 30 日　岐大学則第 1 号)

1　この学則は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2　岐阜大学学則等の一部を改正する学則（令和 7 年 3 月 31 日岐大学則第 1 号）附則第 2 項表中，令和 8 年度以降の項から令和 13 年度までの医学部医学科の収容定員は，次のとおりとする。

年度	入学定員		収容定員	
	医学科 看護学科	医学部 計	医学科 看護学科	医学部 計
令和 8 年度	110 80	190	660 320	980
令和 9 年度	85 80	165	635 320	955
令和 10 年度	85 80	165	610 320	930
令和 11 年度	85 80	165	585 320	905
令和 12 年度	85 80	165	560 320	880
令和 13 年度	85 80	165	535 320	855

附　則（令和〇年〇月〇日　岐大学則第〇号）

1　この学則は，令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

2　岐阜大学学則等の一部を改正する学則（令和 8 年 3 月 30 日岐大学則第 1 号）附則第 2 項表中，令和 9 年度以降の項から令和 14 年度までの医学部医学科の収容定員は，次のとおりとする。

年度	入学定員		収容定員	
	医学科 看護学科	医学部 計	医学科 看護学科	医学部 計
令和 9 年度	110 80	190	660 320	980
令和 10 年度	85 80	165	635 320	955
令和 11 年度	85 80	165	610 320	930
令和 12 年度	85 80	165	585 320	905
令和 13 年度	85 80	165	560 320	880
令和 14 年度	85 80	165	535 320	855

別表（第 62 条関係）

学部	学科又は課程	免許状の種類	免許教科・領域の種類
教育学部	学校教育教員養成課程	小学校教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語
		高等学校教諭一種免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，保健体育，家庭，情報，工業，英語
		特別支援学校教諭一種免許状	知的障害者，肢体不自由者，病弱者
		幼稚園教諭一種免許状	
工学部	社会基盤工学科 機械工学科 化学・生命工学科 電気電子・情報工学科 電気電子コース 情報コース	高等学校教諭一種免許状	工業
	電気電子・情報工学科 応用物理コース		数学
応用生物科学部	応用生命化学科 食農生命科学科 生物圏環境学科	高等学校教諭一種免許状	理科 農業

２．岐阜大学学則変更の事由

【変更の事由】

令和８年度を期限とする医学部臨時定員の再度の定員増を行うことに伴い、令和９年度の入学定員及び収容定員について所要の改正を行うものである。

【変更点】

以下のとおり、令和９年度の入学定員を変更した。また、この入学定員の変更に伴い収容定員も変更した。

	変更前の 入学定員	変更前の 収容定員	変更後の 入学定員	変更後の 収容定員
令和 9 年度	85 名	635 名	110 名	660 名
令和 10 年度	85 名	610 名	85 名	635 名
令和 11 年度	85 名	585 名	85 名	610 名
令和 12 年度	85 名	560 名	85 名	585 名
令和 13 年度	85 名	535 名	85 名	560 名
令和 14 年度	85 名	510 名	85 名	535 名

３．岐阜大学学則 新旧対照表（抄）

学則（新）

（教育組織，入学定員及び収容定員）

第 15 条　学部及び学環（以下，「学部等」という。）の教育組織，入学定員，3 年次編入学定員及び収容定員は，次のとおりとする。

学部	学科又は課程	入学定員	3 年次編入学定員	収容定員
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
医学部	医学科	85		510
	看護学科	80		320
	計	165		830
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
（省略）		（省略）	（省略）	（省略）

附　則(令和 2 年 3 月 31 日規則第 6 号)

1　この学則は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

学則（旧）

（教育組織，入学定員及び収容定員）

第 15 条　学部及び学環（以下，「学部等」という。）の教育組織，入学定員，3 年次編入学定員及び収容定員は，次のとおりとする。

学部	学科又は課程	入学定員	3 年次編入学定員	収容定員
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
医学部	医学科	85		510
	看護学科	80		320
	計	165		830
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
（省略）	（省略）	（省略）	（省略）	（省略）
（省略）		（省略）	（省略）	（省略）

附　則(令和 2 年 3 月 31 日規則第 6 号)

1　この学則は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

5　岐阜大学学則等の一部を改正する学則（平成 30 年規則第 5 号）附則第 3 項の表中，平成 32 年度以降の項を次のように改める。

年度	入学定員		収容定員	
	医学科 看護学科	医学部 計	医学科 看護学科	医学部 計
令和 2 年度	110 80	190	660 330	990
令和 3 年度	110 80	190	660 320	980
令和 4 年度	85 80	165	635 320	955
令和 5 年度	85 80	165	610 320	930
令和 6 年度	85 80	165	585 320	905
令和 7 年度	85 80	165	560 320	880
令和 8 年度	85 80	165	535 320	855

附　則（令和 4 年 3 月 21 日岐大学則第 1 号）

1　この学則は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2　岐阜大学学則等の一部を改正する学則（令和 2 年 3 月 31 日規則第 6 号）附則第 5 項表中，令和 4 年度以降の項から令和 9 年度までの医学部医学科の収容定員は，次のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員

5　岐阜大学学則等の一部を改正する学則（平成 30 年規則第 5 号）附則第 3 項の表中，平成 32 年度以降の項を次のように改める。

年度	入学定員		収容定員	
	医学科 看護学科	医学部 計	医学科 看護学科	医学部 計
令和 2 年度	110 80	190	660 330	990
令和 3 年度	110 80	190	660 320	980
令和 4 年度	85 80	165	635 320	955
令和 5 年度	85 80	165	610 320	930
令和 6 年度	85 80	165	585 320	905
令和 7 年度	85 80	165	560 320	880
令和 8 年度	85 80	165	535 320	855

附　則（令和 4 年 3 月 21 日岐大学則第 1 号）

1　この学則は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2　岐阜大学学則等の一部を改正する学則（令和 2 年 3 月 31 日規則第 6 号）附則第 5 項表中，令和 4 年度以降の項から令和 9 年度までの医学部医学科の収容定員は，次のとおりとする。

年度	入学定員	収容定員

	医学科 看護学科	医学部 計	医学科 看護学科	医学部 計
令和 4 年度	110 80	190	660 320	980
令和 5 年度	85 80	165	635 320	955
令和 6 年度	85 80	165	610 320	930
令和 7 年度	85 80	165	585 320	905
令和 8 年度	85 80	165	560 320	880
令和 9 年度	85 80	165	535 320	855

附　則（令和 5 年 3 月 30 日岐大学則第 1 号）

1　この学則は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2　岐阜大学学則等の一部を改正する学則（令和 4 年 3 月 21 日岐大学則第 1 号）附則第 2 項表中，令和 5 年度以降の項から令和 10 年度までの医学部医学科の収容定員は，次のとおりとする。

年度	入学定員		収容定員	
	医学科 看護学科	医学部 計	医学科 看護学科	医学部 計
令和 5 年度	110 80	190	660 320	980
令和 6 年度	85 80	165	635 320	955

	医学科 看護学科	医学部 計	医学科 看護学科	医学部 計
令和 4 年度	110 80	190	660 320	980
令和 5 年度	85 80	165	635 320	955
令和 6 年度	85 80	165	610 320	930
令和 7 年度	85 80	165	585 320	905
令和 8 年度	85 80	165	560 320	880
令和 9 年度	85 80	165	535 320	855

附　則（令和 5 年 3 月 30 日岐大学則第 1 号）

1　この学則は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

2　岐阜大学学則等の一部を改正する学則（令和 4 年 3 月 21 日岐大学則第 1 号）附則第 2 項表中，令和 5 年度以降の項から令和 10 年度までの医学部医学科の収容定員は，次のとおりとする。

年度	入学定員		収容定員	
	医学科 看護学科	医学部 計	医学科 看護学科	医学部 計
令和 5 年度	110 80	190	660 320	980
令和 6 年度	85 80	165	635 320	955

令和 7 年度	85 80	165	610 320	930
令和 8 年度	85 80	165	585 320	905
令和 9 年度	85 80	165	560 320	880
令和 10 年度	85 80	165	535 320	855

附　則（令和 6 年 3 月 29 日岐大学則第 1 号）

1　この学則は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

3　岐阜大学学則等の一部を改正する学則（令和 5 年 3 月 30 日岐大学則第 1 号）附則第 2 項表中，令和 6 年度以降の項から令和 11 年度までの医学部医学科の収容定員は，次のとおりとする。

年度	入学定員		収容定員	
	医学科 看護学科	医学部 計	医学科 看護学科	医学部 計
令和 6 年度	110 80	190	660 320	980
令和 7 年度	85 80	165	635 320	955
令和 8 年度	85 80	165	610 320	930
令和 9 年度	85 80	165	585 320	905
令和 10 年度	85 80	165	560 320	880

令和 7 年度	85 80	165	610 320	930
令和 8 年度	85 80	165	585 320	905
令和 9 年度	85 80	165	560 320	880
令和 10 年度	85 80	165	535 320	855

附　則（令和 6 年 3 月 29 日岐大学則第 1 号）

1　この学則は，令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

3　岐阜大学学則等の一部を改正する学則（令和 5 年 3 月 30 日岐大学則第 1 号）附則第 2 項表中，令和 6 年度以降の項から令和 11 年度までの医学部医学科の収容定員は，次のとおりとする。

年度	入学定員		収容定員	
	医学科 看護学科	医学部 計	医学科 看護学科	医学部 計
令和 6 年度	110 80	190	660 320	980
令和 7 年度	85 80	165	635 320	955
令和 8 年度	85 80	165	610 320	930
令和 9 年度	85 80	165	585 320	905
令和 10 年度	85 80	165	560 320	880

令和 11 年度	85 80	165	535 320	855

附　則（令和 7 年 3 月 31 日岐大学則第 1 号）

1　この学則は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2　岐阜大学学則等の一部を改正する学則（令和 6 年 3 月 29 日岐大学則第 1 号）附則第 3 項表中，令和 7 年度以降の項から令和 12 年度までの医学部医学科の収容定員は，次のとおりとする。

年度	入学定員		収容定員	
	医学科 看護学科	医学部 計	医学科 看護学科	医学部 計
令和 7 年度	110 80	190	660 320	980
令和 8 年度	85 80	165	635 320	955
令和 9 年度	85 80	165	610 320	930
令和 10 年度	85 80	165	585 320	905
令和 11 年度	85 80	165	560 320	880
令和 12 年度	85 80	165	535 320	855

附　則（令和 8 年 3 月 30 日岐大学則第 1 号）

1　この学則は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2　岐阜大学学則等の一部を改正する学則（令和 7 年 3 月 31 日岐大学則第 1 号）附則第 2 項表中，令和 8 年度以降

令和 11 年度	85 80	165	535 320	855

附　則（令和 7 年 3 月 31 日岐大学則第 1 号）

1　この学則は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2　岐阜大学学則等の一部を改正する学則（令和 6 年 3 月 29 日岐大学則第 1 号）附則第 3 項表中，令和 7 年度以降の項から令和 12 年度までの医学部医学科の収容定員は，次のとおりとする。

年度	入学定員		収容定員	
	医学科 看護学科	医学部 計	医学科 看護学科	医学部 計
令和 7 年度	110 80	190	660 320	980
令和 8 年度	85 80	165	635 320	955
令和 9 年度	85 80	165	610 320	930
令和 10 年度	85 80	165	585 320	905
令和 11 年度	85 80	165	560 320	880
令和 12 年度	85 80	165	535 320	855

附　則（令和 8 年 3 月 30 日岐大学則第 1 号）

1　この学則は，令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2　岐阜大学学則等の一部を改正する学則（令和 7 年 3 月 31 日岐大学則第 1 号）附則第 2 項表中，令和 8 年度以降

の項から令和 13 年度までの医学部医学科の収容定員は，次のとおりとする。

年度	入学定員		収容定員	
	医学科 看護学科	医学部 計	医学科 看護学科	医学部 計
令和 8 年度	110 80	190	660 320	980
令和 9 年度	85 80	165	635 320	955
令和 10 年度	85 80	165	610 320	930
令和 11 年度	85 80	165	585 320	905
令和 12 年度	85 80	165	560 320	880
令和 13 年度	85 80	165	535 320	855

附　則（令和〇年〇月〇日岐大学則第〇号）

1　この学則は，令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

2　岐阜大学学則等の一部を改正する学則（令和 8 年 3 月 30 日岐大学則第 1 号）附則第 2 項表中，令和 9 年度以降の項から令和 14 年度までの医学部医学科の収容定員は，次のとおりとする。

年度	入学定員		収容定員	
	医学科 看護学科	医学部 計	医学科 看護学科	医学部 計

の項から令和 13 年度までの医学部医学科の収容定員は，次のとおりとする。

年度	入学定員		収容定員	
	医学科 看護学科	医学部 計	医学科 看護学科	医学部 計
令和 8 年度	110 80	190	660 320	980
令和 9 年度	85 80	165	635 320	955
令和 10 年度	85 80	165	610 320	930
令和 11 年度	85 80	165	585 320	905
令和 12 年度	85 80	165	560 320	880
令和 13 年度	85 80	165	535 320	855

（新規）

令和 9 年度	110 80	190	660 320	980
令和 10 年度	85 80	165	635 320	955
令和 11 年度	85 80	165	610 320	930
令和 12 年度	85 80	165	585 320	905
令和 13 年度	85 80	165	560 320	880
令和 14 年度	85 80	165	535 320	855

4 学則の変更の趣旨等を記載した書類

目次

1　学則変更（収容定員変更）の内容 2
2　学則変更（収容定員変更）の必要性 4
3　学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容 6
（１）教育課程の変更内容 6
（２）教育方法及び履修指導方法の変更内容 8
（３）教員組織の変更内容 9
（４）大学全体の施設・設備の変更内容 10
4　授業の一部を校舎以外の場所で行う場合の具体的計画 11
資料目次 12

１　学則変更（収容定員変更）の内容

岐阜大学医学部医学科は、平成 20 年度以降に複数回の臨時定員増等を実施して、平成 27 年度に現在の入学定員となった。具体的には、平成 19 年度に 80 名であった入学定員は次の臨時定員増等を経て 110 名となった。

① 平成 20 年度に「新医師確保総合対策」に基づく 10 名の臨時定員増（平成 29 年度までの期限付）
② 平成 21 年度に「緊急医師確保対策」に基づく 5 名の臨時定員増（平成 29 年度までの期限付）及び「地域や診療科の医師確保の観点からの医師養成の推進について」（20 文科高第 343 号）に基づく 5 名の定員増
③ 平成 22 年度に「経済財政改革の基本方針 2009」に基づく 7 名の臨時定員増（平成 31（令和元）年度までの期限付）
④ 平成 27 年度に「新成長戦略」に基づく 3 名の臨時定員増（平成 31（令和元）年度までの期限付）

その後、これらの臨時定員増が期限を迎える度に再度の定員増（延長）を次のとおり行い、現在に至っている。

⑤ 平成 29 年度までを期限とする 15 名の入学定員について、平成 31（令和元）年度までの期限で再度の臨時定員増（①②の延長）
⑥ 平成 31（令和元）年度を期限とする 25 名の入学定員について、令和 3 年度までの期限を付した再度の臨時定員増（③④⑤の延長）
⑦ 令和 3 年度を期限とする 25 名の入学定員について、令和 4 年度までの期限を付した再度の臨時定員増（⑥の延長）
⑧ 令和 4 年度を期限とする 25 名の入学定員について、令和 5 年度までの期限を付した再度の臨時定員増（⑦の延長）
⑨ 令和 5 年度を期限とする 25 名の入学定員について、令和 6 年度までの期限を付した再度の臨時定員増（⑧の延長）
⑩ 令和 6 年度を期限とする 25 名の入学定員について、令和 7 年度までの期限を付した再度の臨時定員増（⑨の延長）
⑪ 令和 7 年度を期限とする 25 名の入学定員について、令和 8 年度までの期限を付した再度の臨時定員増（⑩の延長）

今回の申請では、令和 8 年度を期限とする 25 名の入学定員（⑪）について、令和 9 年度までの期限を付した再度の定員増（延長）を行い、令和 9 年度の入学定員を再度の定員増を

行わなかった場合の 85 名から 110 名に変更する。これに伴い、収容定員についても再度の定員増を行わなかった場合の 510 名から 535 名に変更する。

２　学則変更（収容定員変更）の必要性

岐阜大学では、第２期中期目標期間の「ミッションの再定義」において、医学系分野における強みや特色の一つとして「岐阜県と連携し、県内の地域医療を担う医師の確保及びキャリア形成を一体的に支援し、医師の偏在解消に貢献する」ことを打ち出し、さらに第３期および第４期の中期目標では教育研究等の基本的目標の一つとして県と連携して地域医療に貢献することを掲げ、地域社会活性化の中核的拠点となるための取組みを推進してきた。

医学部医学科では、その取組みの中心的役割を果たすべく、岐阜県の協力のもと地域医療に貢献する医師を育成するために平成20年度から地域枠を導入して入学定員を増やすとともに、地域枠を支えるための組織を次のとおり整備してきた。

■ 地域医療医学センター（Center for Regional Medicine）（資料１）

地域における医療体制の確保という社会的課題に抜本的に対応するため、地域医療に関する学生教育、地域医療を担う医師の養成及び地域医療に関わる機関との連携並びに地域医療の学術的な研究を行うことを目的として、平成19年４月に地域医療医学センター（以下、CRM）を設立し、平成24年４月からは医学部の附属組織とした。

CRMでは、「地域医療人の育成」（プライマリケアから高度先進医療まで、どの医療現場でも臨機応変に対応できる幅広い医療技術を身につけた医師育成）を最大の任務と位置づけ、研修医から専攻医までが安心して県内でキャリアアップできる体制の構築を目指して、卒前卒後一貫教育カリキュラムの開発、臨床研修・研究支援体制の充実、地域枠学生の継続的な指導及び支援、地域枠卒業生の指定勤務遂行状況の把握等を行っている。

■ 岐阜県医師育成・確保コンソーシアム（資料２）

医師不足の状況によって懸念される医療体制の地域格差を改善するため、岐阜県と岐阜大学医学部が平成22年9月に「岐阜県医師育成・確保コンソーシアム」（以下、コンソーシアム）を立ち上げた。コンソーシアムは岐阜大学医学部のほか県内の研修医が多く集まる病院[1]と医師会との連携体制で構成され、CRMがコンソーシアムの事務局機能を担っている。

コンソーシアムでは、初期臨床研修医に魅力的な研修プログラムを提供、後期研修医等に自身の将来の希望に応じたキャリアパスの提供・支援を行いながら、若手医師の県内定着と育成を図るとともに、後期研修プログラムの中に一定期間の医師不足地域での勤務

[1] 岐阜大学医学部附属病院、岐阜県総合医療センター、岐阜市民病院、松波総合病院、中部国際医療センター、大垣市民病院、中濃厚生病院、県立多治見病院、高山赤十字病院、岐阜赤十字病院、羽島市民病院、朝日大学病院、東海中央病院、長良医療センター、西濃厚生病院、多治見市民病院、東濃厚生病院、土岐市立総合病院、中津川市民病院、県立下呂温泉病院、久美愛厚生病院　計21病院

を含めることによって効果的な地域医療確保の役割を果たしている。

一方で、岐阜県における医師の社会的な人材需要の見通しについては、厚生労働省の「令和６年医師・歯科医師・薬剤師統計」で岐阜県における人口 10 万人あたりの医療施設従事医師数は全国平均を下回っており[2]、厚生労働省が令和 8 年に公表した都道府県別の医師偏在指標では岐阜県が医師少数都道府県に分類されている[3]こと等から、引き続き医師の養成・確保が求められている状況であるといえる。

このような状況を改善するため、現在、岐阜県では、第８期岐阜県保健医療計画における岐阜県医師確保計画【令和６年度～令和８年度】に基づいた各種取組が進められているところである。そして、その取組のなかに卒業後に医師少数区域等の医療機関で勤務する医師を養成・確保するために岐阜大学医学部の地域枠定員の維持が盛り込まれているため、令和 8 年度末を期限とする臨時定員地域枠数を 1 年間延長して令和 9 年度においても現在と同数の地域枠の募集定員数を設定するために学則変更（収容定員変更）を行うものである。

[2] 過去の調査結果における岐阜県の人口 10 万人あたりの医療施設従事医師数（単位：人）は、平成 26 年 202.9（全国平均 233.6）、平成 28 年 208.9（全国平均 240.1）、平成 30 年 215.1（全国平均 246.7）、令和 2 年 224.5（全国平均 256.6）、令和４年 237.9（全国平均 274.7）、令和 6 年 238.9（全国平均 267.5）である。

[3] 厚生労働省の公表資料「医師偏在指標（都道府県別）（令和 8 年 4 月公表版）」

３　学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

（１）教育課程の変更内容

岐阜大学医学部医学科では、教育目的に「医療・医学の専門職として必要な知識・技能・態度・判断力・問題解決力及び生涯学習する姿勢を教育し、地域と世界の医療・医学の発展に貢献できる医師と医学研究者を育成する。」（医学部規程第 1 条の 2 第 2 項）ことを掲げている。

この教育目的を達成するため、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）では「地域に根ざした教育や英語教育、海外実習等を通じて、国際的な視野を持って地域や社会で活躍できる能力を培う」ことを定め、以下の①～③で説明するカリキュラムを通じて、低学年時から高学年時まで地域医療に力点を置いた教育を実践している。加えて、それら以外にも以下の④で説明する地域医療に関係する教育プログラムを実施している。

①　低学年時における教育

■ 初年次セミナー［１年次前学期、必修］【医学部棟】

新入生を対象とした初年次セミナーでは、「将来、医師となる皆さんへ～岐阜県からのメッセージ～」（岐阜県健康福祉部長）と「岐阜県医学生修学資金（第１種・第２種）」（医学部附属地域医療医学センター長）について講義を行い、将来この地域の医療を担う意識の喚起とそれを支援する制度を説明する。

■ 医学概論［１年次前学期、必修］【医学部棟】

6 年間の医学教育課程のスタートにあたり、医学とは何か、人間（生命）の本質とは何かなど概括したものを知識として身につけることを目的とする。全 18 回のうち３回を CRM 教員が担当し、地域医療に関する講義を行う。その他にも、救急医療や総合診療など地域医療と密接な領域の講義も設けている。

■ ヘルスシステム演習［１年次前学期、必修］【医学部棟、県内病院・診療所等】

入学初期から実際の医療・保健・福祉の現場を見学・体験することにより、医学生としての自覚を高め、勉学への動機付けを図ることを目的とする。第１週目に事前研修を行った後、第２～５週目は地域の医療機関に出向いて実習やグループワークで課題に取り組む。第６週目は最終報告会を行い、実習で学んだ成果を共有し、また名古屋大学医学部医学科との合同授業（白熱ディスカッション）を行う。

■ 医療キャリア形成学実習［１年次後学期、必修］【医学部棟】

医療者としてのキャリア形成初期にあたる医学科１年生が自身の文化を省察し、医学、

医療、他者の文化や文脈に触れる機会を設け、自身を変容させながらキャリアを形成するプロセスを体験し、その体験によって予期せぬことが起きた際にもしなやかにキャリア形成を継続できる力を養うことを目的とする。全 8 回の授業では CRM 教員等による授業の以外に外部講師による授業も行う。

② 中学年時における教育

■ 研究基礎実習［2 年次後学期、選択］【医学部棟、県内病院・診療所等】

岐阜県における地域医療の現状と問題点を把握することに加え、保健、福祉にわたる一連の包括的地域保健・医療について実習を行い、各部門の役割、連携の重要性について理解し、患者さん、医師、周囲のスタッフとのコミュニケーション能力を習得し、高学年における臨床実習に生かすことを目的とする。全 10 週にわたる実習では、都市型診療所や在宅医療、へき地医療や地域連携など様々なことを学ぶ。

■ 地域・産業保健コース［4 年次前学期、必修］【医学部棟】

2 週間のコースの中で、地域保健の制度及び方法について学び、これを基礎として地域における疾病の発生予防、早期発見及び福祉対策について理解することを目的とした教育を行う。

③ 高学年時における教育

■ 選択臨床実習［5 年次後学期～ 6 年次前学期、学外、必修］【附属病院・学外実習協力病院等】

医療チームの一員として責任ある態度で医療現場に身を置き、学生に許可される医行為を行いながら、自分に必要な知識・技術・態度を習得することを目指す。学外実習協力病院各診療科 4 週× 3 クール、附属病院診療科 4 週× 3 クール、学内・外選択 4 週× 1 クールで行う。選択臨床実習の実習協力病院には、へき地診療所やへき地医療拠点病院を含む 43 医療機関が参加している。

④ 授業科目以外の教育

■ 地域体験実習［夏季休業期間中］

CRM がコーディネートし、低学年から高学年までの希望者に岐阜県内のへき地医療拠点病院および診療所の夏季地域体験実習のほか、公益社団法人地域医療振興協会の地域医療セミナー、岐阜へき地医療研修会、岐阜県外の地域医療実習への参加を促している。

■ 地域医療ゼミ［年 1 , 2 回］

CRM が地域医療に関わる講師を招き、地域枠学生を対象に講演とともに意見交換を行うゼミを開催している。

■ **奥穂高岳夏山診療所**［夏季休業期間中］

北アルプス奥穂高岳（3190ｍ）と涸沢岳（3110ｍ）の間に位置する穂高岳山荘（標高3000ｍ）にある夏山診療所で、毎年 7 月末から 8 月半ばにかけて、学生、教員、医師、看護師、薬剤師がチームを組み、登山者の事故やその他の疾病に対する応急処置に当たっている。新型コロナウイルス感染症の影響による令和２～４年度の活動休止期間を経て、令和５年度から活動を再開した。夏山診療所の開設期間中は６つの班[4]が交代（一班あたり６日（うち診療３日）の日程）で運営を行っている。

■ **在宅医療で役立つエコーセミナー**［年２回］

在宅・地域医療に役立つエコーセミナーを腹部・心臓にわけてハンズオンで行う。医学生は研修医・専攻医と共に参加する。令和 3 年度から開始した。

また、上記の他にも、令和４年度に文部科学省の「ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業」に名古屋大学と岐阜大学による事業「医療人類学とバーチャル教育を活用した屋根瓦式地域医療教育（濃尾+A)」が採択されたことを受けて、名古屋大学と連携して医療人類学とバーチャル教育を活用し、地域医療の課題やニーズを踏まえたプログラムを構築・実施している。

（２）教育方法及び履修指導方法の変更内容

（教育方法について）

岐阜大学医学部医学科では、次の教育目標を掲げ、その下に定める卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）（資料３）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）（資料４）に基づいて教育を行っている。

＜教育目標＞

岐阜大学医学部医学科は、生涯にわたって保健・医療に貢献し、社会と医学の発展に貢献できる医師を育成するために、下記に掲げる医師としての基本的能力を獲得できるように学習機会を提供し、学生自らが能動的に修得することをめざす。

・医療・保健の専門職としての基本的な知識・判断力・問題解決力を身につける。
・知識に裏づけされた医師としての基本的技能及び態度を身につけ、実践できる。
・社会人としての素養を高め、自然科学的・社会心理学的方法を統合して、医学的問題を適切に問題解決できる。

[4] 令和５・６年度は５班編成だったが、令和７年度から６班編制にするとともに夏山診療所の開設期間を延長した。

・生涯にわたって個人・集団としての資質向上をめざし、常に自らを省察し、たゆまず自己主導的な学習を実践できる。

これらについて、学則変更（収容定員変更）に伴う令和 9 年度からの変更はない。令和 9 年度以降もこれまで実施してきた教育方法を引き続き実施することにより、教育目標の達成を目指す。

（履修指導方法について）

岐阜大学医学部医学科の教育課程は、医学教育モデル・コア・カリキュラムに基づき編成されており、専門科目は全て必修科目となっている。入学時や教育課程の節目の時期に、担当教職員によるガイダンスを行うとともに、里親制（学生に一人一人に対し支援行う教員を配置する制度）等を導入し、学生の履修を支援している。また、教養科目（全学共通教育科目）の修得単位不足を防ぐため、令和 6 年度から入学時に加えて後期の履修申請時期にも 1 年生を集めてガイダンスを行うこととしている。さらに、地域医療促進のための基本的履修指導として、次のア～エのとおり取り組んでおり、令和 9 年度以降も継続していく。

ア　入学初期、中期、後期の各段階での学習進度に合わせて地域医療・保健医療を体験させ、患者や家族を取り巻く地域の環境に目を向けさせている。
イ　地域体験学習後、振り返りとディスカッションを行い、体験の共有と定着を図り、次へのステップの土台としていく。
ウ　すべての段階で事前指導を入念に行い、個々の学生が能動的且つ目的意識を持って望めるように指導している。
エ　学内・外の実習受入施設の指導医 FD・意見聴取など、地域をあげて学生を育てている。

（３）教員組織の変更内容

教員組織については、現状の体制を原則維持することで、令和 9 年度以降も継続して質の高い教育・研究・診療を提供できる体制を構築する。地域枠を支える組織については、「２学則変更（収容定員変更）の必要性」で述べたとおり、CRM およびコンソーシアムを設置している。CRM では卒前卒後一貫教育カリキュラムの開発、臨床研修・研究支援体制の充実、地域枠学生の継続的な指導及び支援、地域枠卒業生の指定勤務遂行状況の把握等、コンソーシアムでは初期臨床研修医への研修プログラムの提供、後期研修医等へのキャリアパスの提供・支援等をそれぞれ行っており、令和 9 年度以降も引き続きこれらの組織が中心となって卒業後に県内の医療機関で勤務する医師を養成・確保に取り組んでいく。

（４）大学全体の施設・設備の変更内容

今回の学則変更（収容定員変更）は、令和８年度末を期限とする臨時定員地域枠数を１年間延長することにより、令和 9 年度においても現在と同数の地域枠の募集定員数を設定するものであり、実際の入学定員に変更がないことから、大学全体の施設・設備に変更はない。なお、医学部医学科の教育を行う上で必要な施設・設備は、以下のとおり確保されている。

教　　室	収容人数
２年生教室	115 名
３年生教室	115 名
４年生教室	115 名
テュトーリアル室（33 室）	各 11 名
組織病理実習室	130 名
情報処理演習室	120 名
医学部記念会館（ホール）	200 名
スキルスラボ	―

４　授業の一部を校舎以外の場所で行う場合の具体的計画

５年次後学期～６年次前学期には、学外の実習協力病院にて「選択臨床実習（28 週)」を実施している。実習を行うにあたり、実習可能な人員、施設、設備の配置・整備状況について、岐阜大学医学部附属病院医師育成推進センター運営委員会及び医学科教務厚生委員会にて審査し、実習先の選定を行うことで、実習の質を担保している。

資料目次

資料１　地域医療医学センター（CRM）

資料２　岐阜県医師育成・確保コンソーシアム

資料３　卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

資料４　教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

資料５　令和９年度医学部入学定員増員計画

医学部附属地域医療医学センター（平成19年度4月設置）

地域医療医学センター

～岐阜地域医療の診療・教育・研究を担当するセンター～
Center for Regional Medicine(CRM)

へき地・山間部だけでなく、岐阜県で行われる医療全体の充実（診療所におけるプライマリケア～総合病院における高度先端医療のすべて）をめざして設立
教授1、特任教授1、講師1、事務補佐員1

【CRMの役割】

①診療：医師確保だけでなく医療の確保
②教育：卒前・卒後一貫教育プログラム
※それぞれの専門領域で、どの地域の現場でも臨機応変に対応できる幅広い医療技術を身につけた臨床医の育成
③研究：地域医療・医学研究

【CRMの任務】

地域医療人の育成 ･･･▶ 最大の任務

すべての指導者が
一丸となって取組む

連携

岐阜県
医師育成・確保
コンソーシアム

連携

岐阜県・市町村・
関連病院・医療機関

大学院医学系
研究科・医学部

附属病院

医学教育開発
研究センター

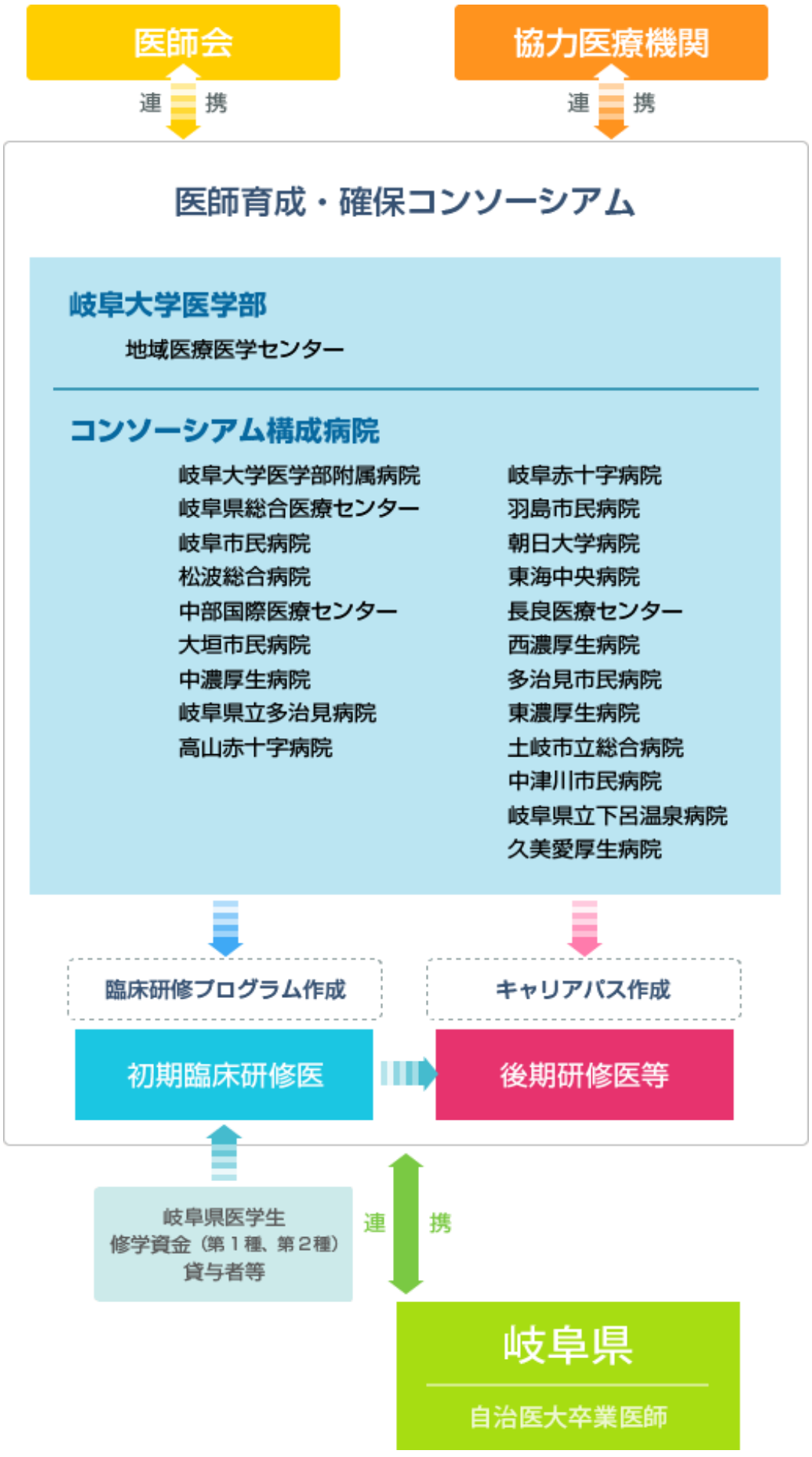
地域枠学生

【地域医療人の育成】

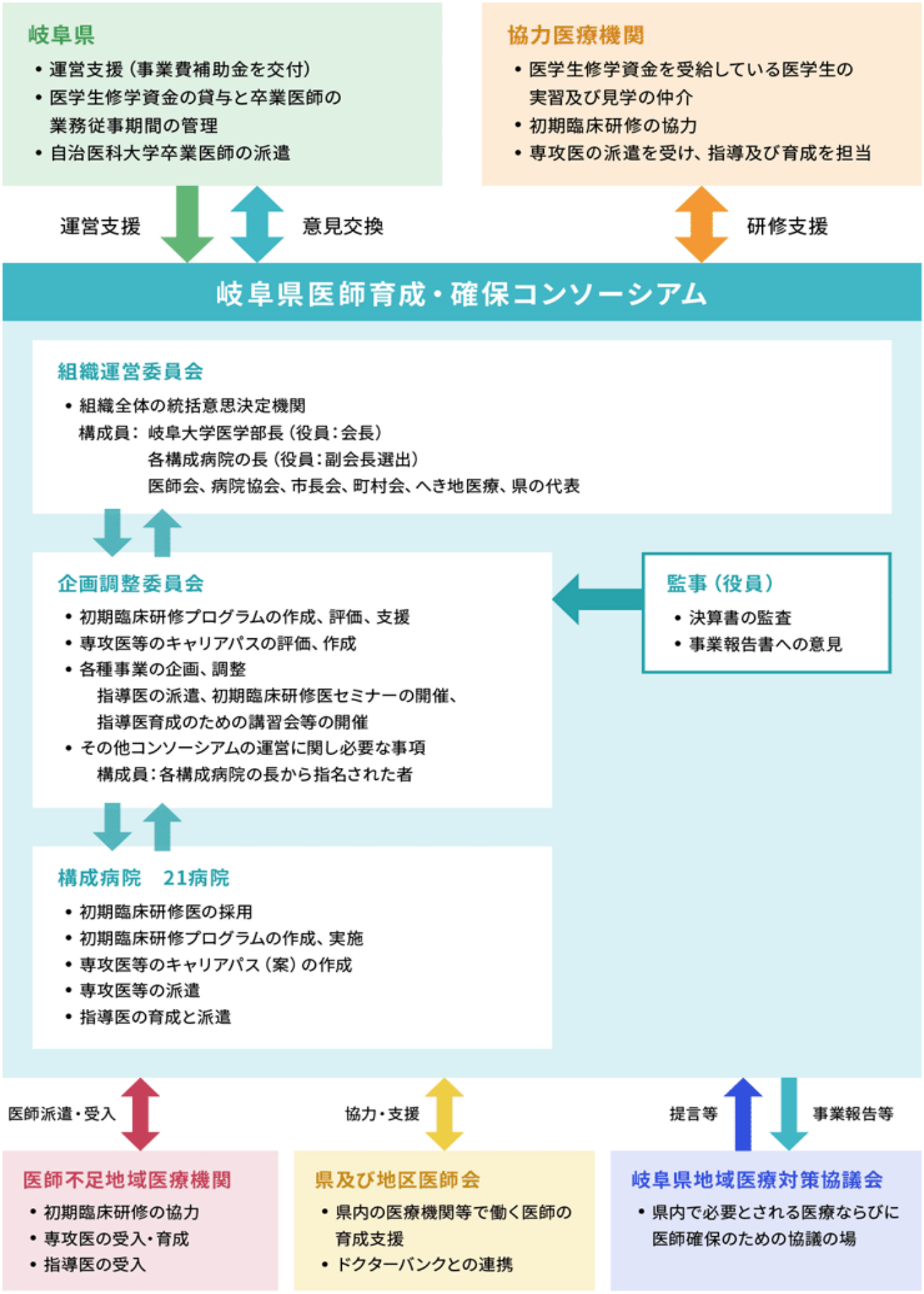
①地域枠推薦入試の実施
②岐阜県医学生修学資金受給学生
③地域医療カリキュラムの充実（地域医療と触れ合う）
④CRM地域医療研修
岐阜県南部地域の研修病院から、飛騨地域を中心としたへき地医療拠点病院へ研修医を派遣・教育するシステム
⑤岐阜県との連携強化（卒後のキャリアパス支援）

岐阜県医師育成・確保コンソーシアム（平成22年9月設置）

＜概要図＞



＜組織図＞


岐阜県
• 運営支援（事業費補助金を交付）
• 医学生修学資金の貸与と卒業医師の業務従事期間の管理
• 自治医科大学卒業医師の派遣
協力医療機関
• 医学生修学資金を受給している医学生の実習及び見学の仲介
• 初期臨床研修の協力
• 専攻医の派遣を受け、指導及び育成を担当
運営支援
意見交換
研修支援
岐阜県医師育成・確保コンソーシアム
組織運営委員会
• 組織全体の統括意思決定機関
構成員：岐阜大学医学部長（役員：会長）
各構成病院の長（役員：副会長選出）
医師会、病院協会、市長会、町村会、へき地医療、県の代表
企画調整委員会
• 初期臨床研修プログラムの作成、評価、支援
• 専攻医等のキャリアパスの評価、作成
• 各種事業の企画、調整
指導医の派遣、初期臨床研修医セミナーの開催、
指導医育成のための講習会等の開催
• その他コンソーシアムの運営に関し必要な事項
構成員：各構成病院の長から指名された者
監事（役員）
• 決算書の監査
• 事業報告書への意見
構成病院　21病院
• 初期臨床研修医の採用
• 初期臨床研修プログラムの作成、実施
• 専攻医等のキャリアパス（案）の作成
• 専攻医等の派遣
• 指導医の育成と派遣
医師派遣・受入
協力・支援
提言等
事業報告等
医師不足地域医療機関
• 初期臨床研修の協力
• 専攻医の受入・育成
• 指導医の受入
県及び地区医師会
• 県内の医療機関等で働く医師の育成支援
• ドクターバンクとの連携
岐阜県地域医療対策協議会
• 県内で必要とされる医療ならびに医師確保のための協議の場

＜医学部医学科卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）＞

岐阜大学医学部医学科は、以下のような能力を備えた卒業生を輩出する。

1.医療・保健の専門職としての基本的な知識力・判断力・問題解決力

2. 知識に裏付けされた医師としての基本的技能及び態度

3. 社会人としての素養を高め、自然科学的・社会心理学的法を統合して、医学的問題を適切に解決する能力

4. 生涯にわたって個人・集団としての資質向上をめざし、常に自らを省察し、たゆまぬ自己指導的な学習ができる実践力

本学部は、卒業生の上記能力の修得・達成を保証するために厳格な単位・卒業認定を行う。

＜専門的能力の要素（アウトカム）の内容と水準＞

アウトカム 専門的能力の 要素	アウトカムの内容	達成すべき水準	
基本的知識と判断力 課題発見 論理思考	医療・保健の専門職、命を預かる者として、“人の正常状態”、“人の病的状態”、“人と社会”についての基本的知識を切磋琢磨し合いながら身に付け、それらを駆使し、能動的に様々な課題を見つけ、それを論理的に判断し、状況を正確に把握することができる。	人の正常状態	身体の正常な構造と機能を説明できる。
			ライフサイクル（発育と老化）を説明できる。
			精神機能と行動、人間関係、社会との関わりを説明できる。
		人の病的状態	疾病の生物的・環境的・心理社会的要因を説明できる。
			病的状態における構造と機能の変化を説明できる。
			主要疾患の病態生理、診断・治療原理を理解して判断できる。
		人と社会	疾病予防、健康増進の重要性について説明できる。
			保健・医療システムを説明できる。
			地域医療保健、国際医療保健の重要性について説明できる。
分析力と問題解決力 課題発見 計画 論理思考	医療・保健の専門職、命を預かる者として、自然科学・心理・社会学を統合し、疾病の要因や診断・治療原理について様々な視点から“分析・判断”ができ、常に医療安全意識を持って、患者が抱える様々な問題について“問題解決”ができる。	分析・問題解決	学習課題・医学的問題の能動的な同定ができる。
			問題に対する的確な判断ができる。
			自然科学と心理・社会学を統合した問題解決ができる。
			根拠に基づいた的確な鑑別診断と臨床判断ができる。
			医療安全意識（問題発生の未然の防止）を身につける。
			科学的研究に必要な論理的思考力・分析力を身につける。
実践力 傾聴 発信 把握 課題発見 論理思考 計画 実行 管理	医療・保健の専門職、命を預かる者として、基本的な“診断技能”を習得し、想定される様々な状況において適切な“コミュニケーション能力”（傾聴力・状況把握力・発信力）を発揮し、医療における“治療・マネジメント”と、自分自身の学習に関するマネジメントができる。	コミュニケーション	社会人として適切なコミュニケーションができる。
			患者・家族と適切なコミュニケーションができる。
			医療チームにおいて協調性のある行動がとれ、指導力を身につける。
		診断技能	適切な医療面接（病歴聴取と説明）ができる。
			正確な身体診察（正常所見と異常所見の同定）ができる。
			基本的臨床検査を実施し、結果を判断できる。
			根拠に基づいた的確な鑑別診断と臨床判断ができる。
			情報収集とエビデンスに基づいた診療ができる。
			正確な診療録記載とプレゼンテーションができる。
		治療マネジメント	患者マネジメントプランを立案できる。
			基本的な治療・処置を実施できる。
			救急疾患を理解して基本的な救命処置ができる。
			自己の学習のマネジメントができる。
倫理観と省察力 傾聴 発信 把握 課題発見 創造思考 論理思考 計画 実行 管理	医療・保健の専門職、命を預かる者として、常に崇高な倫理観を持ち、博愛・慈愛の精神を求め、医師としての品位を保ち、全人的医療を率先して行う責務を一生涯全うして“患者に対する責務”と“社会に対する責務”を果たし、自らの医療に対する評価や意見を常に謙虚に受け止め、自らの能力の限界を知り、省察し、それを糧として生涯、自己主導型学習を継続して“実践と省察”を続けることができる。	患者に対する責務	患者・家族と信頼関係を構築できる。
			患者に対し誠実で責任ある態度をとれる。
			全人的・包括的な診療態度を身につける。
		社会に対する責務	専門職としての地域的・社会的責任を自覚する。
			社会規範・倫理観・法規に準拠した行動がとれる。
			探求心（リサーチマインド）を身につける。
			自己の心身の健康管理ができる。
		実践と省察	学習成果を実践できるレベルに高める努力ができる。
			自らの実践を省察する習慣を身につける。
			評価・意見を謙虚に受け止める姿勢を身につける。
			自らの能力の限界を知り他者と協調する姿勢を身につける。
			生涯、自己主導的学習を実践する習慣を身につける。
			教え学びあう姿勢（教育マインド）を身につける。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

岐阜大学医学部医学科は、地域や世界で活躍できる医師を育成するため、以下の方針に基づいて到達目標を明確にした体系的な教育課程を編成し、点検・評価を通じた不断の改革に取り組みつつ実施します。

1）基礎・臨床医学を統合し科学的に生命と向き合う能力を培う　Integrated Education

基礎医学は臨床医学を理解する基盤であり、医学的な問題は基礎医学研究によって解決されてゆきます。臨床医は常に臨床医学と基礎医学を統合的に理解し、医療を実践しています。岐阜大学ではテュトーリアル教育と臨床実習を通じて基礎・臨床の統合的な学習を促進し、生きた知識と理解の獲得をめざすとともに、基礎研究の重要性を伝え、リサーチマインドを育みます。

2）学生中心で能動的に学ぶ能力を培う　Student-Centered Education

Spoon　feedingは高校で終わりました。大学は自ら求めて学ぶ場所です。医師となるためには、常に “自分に求められている能力・資質は何か？” を考え、達成をめざして努力することが求められます。これは生涯にわたって続く医師としての基本的責務です。何を学べば良いか常に考えながら、能動的に学習する姿勢を持ち続けて下さい。

3）能動的・体験的に問題解決出来る能力を培う　Problem-Based Learning

受身で学んだ知識はすぐ忘れてしまいます。自分で苦労して解決し理解したことは記憶に長くとどまり、応用が利きます。岐阜大学ではテュトーリアル教育をはじめとして、能動的に問題解決しながら学ぶ教育を重視します。また臨床実習や種々の体験教育を通じて、真の理解と技能・態度の修得をめざします。

4）同僚・チームとともに学び合う文化を醸成する　Culture of Education

自己学習は学びの基本ですが、人はあらゆる人間関係を通じて学習してゆきます。教員・医師だけでなく、先輩・同僚・後輩・患者・家族・医療チーム・社会の人々からも学んでゆく姿勢が大切です。また学びの受け手としてだけではなく、医療を担う仲間や後輩を積極的に教えてゆく姿勢が求められます。岐阜大学はこのような “学びの文化” をめざします。

5）地域に根ざした教育や英語教育、海外実習等を通じて、国際的な視野を持って地域や社会で活躍できる能力を培う　Community-Based Education

プライマリケアから高度専門医療に至るまで、医療はいずれも地域に根ざしたものです。岐阜大学は、初期体験実習（１年次）、地域配属（２～３年次選択）、院内外臨床実習（４～６年次選択）などのカリキュラムを通じ、広い視野を持ち、地域の人々の心を理解し、地域に根ざした医療を

実践できる医師づくりに力を入れます。

英語力は医学の修得に不可欠であり、海外活動や医学研究をめざす者にとって極めて重要です。岐阜大学は実践的な英語学習プログラムを提供し、希望者に対しては海外臨床実習の機会を提供します。日頃から英語に触れ、英語力を伸ばす努力を期待します。

6）医師としての全人的成長が出来る能力・態度を養う　　Holistic Education

医学部の6年間は医師となるための大切な準備期間です。入学時の志を忘れずに、常に向上心をもって有意義に過ごすことを期待します。岐阜大学では知識や技術だけでなく、人間的成長をサポートする様々な教育プログラムを提供します。正規の授業だけでなく種々の自主的学習や課外活動によって豊かな人間性を獲得することを期待します。

大学名	国公私立
岐阜大学	国立

1．現在（令和８年度）の入学定員（編入学定員）及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
110	0	0	660

（収容定員計算用）

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	計
（ア）入学定員	110	110	110	110	110	110	660
（イ）2年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
（ウ）3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	110	110	110	110	110	110	660

2．本増員計画による入学定員増を行わない場合の令和９年度の入学定員（編入学定員）及び収容定員

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
85	0	0	510

（収容定員計算用）

	R9	R10	R11	R12	R13	R14	計
（ア）入学定員	85	85	85	85	85	85	510
（イ）2年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
（ウ）3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	85	85	85	85	85	85	510
（臨時的な措置で減員した場合、その人数）							

3．令和９年度の増員計画

入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
110	0	0	535

（収容定員計算用）

	R9	R10	R11	R12	R13	R14	計
（ア）入学定員	110	85	85	85	85	85	535
（イ）2年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
（ウ）3年次編入学定員	0	0	0	0	0	0	0
計	110	85	85	85	85	85	535
（臨時的な措置で減員した場合、その人数）							

増員希望人数	25

（内訳）

(1) 地域の医師確保のための入学定員／編入学定員増（地域枠）	25
(2) 研究医養成のための入学定員／編入学定員増（研究医枠）	0
計	25

地域の医師確保のための入学定員増について

増員希望人数	25

（１）対象都道府県名及び増員希望人数

	都道府県名	増員希望人数
大学が所在する都道府県	岐阜県	25
大学所在地以外の都道府県		
計		25

※「大学所在地以外の都道府県」が5都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄でご提出ください。

（２）修学資金の貸与を受けた地域枠学生の確保状況

都道府県名	R7地域枠定員（※1）	R7貸与者数（※2）	R8地域枠定員（※1）	R8貸与者数（※2）	R7とR8の貸与者数のうち多い方の数
岐阜県	25	28	25	27	28
					0
					0
					0
					0
					0
計	25	28	25	27	28

（※1）臨時定員分のみご記入ください。

（※2）恒久定員の中で地域枠を実施している場合、恒久定員分の地域枠の人数も含めた修学資金の貸与実績をご記入ください。

※6都道府県未満の場合は、残りの欄は空欄でご提出ください。

（３）令和９年度地域の医師確保のための入学定員増について

１．大学が講ずる措置

１－１．地域枠学生の選抜

①**令和７年度に実施した**地域枠学生（令和８年入学）の選抜について、下記をご記入ください。複数種類の選抜を行った場合には、それぞれご記入ください。また、参考として学生募集要項の写しをご提出ください。

名称	入試区分	選抜方式	募集人数	うち臨時定員分	選抜方法（※1）	出願要件（※1）	診療科の選定の有無	（診療科の選定が有る場合）その診療科名	開始年度	備考
学校推薦型選抜Ⅱ地域枠推薦	（ｉ）学校推薦型選抜	別枠（区別型）	28	25	小論文、面接	岐阜県コース：次の１から３のすべての要件を満たす者で、「令和８年度大学入学共通テストの教科・科目のうち、医学部医学科が指定する教科・科目を受験した者 地域医療コース：次の１から４のすべての要件を満たす者で、「令和８年度大学入学共通テストの教科・科目のうち、医学部医学科が指定する教科・科目を受験した者 １ 高等学校（中等教育学校及び特別支援学校の高等学部を含む。）を令和８年３月卒業見込みの者、或いは令和７年３月卒業の者（外国の高等学校に留学したため、令和７年４月１日以降、学年の途中において、あるいは学期の区分に従い高等学校の卒業を認められた者を含む。）で、次の①、②のいずれかを満たしていること。 ① 岐阜県内の高等学校であること。 ② 他県の高等学校の場合は、在学期間中の３年間岐阜県内に居住し、居住地から通学していること。 ２ 人物及び学力が優秀であり、岐阜県の地域医療に貢献したいという強い意志を持ち、能力、素質、適性等について在籍（卒業）学校長が責任をもって推薦し、合格した場合には入学することを確約できる者。 ３ 学校長の発行する調査書の学習成績概評がA段階の者で、以下のことを確約する者 ・入学後、岐阜県医学生第１種修学資金を受給すること。 ・卒業後、２年間の初期臨床研修を岐阜県内（地域医療コースは原則出身医局）で行い、その後岐阜県内の医療機関等において一定の期間、各コースにて指定されたプログラムで業務に従事すること。 ４ 地域医療コースは、以下の要件を満たす者 ① 出願時、志願者本人が対象市町村地域に居住している、または志願者を常に扶養する者が志願者本人の高等学校在学期間中の３年間対象市町村地域に居住している者 【地域医療コースの対象市町村地域】 飛騨市（旧神通町、旧宇津町）、揖斐川町、美濃加茂市、白川町、東白川村、東濃市、郡上市、瑞浪市、中津川市、恵那市、養山市、飛騨市、下呂市、白川村の14市町村地域 ② 当該市町村長の推薦を受けた者	無		H21以前	
合計			28	25						

（※1）貴大学において作成した学生募集要項に記載の内容をご記入ください。

※該当がない場合は、何も記入せずにご提出ください。

②**令和８年度に実施する**地域枠学生（令和９年入学）の選抜について、下記をご記入ください。複数種類の選抜を行う場合には、それぞれご記入ください。
また、参考としてPRのために作成した文書（リーフレット、ホームページ、テレビ、新聞、雑誌等）の写しをご提出ください。

名称	入試区分	選抜方式	募集人数		選抜方法（※1）	出願要件（※1）	診療科の選定の有無	（診療科の選定が有る場合）その診療科名	開始年度	備考
				うち臨時定員分						
学校推薦型選抜Ⅱ地域枠推薦	（ｉ）学校推薦型選抜	別枠（区別型）	28	25	小論文、面接	岐阜県コース：次の１から３のすべての要件を満たす者で、「令和９年度大学入学共通テスト」の教科・科目のうち、医学部医学科が指定する教科・科目を受験した者 地域医療コース：次の１から４のすべての要件を満たす者で、「令和９年度大学入学共通テスト」の教科・科目のうち、医学部医学科が指定する教科・科目を受験した者 １ 高等学校（中等教育学校及び特別支援学校の高等学部を含む。）を令和９年３月卒業見込みの者、或いは令和８年３月卒場の者（外国の高等学校に留学したため、令和８年４月１日以降、学年の途中において、あるいは学期の区分に従い高等学校の卒業を認められた者を含む。）で、次のⅰ、ⅱのいずれかを満たしていること。 ① 岐阜県内の高等学校であること。 ② 他県の高等学校の場合は、在学期間中の３年間岐阜県内に居住し、居住地から通学していること。 ２ 人物及び学力が優秀であり、岐阜県の地域医療に貢献したいという強い意志を持ち、能力、資質、適性等について在籍（卒業）学校長が責任をもって推薦し、合格した場合には入学することを確約できる者 ３ 学校長の発行する調査書の学習成績概評がA段階の者で、以下のことを確約する者 ・入学後、岐阜県医学生第１種修学資金を受給すること。 ・卒業後、２年間の初期臨床研修を岐阜県内（地域医療コースは原則出身県域）で行い、その後岐阜県内の医療機関等において一定の期間、各コースにて指定されたプログラムで業務に従事すること。 ４ 地域医療コースは、以下の要件を満たす者 ① 出願時、志願者本人が対象市町村地域に居住している、または志願者を常に扶養する者が志願者本人の高等学校在学期間中の３年間対象市町村地域に居住している者 【地域医療コースの対象市町村地域】 海津市（旧南濃町、旧平田町）、揖斐川町、美濃加茂市、白川町、東白川村、美濃市、郡上市、飛騨市、中津川市、恵那市、瑞山市、飛騨市、下呂市、白川村の14市町村地域 ② 当該市町村長の推薦を受けた者	無		H21以前	
合計			28	25						

（※1）貴大学において、PRのために作成した文書（リーフレット、ホームページ、テレビ、新聞、雑誌等）に記載の内容（貴大学において作成予定の学生募集要項に記載予定の内容）をご記入ください。
※該当がない場合は、何も記入せずにご提出ください。

１－２．教育内容

①地域枠学生が卒後に勤務することが見込まれる都道府県での地域医療実習など、地域医療を担う医師養成の観点からの教育内容の概要（令和９年度）について、5～6行程度で簡潔にご記入ください。

1年次には、「初年次セミナー」「医学概論」「ヘルスシステム演習」「医療キャリア形成学実習」で、地域医療の重要性の認識や将来医療者として必要となるプロフェッショナリズムの素地を学ぶ。２年次の「研究基礎実習」で、地域医療医学センターへ配属した学生は、地域医療を展開する病院・診療所で実習を行う。４年次は、「地域・産業保健コース」で、地域保健の制度について学ぶ。５～６年次の「選択臨床実習」では、学外病院（へき地診療所等）で実習を行う。	（参考：記入例） 1～2年次には、「○○」という科目を開講するとともに「△△」を必修化し、～～を学んでいる。3～4年次には、××実習を行い、～～を学んでいる。令和８年度からは、■■を新たに開始するなど、～～を図ることとしている。

②（過去に地域枠を設定したことがある場合）これまでの取組・実績を、3～5行程度で簡潔にご記入ください。

平成20年度から地域枠による増員を開始し、県や周辺の医療機関等と連携を図り、県内外の高等学校にもその制度を周知し、地域医療を担う医師の養成やその定着を促すための取組を行ってきた。令和8年度までに473名の地域枠学生を確保し、そのうち294名（うち48名研修医）が現在医師として県内の地域医療に貢献している。	（参考：記入例） 平成○年度から地域枠による増員を開始し、□□、■■などの取組を行ってきた。令和７年度までに△名の地域枠学生を確保し、そのうち▲名が現在～～として地域医療に貢献している。

③上記①の教育内容（正規科目）について、講義・実習科目内容をご記入ください。また、参考としてシラバスの写しをご提出ください。

対象学年	講義・実習名	対象者（※1）	必修／選択の別		講義／実習の別	単位数	開始年度
			地域枠学生	その他の学生			
1年次	初年次セミナー	全員	必修	必修	講義	2	H21以前
1年次	医学概論	全員	必修	必修	講義	2	H21以前
1年次	ヘルスシステム演習	全員	必修	必修	実習	1.5	R7
1年次	医療キャリア形成学実習	全員	必修	必修	実習	0.5	R7
2、3年次	研究基礎実習	全員	必修	必修	実習	7	R7
4年次	地域・産業保健コース	全員	必修	必修	講義	2	H21以前
5、6年次	選択臨床実習	全員	必修	必修	実習	24.5	H21以前

（※1）対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。（地域枠学生の希望者のみの場合は、対象者を「地域枠学生」、必修／選択の別を「選択」とご記載ください。）
※該当がない場合は、何も記入せずにご提出ください。

④大学の正規科目以外で、提供する地域医療教育プログラムがあれば、その内容をご記入ください。

対象学年	プログラム名	対象者（※1）	都道府県との連携	期間（例：○週間）	プログラムの概要（1～2行程度）	開始年度
指定なし	地域体験実習（夏季休業期間中）	全員	岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課内岐阜県へき地医療支援機構と連携してコーディネート。	夏季休業期間中の希望する期間	県内へき地医療拠点病院等の夏季地域体験実習、各種セミナー、研修会、県外地域医療実習への参加を促す。	H21以前
指定なし	地域医療ゼミ	全員	岐阜県健康福祉部医療福祉連携推進課から開催費用(講師謝金等)の援助あり。	1、2回／年	地域医療に関わる講師を招き、講演とともに意見交換を行う。	H21以前
指定なし	奥穂高岳夏山診療所	全員	岐阜県山岳遭難対策防止協議会等から運営費の一部補助あり。	3日間×6班	穂高岳周辺で発生した登山者の遭難事故、その他の疾病に対応する応急処置を行う医師等の補助を行う。	H21以前
指定なし	在宅医療で役立つエコーセミナー	全員	岐阜県地域医療研修推進事業費の補助あり。	2回／年	在宅・地域医療に役立つエコーセミナーを腹部・心臓にわけてハンズオンで行う。医学生は研修医・専攻医と共に参加する。	R3

（※1）対象者は、当該講義・実習を受講可能な学生を「地域枠学生」「全員」のうちから選択ください。
※該当がない場合は、何も記入せずにご提出ください。

⑤上記③④以外に、地域医療を担う医師の養成に関する取組等があれば、簡潔にご記入ください。（令和７年度以前から継続する取組を含む）（1～2行程度）

取組の名称	取組の概要（1～2行程度）	開始年度
地域枠等岐阜県医学生修学資金受給学生面接	岐阜県医学生修学資金受給中の本学医学部医学科および他学の学生と地域医療医学センター教育職員が必ず年1回以上面接を実施。	H21以前
ぎふ医療ケアサークル支援	本学医学部医学科サークルである本サークル活動（地域包括ケアシステムを念頭においた活動)を地域医療医学センター教育職員が担当。	H23

※該当がない場合は、何も記入せずにご提出ください。

２．都道府県等との連携等

①都道府県が設定する奨学金について、以下をご記入ください。併せて、都道府県が厚生労働省に提出する予定の地域の医師確保等に関する計画及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（平成元年法律第64号）第４条に規定する都道府県計画等に位置づけることを約束する文書を添付して下さい。
なお、複数の奨学金を設定している場合は、それぞれ記入ください。

奨学金の設定主体	貸与人数	貸与対象	貸与額　（例：200,000）		返還免除要件	選抜方法		診療科の選定の有無	（診療科の選定が有る場合）その診療科名	備考
			月額	総貸与額		選抜時期	大学の関与の有無 (※1)			
岐阜県	28	新入生	100,000	10,696,800	岐阜県内で初期臨床研修修了後、岐阜県医師育成・確保コンソーシアムが作成したプログラムに基づき、引き続き岐阜県内の医療機関等で７年間業務に従事し、うち少なくとも４年間を知事が指定する医療機関等（岐阜圏域以外）で勤務すること。	③地域枠入学者であれば別途選抜を実施せず貸与	○	無		※岐阜県コース入学者は月額100,000円、総貸与額10,696,800円。 （総貸与額の内訳：7,200,000円（月額 10 万円［６年間］）＋3,214,800円（授業料相当額［６年間］）＋282,000円（入学金相当額）＝10,696,800円） 入学後、５月下旬から６月下旬にかけて現担当者、本学医学部長及び医学部附属地域医療医学センター長が地域枠学生に対して面接等を行い、意志の確認および制度説明確認を行っている。
岐阜県		新入生	200,000	17,896,800	原則出身圏域で初期臨床研修修了後、岐阜県医師育成・確保コンソーシアムが作成したプログラムに基づき、引き続き岐阜県内の医療機関等で７年間業務に従事し、うち少なくとも４年間を知事が指定する医療機関等（少なくとも２年以上を原則出身市町村、残りは出身圏域）で勤務すること。	③地域枠入学者であれば別途選抜を実施せず貸与	○	無		※地域医療コース入学者は月額200,000円（うち月額100,000円は市町村が負担）、総貸与額17,896,800円。 （総貸与額の内訳：14,400,000円（月額 20 万円［６年間］）＋3,214,800円（授業料相当額［６年間］）＋282,000円（入学金相当額）＝17,896,800円） 入学後、５月下旬から６月下旬にかけて現担当者、本学医学部長及び医学部附属地域医療医学センター長が地域枠学生に対して面接等を行い、意志の確認および制度説明確認を行っている。

（※1）診療科の限定または推奨がある場合は、備考欄に詳細をご記入ください。
※該当がない場合は、何も記入せずにそのままご提出ください。

②その他、都道府県と連携した取組があれば、簡潔にご記入ください。（1～2行程度）

取組の名称	取組の概要（1～2行程度）	開始年度
岐阜県地域医療対策協議会	岐阜大学長を座長に、県内の医療関係者、行政、一般市民団体等がメンバー。岐阜県内の医師確保・医療確保に関する課題に取り組む。	H21以前
岐阜県医師育成・確保コンソーシアム	主に岐阜県医学生修学資金を受けられた医師の育成及び医師不足地域での勤務を適切に実施するための支援組織。	H22
岐阜県臨床研修病院協議会	県内の臨床研修が円滑に実施できるための課題を協議する。	H21以前

※該当がない場合は、何も記入せずにご提出ください。

３．在学中の地域枠学生に対する大学の相談・指導、卒後のキャリアパス形成等に対する支援

在学中の地域枠学生に対する大学の相談・指導、卒後のキャリアパス形成等に対する支援についてご記入ください。（都道府県と連携した取組を含む）（1～2行程度）

取組の名称	取組の概要（1～2行程度）	開始年度
地域枠在学生定期面接	在学生には毎年、前期期間中に地域医療医学センター教員が全員を個別面談している。さらに留年者や休学者、修学状況に不安のある学生については随時追加で、地域医療医学センター教員がフォロー、支援を行っている。	H22

※該当がない場合は、何も記入せずにご提出ください。

４．その他

<u>１～３に記入したもの以外で、</u>その他、地域の医師確保の観点から大学の今後の取組があれば、簡潔にご記入ください。（1～3行程度）
特に、都道府県からの奨学金の貸与を受ける者、地域枠入学者を確保するために貴大学で取り組まれていることや今後の取組予定がありましたら、ご記入ください。

大学オープンキャンパスで地域枠入試制度及び修学資金制度について紹介するとともに、高校生及び高校教員を対象とした地域枠説明会を毎年実施し、地域枠入学者の確保に取組んでいる。また、へき地医療研修会を自治医大関係者と行ったり、県内医師少数地域の13市町村との連携を強化するふるさとプロジェクトを立ち上げ、医学生と市町村との交流を行ったりしている。

5 学生の確保の見通し等を記載した書類

目次

1　新設組織の入学定員設定の考え方及び定員を充足する見込み2
（1）学生確保の見通しの調査結果2
（2）中長期的な 18 歳人口の全国的・地域的動向2
（3）同分野を有する競合校の状況4
（4）既設組織の定員充足の状況4
2　学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果5
3　新設組織で養成する人材の社会的要請や人材需要の動向7
資料目次9

１　新設組織の入学定員設定の考え方及び定員を充足する見込み

岐阜大学医学部医学科は平成 27 年度に地域枠の募集定員数を 28 名（うち臨時定員地域枠数 25 名）として以降、この定員を維持することによって岐阜県の地域枠卒業医師の確保に貢献してきた。今回の申請は、令和９年度の岐阜県地域枠を 25 名までとする要望が認められたことを受けて、令和８年度末を期限とする臨時定員地域枠数を 1 年間延長することにより、令和９年度においても現在と同数の地域枠募集定員数を設定しようとするものである。定員を充足する見込みについては、以下の（１）から（４）における説明のとおりである。

（１）学生確保の見通しの調査結果

学生確保の見通しについては、今回の申請が令和８年度末に期限を迎える臨時定員地域枠数の１年間延長を目的とした収容定員の変更であるため、既設組織には新設組織と同等の入学実績があると言えることから、既設組織の実績を用いて説明する。

医学部医学科における平成 29 年度から令和８年度までの直近 10 年間の入学志願状況等は資料１のとおりである。地域枠推薦入試における倍率は平均 1.56、中央値 1.55 である。令和２年度を除き毎年度 1.0 以上を維持しており、直近の令和８年度は 1.4 であった。これらの数値から、地域枠の志願者は安定的に確保することができていると言える。また、医学部医学科全体の定員充足率は平成 29 年度以降ほぼ 100%を維持している。よって、今回の収容定員の変更によって臨時定員地域枠数を 1 年間延長する場合においても、これまでと同様に定員を充足する学生数を確保できる見通しであると言える。

（２）中長期的な 18 歳人口の全国的・地域的動向

（主な学生募集地域）

学校基本調査の最新公表データである令和７年度の調査結果（出身高校の所在地県別入学者数）によると、本学医学部医学科における県内高校出身者は 46 名であり、医学部医学科の入学生全体の約 42%を占めている。また、地域枠入学生に限ると、同年度の地域枠入学生 28 名のうち県内高校出身者は 24 名であり、地域枠入学生全体の約 86%を占めている。これは、地域枠推薦入試の募集要項のなかで「① 岐阜県内の高等学校であること。② 他県の高等学校の場合は，在学期間中の３年間岐阜県内に居住し，居住地から通学していること。」のいずれかを満たしていることを出願要件として定めていることによる。地域枠の募集定員数が現在の人数となった平成 27 年度から令和８年度までの地域枠入学生に占める県内高校出身者の平均割合は約 85%[1]であり、このように県内高校出身者が地域枠入学生の９

[1] 平成 27 年度～令和８年度の地域枠入学者 323 名のうち、県内高校出身者は 275 名、県外高校出身者は 48 名であった。

割近くを占める傾向は、前述の出願要件のもとで入試を実施する限り今後も続くことが予想される。したがって、地域枠の主な学生募集地域は岐阜県である。

（主な入学対象）

地域枠推薦入試は学校推薦型選抜によって実施していることから、地域枠の主な入学対象は高校卒業生（18 歳人口）である。我が国における中長期的な 18 歳人口の動向については、国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」（令和 5 年推計）によると、令和 17 年までに令和 8 年との比較で約 13%減少する見込みとなっている。また、地域枠の主な学生募集地域である岐阜県の 18 歳人口については、岐阜県政策研究会人口動向研究部会が公表した「岐阜県の将来人口推計」（令和 4 年 3 月）によると、令和 17 年までに令和 8 年との比較で約 20%減少する見込みとなっている。一方で、今回の収容定員の変更は 1 年（令和 9 年度）限りの暫定的な増員であるため、増員に直接関係するのは令和 8 年と令和 9 年の 18 歳人口である[2]が、令和 7 年から令和 9 年にかけての 18 歳人口水準は極端な減少ではないと予測されている。よって、臨時定員地域枠数を 1 年間延長する場合においても、これまでと同程度の入学対象者数を見込むことができると言える。

表 1　18 歳人口推計　　（単位：人）

	全　　国 （※1）	岐　阜　県 （※2）
令和 7 年	1,100,000	18,267
令和 8 年	1,107,000	18,415
令和 9 年	1,088,000	17,848
令和 10 年	1,084,000	17,606
令和 11 年	1,076,000	17,703
令和 12 年	1,052,000	17,180
令和 13 年	1,049,000	16,787
令和 14 年	1,025,000	15,998
令和 15 年	1,028,000	15,949
令和 16 年	1,004,000	15,541
令和 17 年	964,000	14,671
令和 18 年	940,000	14,515

※1　全国の数値は、国立社会保障・人口問題研究所による「日本の将来推計人口」（令和 5 年推計）の表 1-9 男女年齢各歳別人口（総人口）に基づく。

※2　岐阜県の数値は、岐阜県政策研究会人口動向研究部会による「岐阜県の将来人口推計」（令和 4 年 3 月）の男女年齢階級別総人口に基づく。

[2] 「日本の将来推計人口」と「岐阜県の将来人口推計」はともに国勢調査の確定数を基にしており、国勢調査における年齢は調査時点である 10 月 1 日現在の満年齢で集計されるため。

（３）同分野を有する競合校の状況

県内で医師を育成する学部を置く大学は岐阜大学のみである。近隣の県には医師を育成する学部を置く国公私立大学が複数存在するが、今回の申請は県内で勤務する医師の確保を目的とした地域枠の募集定員数に関するものであるため、競合する大学はない。

また、岐阜大学では入学金、授業料等の学生納付金を文部科学省令による国立大学の標準額と同額（授業料年額：535,800 円、入学料：282,000 円）に設定している。

（４）既設組織の定員充足の状況

既設組織における直近 5 年間の入学志願状況等は前出の資料 1 のとおりである。資料 1 では、十分な志願者数があり、収容定員を充足する入学者数を確保していることが示されている。よって、「（１）学生確保の見通しの調査結果」において述べたとおり、臨時定員地域枠数を 1 年間延長する場合においても、これまでと同様に定員を充足する学生数を確保できる見通しであると言える。

２　学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

（オープンキャンパス）

岐阜大学では毎年８月に「オープンキャンパス」を実施している。オープンキャンパスでは、すべての学部等で来場型企画を実施する他、一部オンラインによる企画もあり、学部説明会や模擬講義、相談会、体験型イベントなど様々な企画を実施することにより、高校生が大学の様子やキャンパスライフに触れる絶好の機会となっている。

医学部医学科におけるオープンキャンパスの実施状況は下表のとおりである。

表２　医学部医学科オープンキャンパスの参加者数　（単位：人）

実施年度	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
参加者数	176	209	198	－ ※1	－ ※1	84 ※2	74	190 ※3	205 ※4	312 ※5

※1　R2 及び R3 は「Web オープンキャンパス」のみ実施のため、対面の参加者なし。
※2　R4 は対面と Zoom の併用による実施のため、この他に Zoom の参加者が 203 人あり。
※3　R6 は対面と Zoom の併用による実施のため、この他に Zoom の参加者が 218 人あり。
※4　R7 は対面と Zoom の併用による実施のため、この他に Zoom の参加者が 246 人あり。
※5　R8 は対面と Zoom の併用による実施のため、この他に Zoom の参加者が 187 人あり。

医学部医学科オープンキャンパスでは、医学科及び医学部附属病院の概要の説明に加えて、模擬授業や施設見学、在学生との懇談会などを実施している（資料２）。実施方法については、令和２年度及び令和３年度は、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、対面実施に代えて HP 上に説明動画を掲載する「Web オープンキャンパス」を実施した。令和４年度以降は、定員を設けて対面実施を再開するとともに「Web オープンキャンパス」も継続して実施している。加えて、抽選に外れた希望者に対して当日のオンライン配信も実施している。

オープンキャンパスでは高校生に対して幅広く岐阜大学の魅力をアピールする効果が期待できる。

（岐阜大学医学部“地域枠推薦入試”受験希望者向け説明会）

医学部医学科では毎年３月に「岐阜大学医学部“地域枠推薦入試”受験希望者向け説明会」を実施している。本説明会では、地域枠推薦入試の受験を希望する高校新３年生、高校進路指導担当教員及び地域枠推薦入試受験希望生徒の保護者（生徒本人が参加できない場合のみ）に対象者を限定しており、地域枠の受験対象者及びその関係者に対して直接 PR する重要な機会となっている。説明会の実施状況は下表のとおりである。

表３　医学部“地域枠推薦入試”受験希望者向け説明会参加者数　　（単位：人）

実施年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
参加者数	133	121	132	94	138	116	159	151	216	172

説明会では、教員から、「地域医療に関わる医師を育てよう」という地域枠推薦入試の設立目的を含め、「地域医療」の現状と将来の展望、岐阜県医学生修学資金等についての説明を行っている（資料３）。実施方法については、令和２年度及び令和３年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、参加者を二つに分けて２日開催としていたが、令和４年度からはより大きな会場に変更して１日開催とし、対面と Zoom で実施している。

説明会では受験希望の高校生が地域枠推薦入試の制度や岐阜県医学生修学資金について理解を深める効果が期待できる。

3　新設組織で養成する人材の社会的要請や人材需要の動向

厚生労働省の「医師・歯科医師・薬剤師統計（旧：医師・歯科医師・薬剤師調査)」によると、岐阜県における人口 10 万人あたりの医療施設従事医師数は、直近 5 回の調査結果[3]で着実に増加しているものの、全国平均を下回る状況が続いている。また、厚生労働省によって公表された都道府県別の医師偏在指標（令和 8 年 4 月公表）[4]で岐阜県は下位 1／3（47 都道府県中 35 位）に位置し、医師少数都道府県に分類されている。

このため、岐阜県では平成 30 年に成立した「医療法及び医師法の一部を改正する法律」に基づき、医師偏在指標に基づいて医師少数区域・医師多数区域等を設定し、医師少数区域等における医師確保についての集中的な検討を行い、二次医療圏等の医療提供体制を整備することを目的として、令和 2 年度から「岐阜県医師確保計画」を策定している。同計画では、3 年ごと（令和 2 年度からの計画は 4 年）に実施・達成を積み重ね、令和 18 年までに医師偏在是正を達成することを長期的な目標としている。現在は、第 8 期岐阜県保健医療計画における岐阜県医師確保計画【令和 6 年度～令和 8 年度】が実施されているところである。このなかでは目標医師数を、医師偏在指標の推移及び令和 8 年の推計人口並びに令和 4 年医師・歯科医師・薬剤師 統計（厚生労働省）等の結果を踏まえ、下表のとおり設定している。

表 4 目標医師数　　（単位：人）

区分	分類	医療施設従事医師数(R2 年)	医療施設従事医師数(R4 年)	R8 年度目標医師数
岐阜県	医師少数県	4,442	4,505	4,703
西濃	医師少数区域	618	616	716
飛騨		267	278	304
中濃	中位の区域	626	645	678
東濃		619	621	650
岐阜	医師多数区域	2,312	2,345	2,355

出典：「岐阜県医師確保計画」より

そして、この目標医師数を達成するための施策の一つとして、岐阜大学医学部医学科の入学定員に「地域枠」を設けることが掲げられ、卒業後に医師少数区域等の医療機関で勤務す

[3] 過去の調査結果における岐阜県の人口 10 万人あたりの医療施設従事医師数（単位：人）は、平成 26 年 202.9（全国平均 233.6)、平成 28 年 208.9（全国平均 240.1)、平成 30 年 215.1（全国平均 246.7)、令和 2 年 224.5（全国平均 256.6)、令和 4 年 237.9（全国平均 274.7)、令和 6 年 238.9（全国平均 267.5）である。

[4] 厚生労働省の公表資料「医師偏在指標（都道府県別）（令和 8 年 4 月公表版)」

る医師を養成・確保するために、引き続き岐阜大学医学部の地域枠定員を維持するよう国に要望することが記載されている[5]。よって、今回の申請は、岐阜県の医師確保の方針と合致し、岐阜県における人材需要の動向を踏まえたものであると言える。

[5] 岐阜県医師確保計画【令和６年度～令和８年度】（第８期岐阜県保健医療計画別冊）35 頁。

資料目次

資料１　入学志願状況等

資料２　オープンキャンパス

資料３　岐阜大学医学部“地域枠推薦入試”受験希望者向け説明会

入学志願状況等

入試＼年度	項目	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
地域枠推薦	募集人員	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
	志願者	65	33	42	24	52	32	57	48	46	38
	倍率	2.3	1.2	1.5	0.9	1.9	1.1	2.0	1.7	1.6	1.4
	受験者	65	33	42	24	52	32	57	47	46	38
	合格者	28	28	28	20	28	24	28	28	28	27
	入学者	28	28	28	20	28	24	28	28	28	27
一般推薦	募集人員	15	15	15	20	20	27	27	27	27	27
	志願者	28	18	23	24	17	14	46	53	79	65
	倍率	1.9	1.2	1.5	1.2	0.9	0.5	1.7	2.0	2.9	2.4
	受験者	28	18	23	24	17	13	46	52	79	65
	合格者	15	15	15	20	13	5	27	27	27	27
	入学者	15	15	15	20	13	5	27	27	27	27
一般前期	募集人員	32	32	32	37	37	45	55	55	55	55
	志願者	365	388	270	410	357	466	593	202	156	238
	倍率	11.4	12.1	8.4	11.1	9.6	10.4	10.8	3.7	2.8	4.3
	受験者	324	336	229	365	321	416	434	129	119	135
	合格者	32	33	32	37	45	70	56	55	55	56
	入学者	32	32	32	37	44	67	55	55	55	55
一般後期	募集人員	35	35	35	25	25	10				
	志願者	837	898	786	645	1,141	405				
	倍率	23.9	25.7	22.5	25.8	45.6	40.5				
	受験者	210	185	144	105	101	32				
	合格者	37	37	36	28	29	12				
	入学者	35	35	35	25	25	11				
定員充足率(%)		100	100	100	100	92.7	100	97.3	100	100	99.0

※1　医学部医学科では，令和５（2023）年度入学者選抜（令和４（2022）年度実施）から一般選抜後期日程試験（一般後期）を実施していない。

※2　医学部医学科では，令和６（2024）年度入学者選抜（令和５（2023）年度実施）から一般選抜前期日程試験（一般前期）の２段階選抜の実施倍率を約９倍から約３倍に変更した。

岐阜大学オープン・キャンパス 2026

医学部医学科プログラム

1．日　時　　令和８年８月７日（金）

2．場　所　　図書館　講堂

3．内　容

	時　　間	内　　容	担　　当
	9：00～9：30	受付	医学科学務係
☆	9：30～9：35	医学部長挨拶	医学部長 教授　牛越　博昭
☆	9：35～9：50	医学科入学者選抜方法等の説明	医学科入試委員会委員長 教授　磯部　真倫
☆	9：50～10：05	医学部附属病院紹介 “ここがすごいよ岐阜大学病院の診療と研究”	医学部附属病院長 教授　清水　雅仁
☆	10：05～10：35	医学部概要を聴きながら探検するオンラインキャンパスツアー	【会場】 医学科教務厚生委員長 教授　兵藤　文紀 【キャンパスツアー】 医学教育開発研究センター 教授　西城　卓也 医学科入試委員会委員長 教授　磯部　真倫 学生２名
☆	10：35～11：30	懇談会 研修医や在学生にいろいろ聞いてみよう！	医学科教務厚生委員長 教授　兵藤　文紀 地域医療医学センター長 教授　牛越　博昭 地域医療医学センター 副センター長 臨床講師・助教　操 奈美 学生２名 研修医２名
	11：30～12：00	模擬授業（来場者のみ） 「解剖学と脳」	解剖学分野 教授　江角　重行

☆はオンライン配信するプログラムです。

【資料3】

（別紙）

岐阜大学医学部「地域枠推薦入試」受験希望者向け
説明会開催のお知らせ

【日　時】　令和８年３月２７日（金）１４：００～１５：３０

【会　場】　岐阜大学医学部 記念会館　２階 及びZoom

【対　象】　＜対面＞　地域枠推薦入試を検討している新高校３年生及びその保護者
高等学校進路指導担当教員

※ご来場は先着１００名まで。学生・教員の参加を優先させていただきます。上限に達した場合は、保護者様にZoomへのご変更を依頼することもございますので、ご了承ください。

＜Zoom＞　地域枠推薦入試を検討している新高校２・３年生及びその保護者
高等学校進路指導担当教員

【内　容】　「地域医療に関わる医師を育てよう」という目的で設立された地域枠推薦入試に関し、「地域医療」の現状と将来の展望、岐阜県医学生修学資金等について、説明いたします。

１．「医学部長挨拶」
岐阜大学医学部長（地域医療医学センター長）　牛越　博昭　教授

２．「岐阜大学医学部医学科の概要と入試制度」
岐阜大学医学部医学科入試委員長（教務主任）　兵藤　文紀　教授

３．「岐阜県の地域医療の現状と岐阜県医学生修学資金受給者の予定」
岐阜大学医学部附属地域医療医学センター副センター長
操　奈美　併任講師

４．質疑応答

【申込方法】　学校ごとにお取りまとめのうえ、リンクまたはQRコードからお申し込みください。

https://forms.office.com/r/qeD8Ud7Ee8

※１回の入力で５名まで入力できます。６名以上参加を希望される場合は、複数回に分けて入力してください。またはエクセル（任意様式）に氏名、ふりがな、身分（生徒・教員・保護者）、参加方法（対面またはZoom）を記入し、メールで送付していただいても結構です。

【申込期限】　令和８年３月６日（金）１７時

【担当者】　岐阜大学医学部医学科学務係　田中（tanaka.kazuki.m5@mail.f.thers.ac.jp）

【備　考】　後日、ご担当の先生に、資料及びZoomのリンク等を送付いたします。

別記様式第３号（その１）

（用紙　日本産業規格Ａ４横型）

教　　員　　名　　簿

学　長　又　は　校　長　の　氏　名　等						
調書番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有学位等	月額基本給（千円）	現　職 （就任年月）
—	学長	ヨシダ　カズヒロ 吉田　和弘 ＜令和4年4月＞		博士 (医学)		国立大学法人東海国立大学機構 岐阜大学　学長 （令和4.4～令和10.3）